

東大寺文書の近世・近代

二〇二二・二〇二三年度一般共同研究成果報告

研究代表者

森 哲也（九州大学大学院人文科学研究院・専門研究員）



# 目次

## 共同研究の概要

… 1

## 東大寺文書と史料探訪

森 哲也 … 3

はじめに

第一章 水戸家の史料探訪と東大寺文書

第一節 探訪過程の検討

第一項 探訪年次の議論

第二項 天和元年の探訪過程

第二節 書写された文書・典籍

第二章 前田家の史料探訪と東大寺文書

第一節 『南都有之書物之覚』(『南都書籍搜索記』)の写本

第二節 探訪の過程

第三章 蛭川式胤『八重の残花』に見える東大寺文書関係記事

第一節 東大寺文書関係

第二節 東大寺文書をめぐる好古家

おわりに

## 古代中世東大寺文書の近世近代目録を読み直す―森哲也の成果に学ぶ

遠藤基郎 … 56

はじめに

第一章 東大寺本寺伝来文書の保管場所―印蔵・油倉・新造屋宝庫

第二章 近世・近代調査のあらまし―表1の解説

第三章 個別調査ごとの検討

1. 延宝・天和の水戸徳川家・加賀前田家の調査

2. 享保年間の数回にわたる幕府の調査

3. 伊賀藤堂藩の『三国地志』材料蒐集調査

4. 寛政年間幕府の調査

5. 天保五年から十一年頃の奈良町奉行家臣穂井田忠友の調査

6. 江戸時代調査の考察

#### 第四章 明治期前半の調査

1. 明治一〇年調査目録

2. 明治二十一年調査目録

3. 明治一〇・二十一年調査の考察

#### 第五章 明治期後半以降の変遷

1. 成巻文書と寺外所在分

2. 東京帝国大学の影写本

3. 京都帝国大学中村直勝の未成巻文書整理

#### 結論

残された課題

「牛玉堂方記録」（東大寺二月堂修二会堂衆方牛玉誓紙）——翻刻と解説——

坂東俊彦  
…  
84

はじめに

一、牛玉誓紙

二、「牛玉誓紙」作成の経緯

三、明治期における東大寺組織の改編

まとめにかえて

近世称名寺の典籍調査——目録の紹介を兼ねて——

三輪眞嗣  
…  
95

はじめに——称名寺典籍調査の概略

一、近世称名寺の典籍調査に関する先行研究

二、加賀藩の典籍調査時の目録について

おわりに

## 共同研究の概要

### ○研究課題名

東大寺文書の近世・近代

### ○研究組織

#### 【研究代表者】

森 哲也(九州大学大学院人文科学研究院・専門研究員)

#### 【所外共同研究員】

坂東俊彦(東大寺史研究所・研究員)

三輪眞嗣(神奈川県立金沢文庫・学芸員)

#### 【所内共同研究者】

遠藤基郎(古文書古記録部・教授)

### ○主要な研究成果

#### 【論文】

・三輪眞嗣「近世称名寺の寺僧集団に関する基礎的考察」

(『金澤文庫研究』三四八、二〇二二年三月、査読なし)

・坂東俊彦「江戸期の東大寺復興における東南院―「東南院由緒綴」を

手がかりに―」

(『南都佛教』一〇二六、二〇二二年九月、査読あり)

・森 哲也「東南院文書の成立過程」

(『東南院文書成立過程の研究』二〇一九〜二〇二二年度

科学研究費補助金成果報告書／基盤研究(C) 課題番号

一九K〇〇九七八、二〇二三年三月、査読なし)

・森 哲也『集古文書』に見える東大寺文書」

(同右)

・森 哲也「東大寺文書と史料探訪」

(本報告書、査読なし)

・遠藤基郎「古代中世東大寺文書の近世近代目録を読み直す

―森哲也の成果に学ぶ―

(同右)

・坂東俊彦「牛玉堂方記録」(東大寺二月堂修二会堂衆方牛玉誓紙)

―翻刻と解説―

(同右)

・三輪眞嗣「近世称名寺の典籍調査―目録の紹介を兼ねて―」

(同右)

#### 【史料紹介】

・森 哲也「九州国立博物館所蔵の東大寺文書」

(『九州史学』一九六、二〇二四年二月、一瀬智と共著、

査読あり)

### ○研究課題と本報告書の概要

本研究課題は、個別文書の活用に際しては、現在に至るまでの文書群の形成、伝来の過程を踏まえておく必要があるとの観点に立ち、東大寺文書(東南院文書を含む)を対象として、現状の成立に深く関わる近世・近代の様相を把握しようとするものである。具体的には、史料探訪側(近世では水戸徳川家、加賀前田家等)が作成した点検記録と、東大寺側の記録(『東大寺執行所日記』等)とを照合することで、具体的な探訪過程、書写された文書・典籍を確認する。合わせて各院家・組織の変遷を踏まえながら、現状の成立過程、所属した文書群等を明らかにするための基礎的考察を行う。また、寺外所在の東大寺文書について、伝来に関わった人物の関係史

料、状況を記す陳述史料、東大寺内の記録等を分析することにより、寺外流出の事情・背景、伝来過程等を説明する。その成果を公開することで、必ずしも当該分野に関心が高いとは思われない近現代史研究者の注意をも喚起し、未知あるいは現蔵者不明の文書に関して、所在や関係史料等の情報提供につながるようにする。

本報告書所収の論文の概要は、以下の通りである。森哲也は、水戸家、前田家による東大寺への史料探訪に関し、その過程と探訪された文書・典籍の具体相を分析するとともに、蜷川式胤『八重の残花』を素材として、明治初頭の東大寺文書とその周辺について考察を行った。遠藤基郎は、近世・近代の東大寺文書に関して森哲也が行ってきた考察に、伊賀藤堂藩による調査事例を加えて再検討し、あらためて当該期の東大寺における文書管理・整理の意義を論じている。坂東俊彦は、東大寺二月堂修二会において使用される「牛王誓紙」が、明治初頭の寺内組織改編を通じ「古文書」化する過程を考察した。三輪眞嗣は、東大寺と同時期に行われた、加賀藩による武蔵国称名寺での文書・典籍調査について、作成された目録の分析を行っており、東大寺を対象とする調査との比較検討にもつながる内容である。

## はじめに

古代・中世の文書は、正文自体が伝わる他、案や写の形でその内容が確認されるものも多い。これまで筆者は、東大寺文書や観世音寺文書を対象として、影写本・写本の分析を通じた新出史料の指摘、接続関係の復原、その意義に関する考察を行ってきた<sup>1</sup>。その際、筆者の能力と史料的な手がかりの乏しさにより、各写本作成の契機、具体的な書写の過程、作成時期等について、一部を除き明確にできない限界があったことも否めない。しかしながら、史料学の深化を図る上で、写本自体の分析のみならず、当該写本に関する陳述史料への目配りが必要であることが、『入唐五家伝』の写本について再認識されたところである<sup>2</sup>。あえて言挙げするまでもないことと思われるが、歴史事象と同様、まず写本自体を時間軸の上に位置付けることが必要であり、奥書等が見えない場合も、史料探訪事業の検討や書写された文書の内容等から、作成時期や親本に接近する方途も模索されなくてはならない。同時に、これは各時期の東大寺所蔵の

文書・典籍等の状況を探る営為でもある。

そこで本稿では、水戸徳川家（以下、水戸家と略す）、加賀前田家（以下、前田家と略す）により実施された史料探訪を対象として、探訪する側の史料―水戸家の場合であれば『大日本史編纂記録』等―と、東大寺側の史料―『東大寺年中行事記録』『東大寺執行所日記』等―とを照合することで、具体的な探訪過程、書写された文書・典籍の状況を明らかにし、伝存する東大寺文書写本の成立と近世における東大寺文書の状況を考えるための基礎的考察を行うことにしたい<sup>3</sup>。あわせて、蛭川式胤『八重の残花』から東大寺文書関係の記事を摘録し、東大寺文書を取り巻く近代初頭の状況についても考察する。

## 第一章 水戸家の史料探訪と東大寺文書

### 第一節 探訪過程の検討

水戸家の史料探訪は、『大日本史』編纂事業に伴うものである<sup>4</sup>。本節では、探訪に関わる書状、史臣の日記等をまとめた『大

日本史編纂記録』<sup>5)</sup>と、東大寺側の『東大寺年中行事記録』『東大寺執行所日記』を対照しつつ考察を行う。

### 第一項 探訪年次の議論

水戸家による南都（紀伊等も含む）の史料探訪については、その成果に基づく『南行雑録』の成立とも関わり、延宝八（一六八〇）年説<sup>6)</sup>、天和元年説<sup>7)</sup>、延宝八年・天和元年両度説<sup>8)</sup>、という議論がある。

本稿で主題となる東大寺を対象とした探訪年次に関し、水戸家側の史料（史料②⑤⑥）、東大寺側の史料（史料③④⑨）から天和元年の探訪は確実であり、問題となるのが史料①の理解である。

史料① 十一月七日の史館衆中宛て佐々介三郎（佐々宗淳）書状

写（南都御用之覚）【二三二―一八・一〜六】

南都御用之覚

拙者儀当月三日南都を罷出、住吉へ罷越、昨六日之夜  
帰京仕候事。（中略）

一、東大寺ニ要録と申書廿冊有之候。是ハ東大寺之一臘一人預り置申候故、他寺之僧ハ勿論、寺中ニも一臘之外見申たる者無之候由ニ候。此記録之事、自一乘院御門主、

以御使僧被仰入候処、東大寺之一臘上生院と申僧奉畏候由ニ而、拙者一乘院御門主御坊官と同道仕、於上生院右之要録披見申候。皆々仏事ニ而候内、是善・兼光・親経等上代名臣之文章十余通許有之候、写取申候。其外聖武以来之官府・論旨等数百通披見申候。随分古キ慥成物ニ御座候へとも御用ニ入申事ハ無御座候事。（中略）

一、此度南都ニ而十四五日罷在、不残搜索仕候。興福寺春日社之分ハ■を極め申候。東大寺ニ勅封之蔵之外、終ニ開不申蔵ニ御座候之。是ハ中く一朝一夕ニハ埒明申ましく候。連々才覚仕候ハ、畢竟ハ埒明可申様子ニ御座候。二蔵之内一蔵ニハ宇治之宝蔵の書物■之由申伝候。左様ニも候へハ見申度物ニ御座候。此才覚之義ハとかく一旦ニハ成申ましく候と存、南都之衆二三人も頼置申候。様子ハ拙子罷下委細可申上候事。（中略）

佐々介三郎（花押）

十一月七日

史館衆中様

人々御中

増村宏氏は史料①について、中略部分も含めた内容から、天和元年六月以降の南都における探訪の総括的報告書簡と見て、



延宝八年の採訪を否定する。これに対して但野正弘氏は、奥書により延宝八年の蒐集が確実な写本が彰考館本中に存すること（興福寺、春日社関係）等から、同年採訪時の史料と理解する。『目録』も（延宝八年）十一月一七日付の佐々介三郎（宗淳）宛て新平（今井新平）・又左衛門（人見伝）書状案【三一七…一〇三】により、延宝八年に比定する。たしかに、同書状案は佐々介三郎の南都における史料採訪を記すが、東大寺に即するならば、厳密には調査のことは記されないとはいえる<sup>10</sup>。

そこで採り上げたいのが、**史料②**である（以下、本章では編年史料の出典は年を省略する）。

**史料②**『東大寺執行所日記』延宝九年六月一五日条

十五日丙申、水戸宰相殿ヨリ 御門跡江御使来。東大寺記録書写被成度由也。此段ハ去春御門跡江戸御参府之節、御対面直ニ御覽訖。我等宰相殿へ参上之刻、種々之御馳走有之。直ニ御頼、依之御使之衆吉弘左介、佐々介三郎、内藤甚平、秋山八兵衛以上四人今日（マ）当着。去冬佐々介三郎於上生院寺中記録少々書写。此故ニ上生院并拙者方へ御使白銀等拝領。江戸ニテモ白銀等拝領御座候。

本条自体は天和元年の採訪関係記事であるが、注目されるのは「去冬佐々介三郎於上生院寺中記録少々書写。此故ニ上生院

并拙者方へ御使白銀等拝領。江戸ニテモ白銀等拝領御座候」の部分である。これによれば、「去冬」すなわち延宝八年の冬に、佐々介三郎が東大寺の上生院において、寺中記録を書写したことが判る。編集に際して係年の誤りも見られる『大日本史編纂記録』や無年号の書状と異なり、日を追って書き継がれる『東大寺執行所日記』の場合、係年の誤りは想定し難く、延宝八年冬の採訪実施を確認できる。「去冬佐々介三郎於上生院寺中記録少々書写」という記述も、**史料①**で『東大寺要録』から「是善・兼光・親経等上代名臣之文章十余通許」を写し取ったとの内容に対応しよう。こうした**史料②**の内容、および**史料①**に見える「此度南都ニ而十四五日罷在」という滞在日数も次に述べる天和元年の採訪とは合致しないこと、十一月七日の日付も冬に該当することを踏まえるならば、**史料①**は延宝八年のものとして判断できる。

## 第二項 天和元年の採訪過程

次に、天和元年の史料採訪うち、本稿の主題である東大寺への採訪について、まず具体的な過程を確認したい。その際、六月三日から始まる『両京日記』【二三七―一〇一〇二二】を基本とし<sup>11</sup>、各条に対応する他の書状、東大寺側の記録を突き合

わせることにする（以下、単に某日条と記すのは同日記によるものである）。

この採訪には、佐々宗淳（介三郎）、吉弘元常（左介）、内藤貞顕（甚平）、秋山久積（八兵衛）が参加し、書写のため筆耕が雇われている。一行は六月三日午後に京都に到着（同日条）、妙法院門跡、随心院門跡への挨拶に赴き（六月六日条、八日条）、奈良への出発は一日卯後、南都到着は申後のことで、猿沢池辺の池田屋庄左衛門家に宿泊した（同日条）。ここを拠点に各所への挨拶、東大寺を始めとする諸寺社の史料採訪を行うことになる。出発に先立って、佐々宗淳、吉弘元常同道で、東大寺寺務（別当）であった随心院門跡の大僧正俊海（鷹司家出身、天和二年五月一六日寂）に参上した際には、「御書物者何にても為御見可被成候由、則其旨昨日東大寺へも御飛脚にて被仰遣候由」とのことであったが（六月八日条）、後述のように実見までには少し時間を要した。六月一〇日に佐々宗淳が南都に書状を遣わしたのも（同日条）、採訪に備えてのことで、一二日にその返札が到来している（同日条）。六月一三日条にも「左介・介三郎共ニ随門様へ行。柴垣織部ニ逢。南都へ十五日ニ発足可仕候。油蔵書籍（飛カ）□御見せ被下候趣、坊官衆方御状被遣被下候へ□（のよか）し申入候。其段明日阿なた方御飛脚にて可被仰遣□

□拙者共ニハ可罷越之由被仰出候」とあり、随心院門跡に対し、一日の出発予定を報告し、東大寺「油蔵書籍」の実見について、坊官から御状を東大寺へ下してもらおうよう申入れている。

一行の南都到着が六月一日であったことは、（延宝九年）六月二日の左介（吉弘元常）・介三郎（佐々宗淳）・甚平（内藤甚平）・金平（鶴飼鍊斎）宛て岡部忠平・中村新八（願言）・人見又左衛門（伝）・板垣宗懺書状案【四一六・一〇三】に、「左介殿・助三殿・甚平殿、去十五日ニ南都へ御越被成候由、彼地御書物之様子はやく御聞被遊度様子ニ御座候間、様子しれ次第早速以左右可被成候」とあり、（延宝九年）六月二三日の史館衆中宛て内藤甚平・佐々介三郎（宗淳）・吉弘左介（元常）書状写【二二九―五〇一―五】に、「私共茂先達而申上候通、去十五日ニ南都へ罷越、今程方々相勤申候」と見えるばかりでなく、東大寺側の前掲史料②においても確認される。

六月一六日条には、東大寺の子院（塔頭）の一つ「正法院呼寄、東大寺記録之義相談申候処、当春江戸方罷帰候已来、寺僧中へ殿様御内意之趣申置候。此間、随門方両度迄御文参、記録之儀見せ申候様ニと寺僧中へ被仰付候。寺僧中畏候由にて御座候。今日幸寄合目安にて御座候間、申談一左右可申入候間、明日上生院迄参候様ニと致約諾候て、惣持院記録之義も内々正法

院申置候間、弥事調可申候由」とあり、翌日に「左介・介三郎同道にて喜多村主計・二条寺主・正法院へ行。正法院案内にて上生院・宝巖院・尊光院・龍松院へ行。兩人右之七人衆へ二百疋ツ、持参。何も対顔。東大寺之記録不残すきと見せ可申由」であつた（六月一七日条）。しかし、すぐには調査できなかつたため、二〇日に「正法院へ東大寺記録共早ク御見セ被下候様ニと催促状遣ス」と督促している（同日条）。以上の六月一五日〜二〇日の過程は、東大寺側の史料②〜④に対応記事が残る（史料③は水戸家の史料採訪全体を要約した内容）。

史料③ 『東大寺年中行事記録』六月一七日条

一、水戸宰相様方当寺油倉ニ納ル記録等御写被成度旨、隨身院御門跡江御頼被成候ニ付、御門跡方上生院、宝巖院、尊光院江御書参候故、廿日、廿一日両日於年預所寺中老若之会合虫弘有之。其内水戸様御用之記録取出畢。

水戸様江御写被成候覚

- 一、太政官符、一、陰陽寮勘文、一、奴婢帳、
  - 一、弁官下文、一、觀世音寺資財帳、一、願文、
  - 一、綸旨、一、口宣案、一、僧綱牒、
  - 一、寺務状、一、国解、一、東大寺要録、
- 右十二色之内少ツ、抜書。

史料④ 『東大寺執行所日記』同日条

十七日戊戌、吉弘左介、佐々介三郎被来。上生院、宝巖院年預龍松院江目通。御寺務御書并上生院へハ、宰相殿方御直書有之。

ようやく文書を実見し、少し抜き書きを行へたのは二一日のこと、四下半ニ正法院同道にて左介・介三郎・甚平・八兵衛戒壇院へ行。新禅院出會。古文書共歴覽、則少々書拔せしむ。及申而帰」とある（同日条）。『東大寺執行所日記』同日条の記載「水戸宰相殿御内衆令同道、戒旦院行。新禅院両院之文書少々被書写候畢」とも対応するが、本格的な調査着手は翌二二日からであつた。一行四人は、正法院、二条寺主、上生院、宝巖院とともに「油倉ノ文書辛櫃二合取出し、各歴覽之。文書甚多、以千口計。写与不写、大抵見扱而置。從惣持院明廿三日文書見ニ可来之由申来。廿四日方ハ惣持院寺役有之よし故、上生院ニ断り申述、明日ハ惣持院へ可行よし申遣ス。上生院両度迄設飲食茶菓了。及昏而帰。溽暑尤酷、困倦不堪。東大寺文書ハ太政官符・弁官下文・院宣・綸旨・令旨・御教書・民部省図帳之切・東大寺奴婢帳・觀世音寺資財帳・施入帳・諸国券状・東大寺正税官物等帳・封戸帳・願文。其外諸古文書之類不可勝計。天平より已後、応仁之比迄之文書甚多。東大寺要録・続要録」

とある（同日条）。このように、辛櫃二合に収められた「油倉ノ文書」を実見し、その内訳、およその数量・年次等について記録したが、『東大寺執行所日記』同日条にも「水戸殿衆上生院へ令同道、寺中之記録披見」とある。

これは翌二三日付けで江戸の史館宛てに出された史料⑤に對応記載が残る。返答する史館からの書状が史料⑥であり、その内容も照応する<sup>12</sup>。

史料⑤（延宝九年）六月二三日の史館衆中宛て内藤甚平・佐々

介三郎（宗淳）・吉弘左介（元常）書状写【二二九―五

…一〇五】

（前略）

一、東大寺上生院・宝巖院・尊光院へ、随心院御門主方油蔵之記録、私共ニ為見申候様ニ被仰付候故、正法院ヲ案内者ニ仕、右三人へ参候所、何も被申候者、殿様希有之御用と申、其上御門主方之御意ニ御座候間、油蔵之記録・其外寺中之記録共、不殘為見可申候。乍去御用ニ立可申記録之有無者、拙者共も不存候。願くハ御用ニ立申候物少ニ而も有之候へハ、寺之威光ニ成申事候間、有之候へ可しと願申事ニ御座候由ニ而、成ほと眞実ニ被申候。記録共寺中寄合見分申、左右可仕心ニ而、昨日上生院よ

り可参由申來。則何も参候處、寺僧衆立合、韓櫃二合取出し、記録・文書之類不殘為見被申候。則披見仕候之處、太政官符・弁官下文・綸旨・院宣・令旨・御教書・民部省凶帳之脱篇・東大寺ノ奴婢帳・觀世音寺資財帳・諸国ノ券状・東大寺正税官物等之帳・封戸帳・願文・表白之類。其外之古文書、上自天平下至応仁之比数千通有之候。

然共一部ニ而も題名有之書者無御座候。右之内御用に立可申物之分、少々取分、近日写申筈ニ約束仕置候。紀伝井詩文集・系図等之御用ニ立申物者、兼々存候方者殊之外すくなく御座候而殘念千万ニ奉存候。此蔵之義者古來開き申事稀ニ御座候。自然開申候義者八幡祭礼之道具并法事之道具等斗ニ而、文書之分者取出不申候故、寺僧衆も此度初而披見仕たる事ニ御座候。右之文書之外者大分有之候得共、皆々年貢寺用等之勘定帳斗ニ而御座候。拙者共力ヲ失、あまり殘念ニ奉存候故、右之勘定帳之類ニ而も、又者如何様ニ蠹損仕候文書ニ而も不殘為御見給候様ニと達而頼入候處、底ヲ払い為見可申挨拶ニ而御座候。近日又々搜覽ヲ究可申と奉存候。

一、惣持院文庫之記録、是又右同意ニ不殘取出し為見被申候。上代公卿製作之願文数冊有之。近日写取申筈ニ而、

南都ニ而筆耕やとひ申候。其余者上代之文書、又者僧徒之記録文章等甚多御座候。其内御用ニ立申分斗少々写取申候。

一、東大寺之内戒壇院代々学匠住申候地ニ而書物共多御座候由承及申候間、御門主方記録共為見申候様ニと被仰付候故、不残取出シ為見申候。御用ニ立申候分少ツ、拔書仕候。惣而爰元之僧中殿様御心入並御用之趣具承届、何も感信之致千載不朽之大挙思立候事ニ御座候間、一篇ニ而も出申候へハ殿様へ之御奉公且又各寺之眉目ニ御座候とて随分真実ヲ尽、少モ無覆蔵何ニ而も為見被申候事御座候。何も寺之宝ニ仕候而無類成奇物ニ而御座候得共、指当り御用ニ者■しれ不申候。(中略)

右之趣宜御披露被成可被下候。恐惶謹言。

六月二十三日

内藤甚平(花押)

佐々介三郎(花押)

吉弘左介(花押)

史館衆中様

史料⑥(延宝九年)七月五日の吉(吉弘元常)・佐(佐々宗淳)

・内(内藤甚平)宛て史館書状案【四一九…一〇二】

去月廿三日之御状相達、則遂披露申候。去十五日南都へ

御越、方々御勤被成候由、於当御地両殿様益御機嫌能被為成御座候。(中略)

一、随心院御門主方東大寺上生院・宝蔵院・尊光院へ油蔵之記録之儀被仰付、正法院為案内韓櫃ニ合取出し、記録文書之類不残被為見候。処々御書付之十三四之外、古文書天平方応仁之比迄数千通御座候ヲ、其内御用ニ立可申物之分取分候而為写申様ニ約束被成置候由、右之外ニハ皆々年貢寺用之勘定帳斗ニ候得共、其等迄も不残披覽可有之由、尤之儀ニ被思召候。兼テ何茂存知之通、一紙・半紙ニても御用ニ立可申候物、反古之内ニても見出候事も可有之間、披覽尤之由被仰候。

一、惣持院ニ而上代公卿製作之願文等数冊借候而写取被申候由、是又倭文御用ニ入候ハんと御喜悅ニ被思召候。

一、東大寺之内戒壇院并薬師寺ノ僧二条寺主方へ参、寺中之記録共一所ニ取集置候間、何時ニても為見可申由申候ニ付、追付披見可有之由尤□<sup>(ニカ)</sup>被思召候。此両所ハ古跡ニて候間、好記録など出候へかしと被思召候由御座候。

(中略)

七月五日

吉・佐・内三人

以上から、水戸の史臣が六月二二日に実見したものは、『両京日記』同日条「東大寺文書ハ太政官符・弁官下文・院宣・繪旨・令旨・御教書・民部省図帳之切・東大寺奴婢帳・觀世音寺資財帳・施入帳・諸国券状・東大寺正税官物等帳・封戸帳・願文。其外諸古文書之類不可勝計。天平より已後、応仁之比迄之文書甚多。東大寺要録・続要録」、**史料⑤**「太政官符・弁官下文・繪旨・院宣・令旨・御教書・民部省図帳之脱篇・東大寺ノ奴婢帳・觀世音寺資財帳・諸国ノ券状・東大寺正税官物等之帳・封戸帳・願文・表白之類。其外之古文書、上自天平下至応仁之比数千通有之候。然共一部二而も題名有之書者無御座候」、**史料⑥**「処々御書付之十三四之外、古文書天平方応仁之比迄数千通」となる。

このうち、**史料⑤**によると「太政官符・弁官下文・繪旨・院宣・令旨・御教書・民部省図帳之脱篇・東大寺ノ奴婢帳・觀世音寺資財帳・諸国ノ券状・東大寺正税官物等之帳・封戸帳・願文・表白之類」以外の古文書（**史料⑥**「処々御書付之十三四之外」に相当か）は、「然共一部二而も題名有之書者無御座候」という。つまり、すべて「題名」がなかったというのであるから、これらは当時、卷子本であれば表題を有しなかったことを意味する（本来的か否かは不詳）。平安院政期、別当寛信によ

り東大寺文書の整理が行われた際、統一された表装、表題が施されており<sup>13</sup>、現存文書中にもそれを確認できるものがある。したがって、現存文書との比定を行う場合、表題を確認できないもの、院政期のそれとは考えられない表題を有するものの中に候補を見出しうることを意味する。あるいは文書の所属が現在と当時では異なっていた可能性も考慮される（比定に関しては後述）。

その中から「右之内御用に立可申物之分、少々取分、近日写申筈ニ約束仕置候」と、書写すべきものを選択しており、それらは七月二日条に列記された書写の成果中に存在するはずである。また、**史料⑤**「紀伝井詩文集・系図等之御用ニ立申物者、兼々存候方者殊之外すくなく御座候而残念千万ニ奉存候」の記述から、この史料採訪に際して、水戸家が期待した史料の傾向をうかがうことができる。これは、惣持院での調査に関する**史料⑥**の記述「惣持院ニ而上代公卿製作之願文等数冊借候而写取被申候由、是又倭文御用ニ入候ハんと御喜悅ニ被思召候」にも呼応するものであろう。

六月二三日には惣持院を訪れ「記録文書等ヲ一覽」し、書写する必要のある典籍を借り出している（**史料⑦**）。具体的には、鎌倉期の学僧宗性の著作「春花秋月抄」第三（第三八題日奏

状抄」から「文章一篇」を書写し、「御八講願文上下式卷」以下「九部共二十冊、此方へ借来テ写ス」とある。「其余者悉上代之文書甚多以百計。其内少々即日写取也」と見え、他にも当日書写したものが存在したことが判る。以上については、『東大寺執行所日記』同日条に「同（＝水戸殿）衆惣持院へ令同道、尊勝院之記録披見」と、対応記事が残る。

**史料⑦**『両京日記』六月二三日条

廿三日、晴、午雨。四人共ニ到惣持院、記録文書等ヲ一覽

ス左介・介三郎方金式歩宛惣持院へ持参也。

春花秋月抄第四、第七闕  
第一ヨリ至廿六現在。

春花秋月抄 第一、第三、第五、第十一、已上四卷有。第三八題目

奏状抄。

春花秋月抄 第一、第二、凡二卷有。已上皆宗性筆也。宗性者

東大寺僧、住于尊勝院。華嚴宗之碩徳也。生于建仁二年、順徳至後宇多之間也。

右奏状抄之内、取出文章一篇。其余皆寺教之事而不  
足採録。

御八講願文上下式卷、高僧伝要文抄一冊、

龜山殿逆修願文一冊、葉室禪門意見一冊、

四天王寺御手印縁起一々、承明門院御忌中願文一々、

同御一周忌願文一々、東大寺別当次第一々、  
円融院御受戒記一々、

右九部共二十冊、此方へ借来テ写ス。

其余者悉上代之文書甚多以百計。其内少々即日写取也。

此日江戸へ南都之様子申遣ス状認之。佐藤久兵へ京都

迄状添テ秋田や源四郎方へ遣ス。六日飛脚也。（後略）

二四日は、「辰半方善性院ニ至リ油倉并惣持院ノ藏書ヲ写。

日暮ニ帰寓」とあり（同日条）、対応する『東大寺執行所日記』

同日条にも「水戸殿衆今日ヨリ於善生院ニ寺中記録并尊勝院文

書書写。右四人之衆并筆行五人、以上九人ニテ書写」と見える。

善性院での書写作業は三〇日まで続いたが（『両京日記』二五

日「晦日条、）、（延宝九年）六月三〇日の史館衆中宛て内藤甚

平・佐々介三郎（宗淳）・吉弘左介（元常）書状写（京都御用

覚書）【二二一九―七…一〇二】にも、「如来命只今者南都ニ罷在

油倉之書物共写申候。委細之様子去ル廿三日之愚札（＝史料

⑤をさす）ニ申上候。定而此頃可相達と奉存候。油倉之書物今

日迄ニ写仕廻申候。明日方ハ 大乘院様へ通ひ可申と奉存候」

と報告されている。

東大寺における採訪成果は、史料⑧に次のように記述され、

東大寺の前掲史料③、史料⑨にも対応記事が残る。

史料⑧ 『両京日記』七月二日条

二日、天晴。午後大雷雨。善性院ニ而拔書致候書物品々、

正法院迄書付遣し候覚。

- 一、太政官符、一、陰陽寮勘文、一、弁官下文、
- 一、奴婢帳、一、願文、一、觀世音寺資財帳、
- 一、繪旨、一、口宣案、一、僧綱牒、
- 一、寺務状、一、国解、一、東大寺要録。

右十二色ノ内、少ツ、拔書仕候。(後略)

史料⑨ 『東大寺執行所日記』六月晦日条

晦日辛亥、水戸殿衆記録書写校合今日事終ル。寺中文書ハ、

- 一、太政官符 数通、一、陰陽寮勘文、
  - 一、弁官下文 数通、一、奴婢帳、
  - 一、觀世音寺資財帳、一、繪旨 数通、
  - 一、口宣案 数通、一、僧綱牒 数通、
  - 一、寺務状 数通、一、国解 一卷、
  - 一、東大寺要録拔書、一、願文 数通、
- 右十二色、此外雑々ノ文書数通。

尊勝院文書

- 一、円融院御受戒記、一、寺務次第記、
- 一、龜山院御忌願文、一、春花秋月抄 宗性綴、

以上十冊書写、寺中尊勝院両方文書、

都七百枚書写訖。

この時の書写には七〇〇枚を要したとあるが、採訪に要する紙については、(延宝九年)八月一二日の佐々(佐々宗淳)・吉弘(吉弘元常)・内藤(内藤甚平)宛て「忠平(岡部忠平)・新平(今井新平)書状案【四一―一五―一〇二】に、「一、今度於南都拔書共仕候由、彼是都合紙数何程有之候哉。其内就中珍敷儀も候哉。御聞被成度被為 思召候間、様子御書付早々御下シ可有由被 仰出候。併各御下最早余日も無之事ニ候ハ、御了簡候而御持参成共可被成候歟」と見え、史館の側でも気に懸けていた様子がうかがえる。

これらから判る書写事業のうち、史料⑦⑨に見える典籍の書写に関わるものが次の史料⑩である。

史料⑩

水戸藩借用書物注文(奈良大学図書館所蔵東大寺関係史料)

代々宸筆御八講願文等記<sup>上下二冊</sup>

承明門院御忌中願文集 一冊

同御一周忌願文集 一冊

日本高僧伝要文抄第三 一冊

龜山殿御逆修願文集 一冊



葉室禪門意見 一冊

四天王寺御手印縁起 一冊

東大寺別当次第 一冊

円融院御受戒記 一冊

右、十冊

〔別巻〕右之書物、水戸中納言殿<sup>ヨリ</sup>

借用アリテ当寺於善性院<sup>ニ</sup>

書写畢。寺之記録も

油倉<sup>ヨリ</sup>年預并晋英

実賢取被出、養性院<sup>ニテ</sup>

書写畢。文佐々助三郎也<sup>一</sup>

以上、水戸家と東大寺双方の史料を参照しつつ、水戸家による天和元年の採訪に関し、具体的な過程を確認した。かつて堀池春峰氏は、天和元年の採訪について、典拠は示さないもの（『東大寺年中行事記録』かと思われる）、「延宝九年には徳川光圀の採訪があり、東大寺では（中略）『東大寺年中行事記録』等と同一の内訳を記す<sup>一</sup>」の十二種の抜書きを作成して提出している<sup>二</sup>と、東大寺側が文書の抜書きを作成したとの見解を示し、近年でも坂東俊彦氏が、**史料⑥**を示した上で「水戸宰相、徳川光圀の修史事業の一環で史料採訪、書写の依頼があり、東

大寺が伝えてきた代表的な古文書、保管状況を寺側で抜き書きをしている<sup>三</sup>と理解する<sup>15</sup>。しかし、以上から明白なように、抜き書きを作成したのは水戸家の側である。

東大寺の採訪に限らず、『大日本史編纂記録』に収められた関係書状の年次を確定する際、その内部の検討（書状と御用留との対応、日付の対応等）だけでは年次を決定できない場合もある<sup>四</sup>ので、可能な限り採訪先の史料を対照して年次を確定、再検討することが必要と考えられる。同時に、東大寺側の史料分折だけでは不十分な場合、採訪する側（この場合は水戸家）の史料と突き合わせることにより、正確な理解が導ける場合がある<sup>五</sup>。

## 第二節 書写された文書・典籍

天和元年の史料採訪により書写された東大寺所蔵の文書や典籍は、具体的にどのように比定できるのであろうか。その結果は本稿末表1のようになるが、水戸家の史料だけではなく、次章で考察する前田家の採訪成果を示した『南都有之書物之覚』（『南都書籍搜索記』、以下、『南都有之書物之覚』）から判明する事例もある。各項目のうち『南都有之書物之覚』の詳細は次章に譲ることとし、史料名と表3の対応番号のみ掲げた。

このうち、表1―1〜8の文書や絵図は、水戸家と東大寺の関係史料には見えず、『南都有之書物之覚』の記載により書写が知られる。すなわち、たとえば表1―1・表3―22に関して「『水戸様衆拔書』」と、表1―7・表3―73についても「『水戸様衆写申候』」と、それぞれ史料名の右側に朱で註記しているのである。『彰考館図書目録』<sup>16</sup>には該当する写本をただちには見出せないが、たとえば表1―7・表3―73「二條五坊地券網牒相換記」の原文書は、延暦二三（八〇四）年六月一〇日の僧網牒、同年六月二〇日の東大寺地相換記で構成されており、年号だけからすると「東大寺文書延暦年代ノ記」連【戊部・仏書・一〇七〇頁】の可能性、あるいは「東寺東大寺所蔵古文書」一帖【申部・雑書・八五四頁】に、当該文書の写が含まれた可能性であろう。後者は太平洋戦争末期、昭和二〇（一九四五）年八月の水戸空襲により焼失たとされるが、前者は現存という。「二條五坊地券網牒相換記」の写は、国立公文書館（内閣文庫）所蔵の写本『古文書録 坤』にも収められており<sup>17</sup>、写本の流布という視点からすれば、水戸家作成の写本に淵源をもつ可能性も考えられる。

次に、表1―9〜21の典籍も、『南都有之書物之覚』に水戸家の史臣が書写した旨の註記が見える。ここでは『兩京日記』

の掲載順に、まず六月二三日条の惣持院所蔵の書写分（史料⑨）は「尊勝院文書」とする）から採り上げる（単に記載のみ対応する事例は叙述を割愛した）。

表1―9 他にも『春花秋月抄』関係が並ぶが、後文「右奏状抄之内、取出文章一篇。其余皆寺教之事而不足採録」から、『春花秋月抄』第三（奏状抄）の抜き書きと判る。『南都有之書物之覚』にも、宗性の著作「奏状抄」が記載されており（表3―122）、水戸家の抜き書きが行われた旨は註記されないものの、同一物と理解される。東大寺側の史料⑨「春花秋月抄 宗性綴」も同じ。

表1―10・11 『南都有之書物之覚』の「東大寺之内惣持院之書籍之覚」中、表3―115・116「代々震震筆御八講願文等記」上・下に相当する。『彰考館図書目録』「宸筆御八講記」一冊【寅部・職官・二三三頁】、「宸筆御八講等略記」一冊【寅部・職官・二三三頁】が、該当する写本と考えられるが、いずれも空襲により焼失という。

表1―12 同じく「東大寺之内惣持院之書籍之覚」に見える表3―110「日本高僧伝要文抄法印宗性撰 建長三年」三部三冊【戊部・仏書・一〇二七頁】に相当する。同写本は焼失しているが、明治一九（一八

八六)年六月の謄写本が東京大学史料編纂所に架蔵されており、奥書「天和元年七月以東大寺尊勝院所蔵本写之」から、天和元年採訪の成果と判る。

表 1—15 陽明文庫所蔵(写真帳『四天王寺御手印縁起』による)。表 3—107 「四天王寺手印縁起」に相当し、作成された

写本が『彰考館図書目録』「四天王寺本願縁起皇太子仏子勝鬘記後醍醐天皇奥書トアリ」

【戊部・仏書・一〇五五頁】(焼失)である。

表 1—17 表 3—114 「承明門院御一周忌願文集」に当たる。

なお、『南都有之書物之覚』の「東大寺之内惣持院之書籍之覚」

によれば、表 1—18・表 3—111 「承明門院御忌中願文習学抄」、

表 1—19・表 3—112 「承明門院御忌中諸僧啓白指示抄」も水戸

家が書写したことになるが、その場合、六月二三日条の「九部

共二十冊」、東大寺側の史料⑨「以上十冊」に合致しないので、

『南都有之書物之覚』に情報の誤りがあるのかもしれない。

表 1—20 表 3—106 「東大寺別当次第」に相当。史料⑨「寺

務次第記」も同じで、『彰考館図書目録』「東大寺別当次第律師快

園作歟 天平勝宝四年ヨリ文安四年ニ訖ハル」一冊【戊部・仏書・一〇六

四頁】、もしくは「東大寺別当次第同上 同上」一冊【戊部・仏書

・一〇六四頁】が該当する(両者は正本と副本の関係であった

のかもしれない。いずれも焼失)。

表 1—21 表 3—105 「円融院御受戒記」、史料⑨「円融院御

受戒記」、『彰考館図書目録』「円融院御受戒記尊勝院本写 源為憲作

延宝辛酉秋」一冊【寅部・官職・三〇一頁】に相当し、奥書部分

もほぼ忠実に写されている<sup>18)</sup>。

次に、七月二日条掲載分である(史料③⑨とも内容は共通)。

表 1—22 史料⑨「太政官符 数通」。卷子本の中で候補を探

るとすれば、表題に「大政官符本 雑十枚」とある東南一—七(平

一—一〇、八—四九七五、一—二六、二八、一一・東一—二〇

三—二—三)が候補となる。さきに、この時、水戸の史臣たち

が見た東大寺油倉の卷子本に表題がなかったと考えられること

を述べたが、現在残る表題は院政期に施されたものとは筆や書

式が異なり、内訳は本来の所属から離れた太政官牒をまとめる。

ただし、現状は享保一六(一七三二)年九月八日以降に成立し

たと考えられるので<sup>19)</sup>、該当する場合は現在の一卷全体ではなく、

その一部となる。

表 1—23 天喜六(一〇五八)年六月二二日の陰陽寮勘文(東

南二—五・東二—四五六)と考えられる。史料⑨中、他と異な

り「数通」の文字がないことが参考になる。

表 1—24 史料⑨「弁官下文 数通」。候補が多く、現段階で

は成案を得ない。複数の卷子から抜き書きした可能性もある。

表 1—25 『彰考館図書目録』「東大寺古牒券」尾云、延宝辛酉夏

至南都東大寺借油倉真本写之」二帖【戊部・仏書・一〇七〇頁】と、「東大寺古牒券（牒券カ）奴婢帳畧」連【戊部・仏書・一〇七〇頁】が注目される。両者は水戸空襲により焼失したとされるが、国立国会図書館所蔵『東大寺奴婢籍帳』<sup>20</sup>は、表 2 に示すように、「東大寺奴婢籍帳」として 1〜18 を、「東大寺古牒券」として 19〜47 を（内容に奴婢関係文書を含む）、「新造屋古文書」として 48〜56 を書写する。『東大寺奴婢籍帳』には、栗田寛、小杉楡邨による文字の校訂や註記等、朱筆の書き入れが見られるが、2〜6 について、2 冒頭「東大寺奴婢籍帳左京職諸国」の文言に関し、『寛云／彰考館本无此数字。原書卷物ノ表題ナリ』、『寛云／館本朱書云、外題如此。／「大宅朝臣可是麻呂奴婢貢文』』とあり（いずれも朱書）、文中にも彰考館本による文字の校異を示した箇所が見られるので、この一巻の写本が彰考館に蔵されていたことが判る（6 末尾に『右一巻』と朱書あり）。7〜14 の一巻も、14 末尾に「安永八年歳次己亥夏日以東大寺原本写之／左京 藤貞幹」とあって、本文は藤貞幹の写本に拠るものの、7 等に彰考館本に言及する書き込みが残るので、彰考館本の存在が知られる。15 冒頭には「已下、館本前節ニカキ続ケタリ」と記され（ここで丁のウラとなるためか）、15〜17 も彰考館本の

存在が知られる。18 末尾には、「延宝辛酉夏六月下浣、至南都東大寺借油倉真本写之／于寺内善性院裏書并校讎了奴婢帳之類居多不可／而可觀者」との奥書があり、それに続き朱筆で『右東大寺奴婢籍一巻、以延宝中所写彰考館本、比校補訂類從／本之闕謬了。万延元年夏五月十日夜半／栗田寛』、『就栗田寛蔵本比校補訂了／明治八年十一月五日 小杉楡邨』と、栗田、小杉による識語が朱で記されており、1〜18 について彰考館本の存在を示すことは明白であり、「延宝辛酉夏六月下浣」という書写の時期、南都東大寺油倉の真本を「寺内善性院裏」で書写したことなど、水戸家の採訪状況と一致する。

また 19〜47 も、47 末尾に『右東大寺古牒券一冊、依彰考館本縮写本文如此。／万延紀元五月十八日 栗田寛』、『就栗田寛蔵本謄写畢／明治八年十一月八日 小杉楡邨』（いずれも朱書）とある。48〜55 は奥扉裏に年紀・内容等をメモ風に記すもので、除外すべきかもしれないが、全体として 1〜47 が彰考館本の「東大寺古牒券」、「東大寺古牒券奴婢帳畧」であったことは確実で、東大寺文書の写本を理解する上で、史料採訪に基づく写本が流布したことを示すものである。

表 1—26 史料⑨「願文数通」。前掲の 10、11、13、16、17 も願文に分類できようが、史料⑨で、それら「尊勝院文書」一

○冊とは別に「寺中文書」として記載されているので、異なるものと理解すべきであろう。断定はできないが、「願文集」「菓師一―一八四―一」の可能性はある。

**表 1―27** まず想起されるのは、延喜五（九〇五）年一〇月一日の延喜五年觀世音寺資財帳〔平一―一九四・東藝〕で、たとえば、宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵の写本（書写時期を示す奥書等はない）等が、彰考館本からの転写に求められる可能性もあるものの、彰考館本の存在を確認できない。同じく彰考館本の存在を確かめられないが、現段階で可能性が高いのは、「嘉保年資財帳（但不行交替）」の旧表紙表題をもつ、觀世音寺資財帳案とされるものである〔東五―一〇八・国公〕<sup>21</sup>。『群書類従 釈家部』所収の本史料末尾に「右藏在東寺油藏」とあり、水戸家が採訪対象とした東大寺油藏の所蔵であったことが知られ、また塙家（和学講談所）と水戸家（彰考館）の間に、史料貸借等の相互関係があったことが知られるからである<sup>22</sup>。

**表 1―28** **史料⑨** 「繪旨 数通」。現、東南一―八、一―九に繪旨がまとめられているが（院宣等も混じる）、別に考察したように、繪旨や院宣等をまとめた卷子は享保六（一七二一）年の時点でもう一巻存在し、少なくとも天保九（一八三八）年までは、その状態であったので、その中から抜き書きしたと考え

られる。三巻当時の所収文書は、国立公文書館（内閣文庫）所蔵『東大寺古文書』、宮内庁書陵部所蔵『諸文書部類』により知ることができる<sup>23</sup>。

**表 1―29** **史料⑨** 「口宣案 数通」。一卷七通中、室町期の口宣案五通が貼り継がれた卷子が薬師院文書に存し〔菓師一―一九三〕、個々の端裏書も「口宣案」と記す。残る二点は「康治元年」（一一四二）二月一八日の鳥羽上皇院宣、平安院政期の（年未詳）七月二二日の右少弁藤原長方書状一通で、院政期と室町期の文書との間に内容的関連はなく、全体として後次にまとめられたものらしい<sup>24</sup>。したがって、水戸家の史料採訪当時、室町期の口宣案のみでまとまっており、それを書きした可能性はある。

**表 1―30** **史料⑨** 「僧綱牒 数通」。東南一―一に僧綱牒がまとめられ、同二―五にも僧綱牒が存在するので、これらから抜き書きしたものと考えられる。

**表 1―31** 一二世紀半ばの東大寺別当寛信により東大寺伝来の文書が修補され、五つの公驗唐櫃と雑文書櫃に分類された際、第一唐櫃の区分の一つに「寺務」が見え、東大寺別当を寺務とも称するので、その関係文書であろうが、具体的な比定は難しい。

表 1—32 史料⑨に「国解 一卷」とあるので卷子一卷を書写したと考えられるが、比定の手がかりに乏しい。

表 1—33 史料⑩に「東大寺要録抜書」とあり、『彰考館図書目録』「東大寺要録抜萃」寺僧觀嚴集 長承三年「二部二冊」【戊部・仏書・一〇六四頁】が該当する。

以上、天和元年の水戸家による東大寺の史料採訪について、文書・典籍の比定を行った。概要は表 1 にまとめたようになるが、『彰考館図書目録』には、「東寺東大寺所藏古文書」一帖【申部・雑書・八五四頁】、「東大寺古文書」正応年代ノ記「二冊」【戊部・仏書・一〇七〇頁】、「東大寺文書」延暦年代ノ記「連」【戊部・仏書・一〇七〇頁】（焼失せず）の記載も残るので、さらに検討が必要である。27 観世音寺資財帳等のように対応する写本が見出せないものについては、伝来途中での紛失、記載漏れ等が想定できるかもしれない。

## 第二章 前田家の史料採訪と東大寺文書

前章で述べた水戸家にわずかに遅れ、加賀前田家も東大寺の史料採訪を実施している<sup>25</sup>。本章では、その成果を示す『南都有之書物之覚』を活用し、前田家による東大寺文書採訪について

整理することにした。この史料に掲載された東大寺文書に關し、旧稿においては、ほぼ同内容の『南都東大寺等書籍目録』（『松雲公採集遺編類纂』書籍五所収）に依拠しつつ、現存文書との比定を行うとともに、他の点検記録との比較を通じた、東大寺文書・東南院文書の現状成立過程等の考察を行った<sup>26</sup>。

『松雲公採集遺編類纂』は、森田平次（文政六年～明治四一年。良見、号柿園）の編纂にかかる。森田平次は幕末までは前田家の家臣茨木家に仕え、前田家からすれば陪臣であったが、明治維新後は、前田家家録編輯係、金沢県庶務課社寺係等を勤め、前田家の依頼をうけて編纂した『松雲公採集遺編類纂』は、明治三〇（一八九七）年九月六日に完成して差し出されたものという<sup>27</sup>。そこに収録された『南都東大寺等書籍目録』のもとになったのが、『南都有之書物之覚』に収める「東大寺油藏書籍之覚」その他である。基本的に両者は同内容ながら後者には前者に見られない記述もあり、それを参照し、水戸家の史料採訪との関係についても言及しつつ、考察を進めることにしたい。

『南都有之書物之覚』のうち、東大寺および子院関係部分の文書・典籍について整理したのが表 3 であり、1～104—26 が「東大寺油藏書籍之覚」、105～137 が「東大寺之内惣持院之書籍之覚」、138～145 が「東大寺之内戒壇院二有之書物之覚」、146～148 が「油

蔵ニ有之縁起之覚」の記載である（詳細は後述する）<sup>28</sup>。

## 第一節 『南都有之書物之覚』（『南都書籍搜索記』の

### 写本

最初に『南都有之書物之覚』の写本について確認しておきたい。これまで筆者が調査した写本は二点あり、一点は金沢市立玉川図書館近世史料館に所蔵される加越能文庫の『南都有之書物之覚』で（以下、玉川図書館本と略す）<sup>29</sup>、もう一点は公益財団法人東洋文庫所蔵の『南都書籍搜索記』である（以下、東洋文庫本と略す）<sup>30</sup>。

まず玉川図書館本の書誌を略述する。これは冊子本『松雲公御手沢遺書』二冊のうち、上巻に収録される（法量は二三・九×一八・〇cm、略測。以下、同じ）。上巻全体の現表紙には、左側に「松雲公手沢遺書」と記す題籤があり、中央部には「上巻／松雲公採集記録七種」と記す題籤（「七種」とは下巻集録分も含む数字）、それに一部重なる形で分類ラベル（「特）1601／1／7」が貼られている。上巻には他に、「松雲公御手沢遺書一」として『延宝五年鎌倉記』が、同三として『元禄八年油小路殿書目録之写』が、同四として『脇坂中務少輔書目録』が収録される（下巻には、『享保七年越中物産記』、『正徳二年

砺波郡社号記』、『享保二年越中国福野村鋳物師記』を収録）。『延宝五年鎌倉記』の表紙には「松雲公御手沢遺書一」と直書き（打付き）され、右側上部に「加越／能文／庫部」が、下部に「金沢市立図書館蔵書」の朱印が、それぞれ捺される。『南都』の表紙には「松雲公御手沢遺書 二」と記され（「金沢市立図書館蔵書」の朱印あり）、それに続く内表紙に、表題が直書きで、

延宝九年八月廿九日

南都有之書物之覚

と記され、「南都有之書物之覚」の左横の貼紙に『南都書籍搜索記』と朱書される。本文の内訳は、「東大寺油蔵書籍之覚」（一丁オモテ）一〇丁オモテ、「東大寺之内惣持院之書籍之覚」（一〇丁ウラ）一三丁ウラ、「東大寺之内戒壇院ニ有之書物之覚」（一四丁オモテ）一五丁ウラ、「油蔵ニ有之縁起之覚」（一六丁オモテ）一七丁オモテ、「興福寺之内多聞院ニ有之書之覚」（一七丁ウラ）一八丁オモテ、「興福寺之内明王院ニ有之書物」（一八丁ウラ）、「興福寺ノ内金勝院ニ有之書物」（一八丁ウラ）、「二〇丁ウラ）、二二丁オモテには、表題日付と対応する、

延宝九年八月廿九日 津田太郎兵衛判

此一冊、右之日從南都以飛脚江戸へ上ル。

の記載があり、ここまでが一つのまとまりで、その奥書と理解

できる。続く「南都興福寺喜多院<sup>院家</sup>ニ有之書物覚<sup>見之</sup>」(二二

丁ウラ〜二五丁ウラ)の末尾には、

此喜多院書目、天和元年十一月六日、瀬尾・和角下向  
之時遣之。

天和元年十月六日 津田太郎兵衛

と記す。以下、「興福寺明王院ニ有之書物之覚」(二五丁ウラ〜三三丁ウラ)の末尾に、

天和二年

十二月七日 津田太郎兵衛

と見える。これらに関して注意しておきたいのは、日付が異なる場合でも、料紙に顕著な相違が見られず、ひいては上巻全体が同紙質のように思われる点である(異なるのは現表紙、次の遊紙、裏表紙)。

実見したもう一つの写本、東洋文庫本の書誌の概要は、およそ以下の通りである。帙の背に貼られた題籤の書名は「南都書籍搜索記(延宝九年)全」、その下部の分類ラベル「II/1-A/1030」で、それに重ねて『岩』、『貴』(○の中)の小朱印(か)が捺される。袋綴じで、法量は二四・五×一八・一cm。下の小口に右から左に「書籍搜索」と記す。藍色の現表紙左側に貼られた題籤(一七・八×三・四cm)には「南都書籍搜

索記『原本』とあり、右側上部には肌色と緑色の、縦長四辺形(上端一・四cm、下端一・六cm、左端・右端四・三cm)の小紙片が貼られる。見返し(表紙裏)右上部には「森田蔵書」の茶褐色の印が捺される。現内表紙には内題として中央に「南都有之書物之覚」、そのやや右上に少し離れて「延宝九年八月廿九日」の文字が直書きされ、内表紙右下の綴じ目近くに「森田」を丸く図案化した茶褐色の蔵書印が捺されている。二つの蔵書印はともに森田平次(柿園)のものである<sup>31</sup>。現内表紙には汚れも見られるので、旧表紙と考えられる。

本文は三九丁(最終丁は表裏白紙であり旧裏表紙か)。その内訳は、「東大寺油蔵書籍之覚」(一丁オモテ〜一〇丁オモテ)、「東大寺之内惣持院之書籍之覚」(一〇丁ウラ〜一三丁ウラ)、「東大寺之内戒壇院ニ有之書物之覚」(一四丁オモテ〜一五丁ウラ)、「油蔵ニ有之縁起之覚」(一六丁オモテ〜一七丁オモテ)、「興福寺之内多聞院ニ有之書之覚」(一七丁ウラ〜一八丁オモテ)、「興福寺之内明王院ニ有之書物」(一八丁ウラ)、「興福寺ノ内金勝院ニ有之書物」(二八丁ウラ〜二〇丁ウラ)、「南都興福寺喜多院ニ有之書物覚<sup>見之</sup>」(二二丁ウラ〜二五丁ウラ)、「興福寺明王院ニ有之書物之覚」(二五丁ウラ〜三三丁ウラ)で、三四丁オモテ〜三八丁ウラは、史料名は不明ながら和歌の語釈等を記



すもので、それまでの部分とは内容を異にし、それ以前と三九丁に共通する虫損の穴もないことから、この部分は後次的に補入されたものと判断される。紙質についても、内表紙く二二丁、二二く三三丁、三四く三八丁、三九丁で紙質が変化している。このうち、二一丁オモテに、

延宝九年八月廿九日

津田太郎兵衛判

此一冊、右之日從南都以飛脚江戸へ上ル。

と、二五丁ウラに、

此喜多院書目、天和元年十一月六日、瀬尾・和角下向之時

遣之。

天和元年十月六日

津田太郎兵衛

と、三三丁ウラには、

天和二年

十二月七日

津田太郎兵衛

と、それぞれ記されている。なお、いずれの時点で作成されたのか不明であるが、二〇丁ウラと二一丁オモテの間に「加賀前田綱紀（松雲軒）が命じ／津田太郎（兵衛光吉）<sup>等</sup>調」と鉛筆書きの紙片が挟み込まれている。

本稿の主題である東大寺関係部分について、玉川図書館本と東洋文庫本を比較すると、墨書、朱書の別などを含め両者はほ

とんど同一といつてよいが、子細に検討すると、以下のような相違点が見出される（関係箇所は表3の番号により示す）。それらの中には、行高の違い、改行位置（本文・津田光吉による註記や前田綱紀による加筆部分）の相違（104―26、105、121、137、138、139）や文字遣いの相違（104―26東洋文庫本「ニ而」と玉川図書館本「ニテ」、東洋文庫本「状之義」と玉川図書館本「状之義」（義は別字墨抹の右に傍書）、116東洋文庫本は語句の補入あり、玉川図書館本は補入を取り入れる。137東洋文庫本『通候』。と玉川図書館本『通り候』。139東洋文庫本『慥成』と玉川図書館本『慥ナル』等、微細なものもある。

しかし、東洋文庫本の延宝九年八月二九日報告分の個所にのみ見える誤字の擦り消し・訂正に関しては、同一行の文字に目移りした誤字を訂正した場合（たとえば、70「木本庄」の「木」、もとは「本」か。124「弥勒講」の「勒」、もとは「講」か。129「院主次第」、「院主次」は擦り消しの上に書しており、もとは「主次第」か）だけでなく、次行（以下）のそれに目移りしたと見られる事例も確認できる。たとえば、9「員百七十九枚」の「九」は、次行の「員百七十四枚」に目移りしての誤記を訂正した痕跡が残る。67「崇敬寺」の「崇」も擦り消しの上に書すが、もとの文字は68冒頭の「黒田」。105「墨付廿枚」の「墨

付廿」も同様で、もとの文字は106と同じ「四十七」と見られる。

114 「一周忌」の「一周」は、111～113に見える「忌中」を擦り消し・訂正したもの。131「正嘉三法印」は、132と同じ「文曆二沙門」を擦り消し・訂正している。

また、東洋文庫本に見えながら、玉川文庫本に見えない記述もわずかながら存する。たとえば、20玉川図書館本の「一」のみに対し、東洋文庫本はその右に『不見』と傍書する。96は玉川図書館本は年紀を記さないが、東洋文庫本には「建仁元年」とある。103東洋文庫本で綱紀による書き入れ部分冒頭の黒丸が玉川図書館本には見えない。123「弘長三／権大僧都宗性」の東洋文庫本は、右に朱書『奥二』がある。

こうした事例からすれば、玉川図書館本は東洋文庫本の親本ではなく、虫損の有無から後次的な補入と見てよい、東洋文庫本三四丁オモテ～三八丁ウラの部分を玉川図書館本が含む点を勘案するならば、玉川図書館本は東洋文庫本を書写したものと考えられる。

東洋文庫本についてであるが、前述した東洋文庫本の擦り消し・訂正は、手本となるものを書写したことを示唆する。これは草稿を清書した場合にも起こりうるが、八月二九日報告分の末尾に「延宝九年八月廿九日 津田太郎兵衛判」と見え、花押

ではなく「判」とある点を重視すれば、東洋文庫本自体は津田光吉（太郎兵衛）による報告そのものではなく何らかの写であることを意味する。一方で、東洋文庫本が報告のまとまりによって紙質を異にする点に注目すると、全体が完成した後の写とも考え難く、題籤に朱書された『原本』の文字も気になるところである（ただし、東洋文庫本が森田柿園の蔵書であったことからすると、『原本』は正文ではなく、玉川図書館本の「親本」の意味かもしれない）。

これらをどう総合的に理解すべきか悩ましいが、以下のような二つの解釈案が想定可能である。一つは、津田光吉による報告そのものを合綴したもので、報告のうち天和元年八月二九日分について前田綱紀が朱筆で書き入れを行っているという理解である。もう一つは、津田による報告が届くたびに写が作られ、それに綱紀が朱で書き入れを行った（八月二九日分）との理解である。津田光吉が京都で行った探訪記録の『書籍搜索記』（国立国会図書館所蔵）では、収録された各記録の末尾に貞享二（一六八五）年七月四日等の日付とともに、津田光吉の署名と花押が残ること<sup>32</sup>を参考にすれば、後者の見方が有力かもしれない。しかし、報告ごとに紙を変えて写を作成するのかとの疑問があり、「判」の捉え方が難しいものの、ひとまず本稿では前者と

理解しておきたい（本稿では、既述の部分も含め東洋文庫本を基本に引用や叙述を行っている）<sup>33</sup>。

さて、本稿の主題に関わる部分は、主命をうけた津田光吉が、東大寺、興福寺（それぞれの子院、塔頭分を含む）の史料について書き上げ、天和元（一六八一）年八月二十九日、南都から江戸藩邸へ飛脚で報告したものである。津田太郎兵衛の報告自体（本文・註記）は墨と朱で記され、判読困難な個所は「ー」や文字の形状がそのまま記され、右に『不見』と朱で傍書される。

本文第一丁オモテ「東大寺油倉書籍之覚」の文字に続き、『箱之上書』、『自是以下墨ニテ書セシハ古書ノ外題ニ書付有之候。又ハ奥書等也』（朱書）とあるので、列記された史料名が表題や奥書であることが判る。このうち『箱之上書』は、表3—1—12を納めた「箱之上書」に「東大寺別当官符 十二冊 一箱」と記されていたことを示す註記であるから、これら朱筆による記載は、調査を実際に担当した津田光吉によるものであることを明示している。「東大寺別当官符 十二冊 一箱」の下にある『私見ハ以／朱書申候』の記載も、史料中に彼の意見を述べた個所が見えることに対応しており（後掲）、その他にも各史料の様態、内容、関係人物等について記した朱書があり、これも実際に調査を行った津田ならではの記載である。津田光吉は「通

称太郎兵衛。次郎左衛門千連の四子。寛文四年御書物役となつて新知百石を受け、九年御書物奉行に進み、延宝三年定番御馬廻に列し、七年五十石を加へ、前田綱紀の命を奉じ京都に於いて古書珍籍を探ること多年に渉り、元禄十五年三月十七日六十八歳を以て歿した」という人物である<sup>34</sup>。

彼の観察に基づく記述、取捨等に関する意見に相当する部分は、表3記載の項に【津田】としてまとめた。複数の史料に係る内容が一カ所に記されている場合もあるが、関係個所すべてに示すのは煩雑であるから、掲載個所の史料番号とともに示した。前田綱紀が朱で加筆したと判断される記述は、同じく【綱紀】として示した（【水戸家】関係は後述）。

## 第二節 探訪の過程

次に前田家の史料探訪は、以下のような過程であった。

史料⑩（延宝九年）七月二十九日の奈良奉行溝口豊前守書状写（『松

雲公採集遺編類纂』書籍五）

奈良奉行

溝口豊前守書翰写

去十八日之御状、昨廿八日到来令拝見候。于今残暑御座候得共、加賀守様弥御勇健被成御座目出度奉存候。此地替儀

無之候。然者東大寺、興福寺之内六七ヶ寺之文庫、只今迄勅封卜哉覽ニ而、為私ハ開封罷成不申候処、水戸宰相殿方御願ニ而御門跡方江被仰談、右之寺々開封有之。当夏虫乾之節、御家来被差越書物書写候由、加賀守様ニ茂、右之儀迄ニ而茂無之、此辺書物用事ニ付而、御家来被遣候条、幸右文庫之書物等、見被申候様ニ才覚可被仕候。若滞候儀候者、拙者江可被申候間、宜様ニ差函仕、何とそ書籍見届候様ニ被成度旨、御手前方可被仰達由、得其意存候。勅封之藏など明ケ申儀者成不申。東大寺寺中ニ有之藏壺ケ所を宰相殿、東大寺寺務随心院御門跡江被仰達、書物共入申候処、書拔申候。脇々小寺ニ有之ハ聞伝ニ致所望珍敷物を書写候由承及候。水戸殿より者私留守迄御断ニ而、御家来京都ニ被差置候者、当地江四人御遣、右之御用など相達候間、左様ニ心得候之様ニと被仰付聞候様子ニよ里、御老中迄申上儀も御座候。先発心院下ニ而才覚致させ、滞儀も御座候者、私方より可申達と存候。大形ハ御望之通調可申と奉存候。御次而も御座候者、宜御申上可被下候。猶期後音之時候。恐惶謹言。

溝口豊前守

七月廿九日

信勝（花押）

奥村兵部様

御館

袖書

猶以水戸殿方參候四人之内三人者輕キ小知之者ニ而候由承及候。左之通水戸殿御願之段、其元ニ而ハ深ク御隠密之様ニ申候間、沙汰仕間敷由、令承知候。水戸殿へ御写候書籍書付懸御目候。此方えも御沙汰被下間敷候。以上。

古書簡一通

松雲公親筆添書写

茲一通者南都西大寺之所藏也。壬午之秋依溝口勝就介借、古人簡牘十数卷、摹謄其尤者三十二通而還之。是其一通也。

養民堂主人誌

史料⑩には、水戸宰相（徳川光圀）が、当時の東大寺寺務（別当）の随心院門跡（大僧正俊海）に依頼し、四人の家臣を派遣して「当夏虫乾之節」に「東大寺寺中ニ有之藏壺ケ所」＝油倉（油藏）を開き、書物の書き抜きを行わせた旨が記されており、その内容、前章の考察結果から史料⑩は天和元年のものと判断できる。『南都有之書物之覚』に見える「延宝九年八月廿九日」という日付は、水戸家の史料採訪にわずかに遅れるものであり、

森田平次は、その編にかかる『温故集録』巻四八所収「東大寺油倉書籍之覚」の後に続けて、「右添書、此一冊右之日從南都以飛脚江戸へ上ルトアリ。按ズルニ、右ハ延宝年中水戸宰相光国卿ヨリ東大寺・興福寺及寺中ニ伝来セル書籍・古文書ヲ搜索セラレ、家士ヲシテ写サシメラレタル由ヲ松雲公聞召、奈良奉行溝口豊前守へ内聞セシメラレ、サテ書籍搜索係津田太郎兵衛ニ書写役ノ者トモ指添、南都へ遣サレタル言上書ナルベシ。」としている<sup>35</sup>。

前章で整理したように、水戸家の史臣四人の南都到着が同年六月一五日、東大寺での史料採訪終了が六月三〇日、南都での採訪自体を終え京都に戻ったのが七月一五日であったことを勘案すると、その情報が前田家に伝わり、奈良奉行溝口豊前守信勝への依頼がなされるまで、かなりの早さと言え、津田太郎兵衛光吉の、京都における情報網の成果と理解できよう。史料⑩によると、前田家の依頼は、まずは家臣を派遣して東大寺等に所蔵されている書物を実見させたい、ということであったらしい。しかし、実際にはそれにとどまるものではなく、前田綱紀の書き込みに『太郎兵衛／如申可然相聞へ候。／此方へ指越候事／不成候ハ、／彼地にて為写／可申候。是斗ハ／差越候事可成と／存候。／左候ハ、珍書之様子知可申候。／若用ニ不立

態々写候も無詮候』（表3―105）とあることや、津田光吉の見解『右十二冊水戸様衆写申由ニ御座候。此内円融院御受戒記／可然書ニ奉存候。其外ハ東大寺別当次第も可宜候哉／其外之書ハ指而可然様ニも不奉存候』（表3―116）等からすると、採訪の結果、珍書であれば写を作成する意図があったことが判る。もちろん、現在、公益財団法人前田育徳会尊経閣文庫に所蔵される古籍籍を念頭に置けば<sup>36</sup>、蒐集まで視野に入っていた可能性も考えられる。

ただ、津田による報告が簡単な内容、表題を中心とするものであったため、綱紀は『右ノ内見申候ハ、多分用ニ立申物可有之候へとも、取寄見申事難成候条、其分之外題計にてハ可然書と可指ハ無之』と、内容の確認ができない上は、それと指示できないことを述べている（表3―103）。写を作成する場合も、塔頭の尊光院が述べているように、寺内で作成した写本を江戸まで進上することはできるが、史料自体を寺外に出すことは困難であった（表3―147、148）。现阶段で、この時に作成された写本が存したのか確認できていないが、『大日本史』編纂のために史料採訪を行った水戸家とは様相が異なっていたことが看取される。これについては、前田綱紀による秘書珍籍の蒐集・考証等の記録『温故遺文』をもとに、両家の相違について、水

戸家の史料採訪に対し、前田家は蒐集を目的としていたことが指摘されている<sup>37</sup>。

### 第三章 蜷川式胤『八重の残花』に見える東大寺文書関係記事

本章では、米田雄介氏の翻刻に基づきながら<sup>38</sup>、蜷川式胤『八重の残花』に残る東大寺文書関係の記事を取り上げ、東大寺文書を取り巻く明治初頭の状況を考察する。蜷川式胤は天保六（一八三五）年、京都東寺の公人の家に生まれ、維新後は明治五（一八七二）年の社寺宝物調査に参加し、博物館建設の上申を行うなど、古器旧物の調査・保存に力を注ぎ、明治一五年に没している<sup>39</sup>。彼は明治八年に正倉院や奈良の諸社等の宝物調査を行っており、それらの記事を中心とする日記が『八重の残花』である（以下、引用の出典は年を略す）。

#### 第一節 東大寺文書関係

まず、東大寺文書や題籤軸（往来軸）等に関する記事から取り上げる。

◎六月一四日条（説明の都合上、文書名の下部にAとEを付している）

（前略）

・昨日、龍松院よりさそわれテ衆議所へも参り、蔵くらられる古文書取りく見せられ申候、内一、二枚往来呉らる也、如左、

（中略―題籤軸（往来軸）をスケッチしており、これらについては後述―）

一、東大寺阿波国新嶋庄券第三寺解復弘仁田因 承和十二年（A）

一、府牒 観世音寺 保安元年六月廿八日ノ文書（B）

一、観音寺三綱等解 永徳二年四月一日（C）  
（世脱カ引引用者註） （承カ引引用者註）

一、天満宮安楽寺留守所牒 府政所衙 永長二年六月廿八日（D）

保安元年六月廿八日 古文書

一、黒田庄工夫等解申進申文事 天喜四年三月廿七日文書（E）

右ハ、惣持院、龍松院ヨリ贈らる、右兩人モ数々持帰らる、又ハ大はし、稻生、其外人々ニモ、龍松院贈られ申候事、此姿ニテハ心無き者ニ贈られ候ニ付、追々器物も無くなり、又ハ心無き者ハ、玉を玉とせず、石ノ如シ、依心有ル物ハ、望て大切ニ存するも世の宝とハなれり、全体公役中事故ニ、受ぬか至当なれ共、世ノ中ノ宝とせんハ、持帰ル方可然候

事、

(後略)

引用史料中、「惣持院、龍松院ヨリ贈らる」以下の記述から、東大寺文書の寺外流出に関し、寺内関係者が提供していたという事情の一端が判る。記載された文書は、別に検討を加えたように<sup>40</sup>、B、C、Dは観世音寺公験案であり、Bに関しては複数の候補があつて絞りきれないが、C、Dは観世音寺領碓井封に関わる同一公験案の構成文書で、その公験案は東大寺↓蜷川式胤↓根岸武香という伝来を経て現在、東京大学文学部に所蔵される。

Aは加賀前田家の史料採訪時に作成された『南都有之書物之覚』(『南都書籍搜索記』)等に見え、天和元(一六八一)年の時点で東大寺油倉に保管されていたことが知られる(表3―40)。一方、明治八年の『東大寺東南院庫中古文書目録(東大寺東南院六合辛櫃古文書目録)』(宮内庁書陵部所蔵『什宝録』所収)には「不見」とあるので、『八重の残花』の記事を勘案すると、同じ明治八年に蜷川式胤に贈られ東大寺を離れたことになる(その後の伝存は未確認)。Eは伊賀国黒田莊袖工夫等解(天理図書館所蔵文書・平三―七八一)に比定され、影写本等によれば、蜷川式胤↓佐々木信綱↓古書肆弘文莊↓天理図書

館という伝来過程が判る。

蜷川式胤がスケッチを残した題籤軸(往来軸)は、以下の六点であるが、元来の所屬を断定できないものが多い。

○「天平勝宝二年」「御油勅書案」

天平勝宝二(七五〇)年二月二二日の聖武太上天皇大仏燈油田施入勅願文(東南五―三・編三―三五七く三五八・東三―六一三)に付属していたものか。

○「池尻献儀油」「承安四年」

未詳。

○「貞十四年」「資財物用文」

未詳。

○「東大寺」「般若花嚴兩院」「雜物施入帳」「宝亀九以後」

第二章で関説した、加賀前田家による『南都有之書物之覚』

(『南都書籍搜索記』)に見える「東大寺別院施入帳般若院花嚴院宝亀九以後

『同(一―卷)』(表3―53)に付属したものと考えられる。端

裏に「施入文 宝亀九―」と見える、宝亀九(七七八)年四月

一日の穂積真乗売家地并雜物寄進状(東南七―四・編六―五

九九く六〇〇・東三―八二六)もと正倉院文書続修集三(一)

が候補であるが、同寄進状が一紙という点がやや気にかかる。

あるいは、東南三―四一の山城国宇治郡家地等売買寄進券文(東

二―五六四」の構成文書の一部（華嚴院、般若院への施入等に関わる内容をもつ）も関わるか（その場合、同券文の現状成立過程について検討する必要がある）。

○「近ノセ新田」「はやカハのひこわ／うとのゝうハ」「のよせふミ」「建長元年五月／八日」

未詳。

○「当帝御宣旨」「東大寺玉」「井御庄公驗」「天喜二年」

山城国玉井荘の關係文書に付属したものと考えられるが未詳。

現在、正倉院宝物となっている天平勝宝元（七四九）年の東大寺封戸施入勅書〔正倉院・東一―一〕について、次条に様態のスケッチ・釈文を添えて記述している。

◎五月一八日条

（前略）

・左ノ聖武天皇ノ御書ハ、大ラクニシテ一向ニツクラヒ無ク、実ニ是レヲ以テ御真筆ト思ワル、（中略―スケッチ、釈文等あり。スケッチには法量等を註記す―）

此時代ノ大事ノ物認むるニハ、右ノ寸法ノ紙ニ書テ、奥ニ文字ノ余リ有ル共、必ス白クシテアケテ有り、必切らさりし也、

（後略）

院政期の東大寺別当寛信による文書整理により、東大寺文書の公驗は唐櫃五合に分類・保管され、その後、公驗唐櫃は弘安三（一二八〇）年、大勸進聖守による造替が行われている<sup>41</sup>。弘安造替分の公驗唐櫃について以下の諸条に關係記事が残る。

◎五月五日条

（前略）

今夜惣持院へ参り、経物の礼ニ、印度細工ノ白檀ノ彫り成ル香箱、縁リハ白銀、象牙、クジヤク石及ブドウ石等ノ細キ七宝也、是れを贈ル、然るニ弘安年中の彫銘有ル辛櫃、及経箱ノ文永ノ朱銘有ル、及此外経箱、及古文書等見せられ候テ、一ツ箱贈也〔由カ―引用者註〕申さる、

（後略）

◎六月七日条

（前略）

夕方ヨリ高橋由一筆三笠山ノ油画、惣持院へ以テ行き、此品弘安年号ノ櫃ノ贈らる礼ニ贈ル処、恐縮之由被申候、

以上から、弘安造替の公驗唐櫃のうち一点が惣持院から蜷川式胤に贈られたことが知られるが、彼が入手したものが五合のうちいずれであったかは不明で、その後の行方に関しても未詳である。



◎八月一日条

奈良ニテ写し物ノ咄し、

(中略)

・極采色ノ鳥草ノ画ノ小辛櫃、銘、○又森川是ヲ写ス、

公験辛櫃第一

勅書

封戸

庄菌

寺務

修造

任符

奴婢

温室

(後略)

これは寛信の段階で作成された公験唐櫃に関する記述で（この公験唐櫃第一は正倉院宝物）、それを森川杜園が写したことも判る。

◎七月一四日条

(前略)

東大寺別当次第小河氏ニ渡ス、

帰京後の記事で、小河一敏に『東大寺別当次第』を渡したとあるが、詳細未詳。

## 第二節 東大寺文書をめぐる好古家

『八重の残花』には、東大寺文書や観世音寺文書に関わった好古家たちも登場する。直接に東大寺文書との接点を示す記載

は確認できないが、彼らの背景を理解する上でも興味深いので、以下に摘録し説明を加える。

もと津山藩士の小原竹香（正棟）（文化一二年〜明治二六年）

は、国立公文書館（内閣文庫）現蔵の東大寺文書を明治二一年八月段階で所蔵していた人物で、それ以前、明治五年に奈良県典事に任じられたが、公務を好まず辞して大阪に移住したという<sup>42</sup>。以下、彼に関する記事を掲げる。

◎四月一五日条

(前略)

石剣頭

此間、武蔵国大里郡曹山村平民ニテ古好ノ人也、根岸武香、桜井宿垣里と申道具屋ニ、此石有ル事咄

シナリ、先年是レへ参リ候コトモ有ルニ付、十六日朝、立

寄テ求ム、料一円一分、雲根志ニモ見ル品也、此外石剣頭

一器求ム、代一円、此外車輪石一箇ヲ求ム、代料二円、大

サ五寸四分余有リテ見事也、此石□三輪及生駒、河内駒ヶ

谷、及美濃国神宮山ヨリ出ル由、五月六日、小原元余之介

来テ申サル也、

◎五月六日条

(前略)

二字ヨリ江藤正隆案内ニテ大鍋小鍋の古陵へ見ニ行く、  
〔ママ〕引用者註〕〔澄カ―引用者註〕〔ウハナベコナベ〕

(中略)

次ニ西大寺ノ前ヲ南ヘ行き、尼ケ辻ヨリ江藤ハ広瀬ノ神社  
ヘ帰ラル、管、柏木、私ハ車ニテ帰ル、一人前一朱二厘也、

(中略)

夕方惣持院ヘ参ル、酒出サル、此間ノ文永年号付黒塗経箱  
一ツ、正元年号付シウ春慶ケン塗り、メン黒塗経箱、内々ニ  
テ二ツ贈ラル也、今日、小原正棟古好ノ人也、元余之介云来ル、

◎五月七日条

(前略)

車輪石ハ生駒及三輪、並河内駒ヶ谷、次ニ美濃神宮山ヨリ  
出ル由、小原氏申さる、尤大きくシテ欠無シ、石剣頭モ一  
種ノ製也、前ニ写ス、往来モ質素の製ニテ木地也、

(後略)

◎五月八日条

小原氏来ル、古器ノ咄シ有処、此人も大きニ好ンテ彼是承  
知也、

(後略)

これらから、石器等の古器物についての知識・関心が深く、  
五月六日条に「古好ノ人也、元余之介云」と註記されるように、  
好古家としての一面を知ることができる。(彼の元の名を「余

之介」とするが、「文之介」とする文献もある)。なお、四月一

五日条に「武蔵国大里郡青山村平民ニテ古好ノ人也」と記され  
た根岸武香(天保一〇年〜明治三五年)も、観世音寺公験案や  
東大寺文書を一時所有したことのある人物である<sup>43</sup>。

また、次の諸条に見える江藤正澄(天保七年〜明治四四年)  
も、『延喜五年観世音寺資財帳』写本の作成、観世音寺公験案  
の抄出を含む諸書の筆録、考古資料の収集を行った好古家であ  
る<sup>44</sup>。

◎三月二八日条

(前略)

今日ヨリ大仏殿ノ西のきわ龍正院松、当時博覧会社ニ相成り、  
是れへ私、亀井、管、柏木引キ移ル也、此夜上司氏、江藤  
氏来ル、

◎四月一〇日条

(前略)

上司、夜来ル、江藤来ル、

(後略)

◎五月一六日条

(前略)

江藤氏も再此三ヶ日間写し物二見へしか、今日帰ラル、不

二、東行由也、

彼に関し、米田雄介氏は五月六日条（前掲）で「江藤正隆」と釈読するが、「尼ヶ辻ヨリ江藤ハ広瀬ノ神社へ帰ラル」とあるので、原本を裏見していないものの、この時期に広瀬神社の神職を務めた江藤正澄が該当しよう。三月二十八日、四月一日、五月一六日の諸条に見える「江藤氏」、「江藤」も江藤正澄を指すと理解される。

## おわりに

以上、第一章、第二章において、水戸家、前田家による東大寺への史料採訪について、その過程および採訪された文書・典籍の具体相に関し分析を加えた。正倉院文書の写本の成立は、江戸期における正倉院開封のうち、天保四（一八三三）年以後という時期的な目安を与えることができる<sup>45</sup>。東大寺文書の写本に関しては、正倉院文書ほど限定はできないものの、本稿で関連した水戸家、前田家の事例を含め、いくつかの契機となる史料採訪が知られており、それに基づく写本、個別文書の写が、国学者・好古家の知のネットワークにより、流布した可能性が考えられる。したがって、江戸期の目録・点検記録や、本稿で採

り上げた以外の分も含め、史料採訪の成果と写本とを対照することにより、近世における東大寺文書の状況、書写の時期・過程が詳らかでない写本の意義等が明確になっていくと考えられる。また、第三章においては、明治初頭の東大寺文書とそれをめぐる好古家に関し、蜷川式胤『八重の残花』を素材として考察を加えた。本稿が、近世・近代における東大寺文書を考える上で、基礎的研究の一つとして位置付けられるならば幸いである。

## 註

1 森哲也 a 「写本に見える観世音寺文書について」（『史淵』第一三八輯、二〇〇一年）、b 「宮内庁書陵部所蔵『東大寺所蔵古文書』について」（『正倉院文書研究』一二、二〇一一年）、c 「定海と琳実―二人の僧別当―」（『日本歴史』第七九七号、二〇一四年）、d 『東大寺古文書』と『諸文書部類』―東大寺文書写本の紹介―（『古文書研究』第八八号、二〇一九年）、e 『東大寺古文書』と『諸文書部類』の意義（『日本歴史』第八七六号、二〇二二年）等。なお、bの段階で原

本を確認できていなかった史料のうち、寛治四（一〇九〇）年一二月一日の官宣旨は、『思文閣古書資料目録（善本特集）』第二五四号（思文閣古書部、二〇一七年）に、「平安く桃山期 東大寺関係文書 一括」の一点として掲載され、現在は九州国立博物館の所蔵に帰している。これについては、一瀬智・森哲也「九州国立博物館所蔵の東大寺文書」、『九州史学』第一九六号、二〇二四年）を参照。また、「藤原資経昇進次第」（仮称）が、明治四〇（一九〇七）年二月の影写にかかると『白石文書』（白石村次所蔵）に収められていることにかかづいた（現蔵は未確認）。したがって、これらは、写本『東大寺所蔵古文書』が筆録された明治七年七月一七日の段階で、東大寺塔頭の惣持院に所蔵されていたものが、その後、寺外に流出したことになり、同写本に筆録の東大寺文書一五点中、一・二点の寺外流出が確認された。

2 森哲也『『入唐五家伝』の基礎的考察・補考』（『市史研究ふくおか』第一二二号、二〇一七年）。

3 本稿で使用した略称は以下の通り。東大寺図書館架蔵成卷文書（百卷文書）Ⅱ東成、同未成卷文書Ⅱ東未、同東大寺文書第一〇四部（卷子本）Ⅱ卷子本、同宝庫文書Ⅱ宝庫、同薬師院文書Ⅱ薬師、同重要文化財指定文書Ⅱ指定、東南院文書Ⅱ

東南、国立公文書館（内閣文庫）所蔵文書Ⅱ国公、東京芸術大学所蔵文書Ⅱ東芸、東京大学文学部所蔵文書Ⅱ東文、京都大学総合博物館所蔵文書Ⅱ京大、早稲田大学所蔵文書Ⅱ早大、大東急記念文庫所蔵文書Ⅱ大東急、大倉文化財団所蔵文書Ⅱ大倉、と略し、それぞれの巻数や分類番号を示した。以上のうち指定は、成卷文書、未成卷文書とは別に早く国の重要文化財指定を受けていたもので、東大寺所蔵の東大寺文書が国宝指定となった現在では適当な名称ではないが、便宜的に奈良国立文化財研究所編『東大寺目録』全六巻（同朋舎出版、一九七九〜一九八四年）の記載に従った。平安遺文Ⅱ平、鎌倉遺文Ⅱ鎌、大日本古文书編年文書Ⅱ編、同家わけ第18東大寺文書Ⅱ東、大日本史料Ⅱ大史、と略し、数字はそれぞれの巻数―頁数や文書番号等を意味する。史料引用に際しては、原則として常用漢字体・新字体を用い、適宜、濁点、句読点、校訂・説明註を加え、あるいは句読点を改め、ルビを省略した場合があり、◇は細字、／は改行、■は釈読困難であった文字、書名以外の『』は朱書を意味する。参照した写真帳、影写本、謄写本は東京大学史料編纂所架蔵である。なお、表1、3では典籍や絵巻に関し刊本の表示は割愛した。

4 『大日本史』編纂については、三浦周行「徳川光圀の修史事

業」(同『日本史の研究 第二輯 上』所収、岩波書店、一九一一年。初出一九二五、一九二八、一九二九年)を参照。

5 『大日本史編纂記録』の研究史については、鍛冶宏介「大日本史編纂記録」の史料的特質の検討」(『目録学の構築と古典学の再生―天皇家・公家文庫の実態復原と伝統的知識体系の解明―二〇〇七(平成一九)年度―二〇〇八(平成二〇)年度科学研究費補助金(学術創成研究費)「課題番号一九GS〇一〇二」研究成果報告書(研究代表者 田島公(東京大学史料編纂所教授)』、東京大学史料編纂所研究成果報告二〇〇八―一、東京大学史料編纂所、二〇〇九年)を参照。その全体像、詳細については、同編『大日本史編纂記録「目録」』(『目録学の構築と古典学の再生―天皇家・公家文庫の実態復原と伝統的知識体系の解明―二〇〇九(平成二一)年度―二〇一〇(平成二二)年度科学研究費補助金(学術創成研究費)「課題番号一九GS〇一〇二」研究成果報告書(研究代表者 田島公(東京大学史料編纂所教授)』、東京大学史料編纂所研究成果報告二〇〇九―四別冊、東京大学史料編纂所、二〇一一年)に依拠し(以下、単に『目録』と略す)、同記録所収の書状等に関しては、同目録の番号【冊子番号―史料番号・史料小番号】を併記した。翻刻は写真帳に基づき、適

宜、部分的翻刻を掲載する論文等を参照した。

6 相田二郎「江戸時代における古文書の採訪と編纂」(同『相田二郎著作集3 古文書と郷土史研究』所収、名著出版、一九七八年。初出一九三九年)、吉田一徳「大日本史紀傳編纂と撰者考(上)」(『藝林』第一〇巻第一号、一九五九年)。

7 清水正健『増補 水戸の文籍』(水戸の学風普及会、一九三四年)、増村宏「唐の玄宗の詩「送日本使」について(二)」(同『遣唐使の研究』第三編第二章所収、同朋舎出版、一九八八年。初出一九八〇年)。なお、採訪自体は延宝九年九月二九日の天和改元以前であるが、煩を避けるため、以下では史料に即する場合を除き年紀を天和元年で統一する。

8 吉田一徳「大日本史紀傳撰者と編修上の諸問題」(同『大日本史紀傳志表撰者考』本論第一章所収、風間書房、一九六五年。初出一九五七年)、但野正弘『新版 佐々介三郎宗淳』(水戸史学会、一九八八年)。

9 増村宏註7論文。

10 同書状案は小川幸代・大塚統子「大日本史編纂記録(一)」(『神道古典研究所紀要』第六号、二〇〇〇年)に翻刻される。

11 「兩京日記」は、写真帳に加えて謄写本『兩京日記』を参照。以下の別史料も含め、翻刻は墨抹・傍書・訂正等を組み入れ

た訂正後の文による。

- 12 史料⑥は小川幸代・大塚統子「大日本史編纂記録」(『神道古典研究所紀要』第七号、二〇〇一年)を参照。
- 13 堀池春峰「印藏と東大寺文書の伝来」(同『南都仏教史の研究』上 東大寺篇)所収、法藏館、一九八〇年。初出一九六九年)、皆川完一「公驗唐櫃と東大寺文書」(同『正倉院文書と古代中世史料の研究』所収、吉川弘文館、二〇一二年。初出一九七三年)、森哲也「仁平三年東大寺諸莊園文書目録の基礎的考察」(『史淵』第一三七輯、二〇〇〇年)。
- 14 東大寺関係史料については、本共同研究の一環として二〇二二年七月二一、二二日に調査・撮影を実施した。参加者は遠藤基郎氏、三輪眞嗣氏、森哲也であるが、準備段階から坂東俊彦氏にご尽力いただき、当日は奈良大学図書館関係者のご高配を得た。史料⑩の形態は折紙で、法量は一五・〇×四四・〇cm。
- 15 堀池春峰「正倉院・東大寺文書」(『寧楽遺文・平安遺文月報』九、一九六三年)、坂東俊彦「近世における東大寺寺内組織と『東大寺要録』」(栄原永遠男・佐藤信・吉川真司編『東大寺の新研究2 歴史のなかの東大寺』法藏館、二〇一七年)。
- 16 『彰考館図書目録 附・焼失目録』(八潮書店増補影印、一九七七年。原著彰考館文庫、一九一八年)。以下、各史料の分類・関係頁数等は同書による。
- 17 国立公文書館(内閣文庫)所蔵『古文書録 坤』については、二〇一七年一月三十一日、二〇一八年三月三日に調査を行っており、別に報告の機会を得たい。なお、東京大学史料編纂所に謄写本が架蔵される。
- 18 写真帳『東大寺薬師院文庫史料』一〇五、同『円融院御受戒記』、石田実洋「阪本龍門文庫所蔵『東大寺御受戒記』 附・宮内庁書陵部所蔵『東大寺御受戒次第』」(『戒律文化』第二号、二〇〇三年)、井上和歌子「東大寺文書『円融院御受戒記』―解題と翻刻―」(『南都佛教』第八四号、二〇〇四年)を参照。
- 19 森哲也「近世・近代における東大寺文書」(『正倉院文書研究』九、二〇〇三年)。
- 20 本史料については、国立国会図書館デジタルコレクションおよび写真帳『東大寺奴婢籍帳及古牒券』による。「帝国/図書/館蔵」の他、「杉園蔵」および「阿波国文庫」の朱蔵書印を捺す。
- 21 本史料については、森哲也「『観世音寺資財帳案』の再検討」(長洋一監修・柴田博子編『日本古代の思想と筑紫』權歌書

房、二〇〇九年）で考察を行い、竹内理三「観世音寺資財帳と観世音寺伽藍」（『仏教芸術』七六号、一九七〇年）が説くような後世の写しではなく、嘉保年間作成に作成された未完成の原本と考えられることを述べた。

22 森哲也「『入唐五家伝』の基礎的考察」（『市史研究ふくおか』第三号、二〇〇八年）で、両者の関係の一端に言及した。

23 森哲也註1 d、e 論文。

24 森哲也註1 c 論文。

25 前田綱紀による史料採訪、蒐集については、近藤巖雄『加賀松雲公 中巻』第一編第七章（羽野知顕、一九〇九年）、藤岡作太郎『松雲公小伝』後篇第二章（高木亥三郎、一九〇九年）、川瀬一馬「前田綱紀（松雲公）の典籍蒐集とその意義」（『書誌学』復刊新一号、一九六五年）、石川県立美術館編『開館五周年記念―加賀文化の華―前田綱紀展』（同館、一九八八年）、菊池紳一「『松雲公採集遺編類纂』所収「持明院家文書」について」（同『加賀前田家と尊経閣文庫―文化財を守り、伝えた人々』所収、勉誠出版、二〇一六年。初出二〇〇五年）等を参照。

26 森哲也註19 論文。

27 森田平次（柿園）については、石川県立図書館編『森田柿園

展览展示目録』（同館、一九八四年）、石川県立図書館編『森田文庫目録』（同館、一九九四年）、金沢市立玉川図書館近世史料館編『森田柿園と「温故集録」』（同館、二〇〇三年）、鈴木雅子『加賀の下級武士の藩政期と維新後 森田柿園の記録から』（港の人、二〇一九年）等を参照。

28 表3に見える宗性関係の著作については、平岡定海『東大寺宗性上人之研究並史料 上く下』（臨川書店復刻、一九八八年。原著日本学術振興会、一九五八〜一九六〇年）を参照。また、表3備考欄の\*に関しては、森哲也註19 論文を参照。森田平次は『南都東大寺等書籍目録』において、おそらく同じ油蔵に所蔵されているとの観点から、146〜148を1〜104―26に続けてまとめている。なお、煩雑を避けるため、表3では『南都有之書物之覚』の記載に見える朱、墨の区別は示していない。

29 本史料については、他の史料とともに二〇一七年九月五日、六日に調査し、二〇一八年一〇月三〇日、三十一日に補充調査を行った。また、二〇二三年三月九日、本共同研究の一環として調査を実施した（参加者は遠藤基郎氏、坂東俊彦氏、森哲也）。

30 本史料については、二〇一七年一〇月三〇日に調査を実施し、二〇一八年九月一〇日に補充調査を行った。

31 渡辺守邦・後藤憲二編『増訂 新編藏書印譜 中』（青裳堂書店、二〇一四年、日本書誌学大系一〇三（二））の「森田柿園」の項を参照。

32 本書は「見聞仕書物之覚」以下、津田光吉（太郎兵衛）による京都における典籍の探訪記録をまとめたもので、表紙裏に「森田蔵書」、一丁オモテに「森田」の印が捺されており、森田柿園の旧蔵書であったことが知られる（国立国会図書館デジタルコレクションによる）。

33 本文の釈読・理解については、金沢市立玉川図書館近世史料館編『金沢市図書館叢書（八） 温故集録 五』（同館、二〇一年）も参照した。同書では、「南都有之書物之覚」を「東大寺書籍古文書等言上書」「東大寺之内惣持院之書籍之覚」「東大寺之内戒壇院ニ有之書籍之覚」「興福寺之多聞院ニ有之書籍之覚」「興福寺之明王院ニ有之書物」「興福寺之金勝院ニ有之書物」と史料名を付し、分割して掲載するが、上述のような体裁からすれば、全体として一つの報告書と見なければならぬ。

34 日置謙編『加能郷土辞彙』（金沢文化協会、一九四二年）の「ツダミツヨシ 津田光吉」の項。

35 金沢市立玉川図書館近世史料館編註33書。

36 前田育徳会尊経閣文庫編『尊経閣文庫善本影印集成』（八木書店、一九九三年）刊行中。

37 徳富猪一郎『温故遺文』（同『典籍清話』民友社、一九三二年）。のち同『読書九十年』（大日本雄弁会講談社、一九五二年）にも収録（同書は徳富蘇峰『読書法』と改題、講談社学術文庫、一九八一年）。川瀬一馬『日本における書籍収蔵の歴史』（ぺりかん社、一九九九年）によれば、『温故遺文』は昭和初期、前田家の書物奉行の子孫が売りに出したものを高木利太が購入し、さらに安田善次郎の安田文庫に移動したが、昭和二〇（一九四五）年の東京大空襲で焼失したらしい。

38 米田雄介編『蛭川式胤「八重の残花」』（中央公論美術出版、二〇一八年）。

39 蛭川式胤の事績については、米田雄介「蛭川式胤の事績―正倉院宝物の調査に関連して―」（『古代文化』第五一卷第八号、一九九九年）、西洋子「附論1 蛭川式胤」（同『正倉院文書整理過程の研究』吉川弘文館、二〇〇二年）、米崎清実編『蛭川式胤「奈良の筋道」』（中央公論美術出版、二〇〇五年）、米田雄介編註38書等を参照。

40 森哲也「観世音寺公験案の基礎的考察」（『観世音寺公験案の集成と研究（東京大学史料編纂所研究成果報告書二〇二一



―五〕』東京大学史料編纂所、二〇一九・二〇二〇年度一般共同研究研究成果報告書、二〇二二年）。

41 皆川完一註13論文。

42 小原竹香（正棟）については、高見章夫・花土文太郎『岡山県人名辞書』（同辞書発行所、一九一八年）、三善貞司編『大阪人物辞典』（清文堂出版、二〇〇〇年）、森哲也「観世音寺文書の伝来過程」（九州歴史資料館編『観世音寺―考察編―』同館、二〇〇七年）、『博物館だより』No.六一（二〇〇九年、津山郷土博物館）等を参照。

43 森哲也註42論文。

44 森哲也「『延喜五年観世音寺資財帳』の脱落断簡」（『日本歴史』第六二六号、二〇〇〇年）、森哲也註1 a 論文。

45 皆川完一「正倉院文書の整理とその写本―穂井田忠友と正集―」（同註13書所収。初出一九七二年、一九九二年）。

### 【付記】

本稿のうち第一章、第二章は、二〇一七年度九州史学研究会大会（二〇一七年一〇月二二日、於九州大学箱崎キャンパス）における同題の口頭報告前半部、ならびにそれに基づく本共同

研究の研究会（二〇二一年七月一日、オンライン開催）で行った口頭報告を基本とし、その後の調査成果・知見を含めて成稿したものである。調査・報告・成稿にあたり、次に掲げる諸氏・諸機関には、特にご教示・ご高配・ご協力を賜った。末尾ながら記して御礼申し上げる（敬称略・順不同）。

井上修平、遠藤基郎、坂口太郎、竹井良介、豊廣優貴、坂東俊彦、古川順大、松尾大輝、三輪真嗣、吉永匡史、石川県立図書館、金沢市立玉川図書館近世史料館、金沢大学附属図書館、宮内庁書陵部、公益財団法人東洋文庫、国立公文書館（内閣文庫）、東京大学史料編纂所、東大寺史研究所、東大寺図書館、奈良大学図書館。

なお本稿は、二〇二一・二〇二二年度東京大学史料編纂所一般共同研究「東大寺文書の近世・近代」の他、JSPS科研費JP一六K〇三〇一七、一九K〇〇九七八、二三K〇〇八四一による成果を含む。

表1:水戸家探訪史料

南都有之書籍之覚	所蔵
東大寺越前国桑原荘券第三(表3-22参照)	指定3
東大寺越前国桑原荘券一一(表3-23参照)	東南3-11
東大寺越前国庄庄券(表3-27参照)	東南3-16
東大寺越前国庄庄立券本主注文(表3-28参照)	東南3-18
東大寺伊賀国玉滝杣券第一(表3-32参照)	東南3-1
東大寺伊賀国玉滝杣券第二(表3-33参照)	東南3-2
二條五坊地券(表3-73参照)	東南3-39
水成瀬絵図(表3-74参照)	東南3-33
奏状抄(表3-122参照)	東大寺
代々震(=宸)筆御八講願文等記上(表3-115参照)	東大寺
代々震(=宸)筆御八講願文等記下(表3-116参照)	東大寺
日本高僧伝要文抄第三(表3-110参照)	東大寺
亀山殿御逆修願文集(表3-109参照)	東大寺
葉室禅門意見(表3-108参照)	
四天王寺手印縁起(表3-107参照)	陽明文庫
承明門院御忌中願文集(表3-113参照)	東大寺
承明門院御一周忌願文集(表3-114参照)	東大寺
承明門院御忌中願文習学抄(表3-111参照)	東大寺
承明門院御忌中諸僧啓白指示抄(表3-112参照)	東大寺
東大寺別当次第(表3-106参照)	東大寺
円融院御受戒記(表3-105参照)	東大寺
	東南1-7の一部カ
	東南2-5
	表2参照
	薬師1-184-1カ
	国公カ
	東南1-8, 9, その他の一部カ
	薬師1-193の一部カ
	東南1-1, 2-5の一部カ
	東大寺

表1:水戸家探訪史料

	大日本史編纂記録	彰考館図書目録	東大寺側史料
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9	春花秋月抄〈第一、第三、第五、第十一、已上四卷有。第三八題曰奏状抄〉		春花秋月抄 宗性綴
10	御八講願文上下式卷	宸筆御八講記、宸筆御八講等略記	
11	御八講願文上下式卷	宸筆御八講記、宸筆御八講等略記	
12	高僧伝要文抄一冊	日本高僧伝要文抄〈法印宗性撰 建長三年〉	
13	亀山殿逆修願文一冊		亀山院御忌願文
14	葉室禪門意見一冊		
15	四天王寺御手印縁起一々(=冊)	四天王寺本願縁起〈皇太子仏子勝鬘記/後醍醐天皇奥書トアリ〉	
16	承明門院御忌中願文一々(=冊)		
17	同御一周忌願文一々(=冊)		
18			
19			
20	東大寺別当次第一々(=冊)	東大寺別当次第〈律師快園作歟 天平勝宝四年ヨリ文安四年ニ訖ハル〉、東大寺別当次第〈同上 同上〉	寺務次第記
21	円融院御受戒記一々(=冊)	円融院御受戒記〈尊勝院本写 源為憲作 延宝辛酉秋〉	円融院御受戒記
22	太政官符		太政官符 数通
23	陰陽寮勘文		陰陽寮勘文
24	弁官下文		弁官下文 数通
25	奴婢帳	東大寺古牒(=牒)券〈尾云、延宝辛酉夏至南都東大寺借油倉真本写之〉、東大寺古牒(=牒)卷(=券カ)奴婢帳畧	奴婢帳
26	願文		願文 数通
27	観世音寺資財帳		観世音寺資財帳
28	綸旨		綸旨 数通
29	口宣案		口宣案 数通
30	僧綱牒		僧綱牒 数通
31	寺務状		寺務状 数通
32	国解		国解 一卷
33	東大寺要録	東大寺要録拔萃〈寺僧観嚴集 長承三年〉	東大寺要録拔書

表2:『東大寺奴婢籍帳』の内訳

所蔵	刊本	備考
東南5-8	編3-322～327, 東3-633	
東南5-10	東3-638-(一)	
東南5-10	東3-638-(二)	
東南5-10	東3-638-(三)	
東南5-10	東3-638-(四)	
東南5-10	東3-638-(五)	
東南5-5	編3-368～374, 東3-627	
東南5-5	編3-359～366, 東3-628	
東南5-5	編3-366～367, 東3-629-(一)	
東南5-5	編3-375～376, 東3-629-(二)	
東南5-5	編11-476～477, 東3-629-(三)	
東南5-5	編11-476～477, 東3-629-(四)	
東南5-5	編3-393, 東3-629-(五)	
東南5-5	編9-139～140, 東3-629-(六)	
早大	編3-459～460	
大東急	編25-2～4	
東南5-7	東3-631	東の按文は「ソノ筆跡ヲ検スルニ江戸時代以降ノ書写ナルニ似タリ」とする
東南5-7	東3-630	
東南1-3	平9-4509, 東1-65	
東南1-4	平9-4523, 東1-160	
東南1-1	平9-4512, 東1-115	
東南1-3	東1-72	
東南2-4	平5-1872, 東1-241	
東南1-1	平9-4504, 東1-111	
東南3-14	編5-476～478, 東2-508	
東南4-附6	編4-520～522, 東2-598	
東南4-附6	編6-120～121, 東2-599	
東南3-41	東2-564-(1)	
東南3-41	東2-564-(2)	
東南3-41	編3-112, 東2-564-(3)	
東南3-41	編15-127, 東2-564-(4)	
東南3-41	平1-86, 東2-564-(10)	
東南5-3	編5-669～670, 東3-615	
中村雅真	編3-126～127	
玉井久次郎	編25-1～2	
村山龍平	編3-271	編3の出典は法学博士宮崎道三郎
東南5-11	編3-259～260, 東3-639	
東南5-11	編3-392, 東3-644	
東南5-11	編3-407～408, 東3-646	
東南5-11	編3-409, 東3-647	
東南4-附9	編3-355～356, 東3-602	
東南4-附9	編3-344～345, 東3-603	小杉は無印の案文の存在を述べるが、これは東南5-4(東3-625)を指す
東南5-11	編3-389～390, 東3-642	小杉は無印の案文の存在を述べるが、これは東南5-4(東3-626)を指す
東南5-11	編9-643～644, 東3-641	
東南4-附9	編3-391～392, 東3-604	
東南5-4	編9-254～255, 東3-624	

表2:『東大寺奴婢籍帳』の内訳

	分類	表題	文書名	年紀	西暦
1	東大寺奴婢籍帳	大宅可是麻呂□□籍帳案 (天平勝宝元年)	大宅朝臣可是麻呂貢賤解案	天平勝宝1.11.3	749
2		東大寺奴婢籍帳(左京職、 諸国)	大宅朝臣可是麻呂貢賤解案	天平勝宝2.5.17	750
3			山背国司移案	天平13.6.26	741
4			右京職移案	天平13.③.7	741
5			撰津職移案	天平15.9.1	741
6			撰津職符案	天平15.9.2	741
7		奴婢籍帳(天平勝宝二/無 印)	治部省牒案	天平勝宝2.3.3	750
8			官奴司解案	天平勝宝2.2.24	750
9			太政官符案	天平勝宝2.2.26	750
10			治部省牒案	天平勝宝2.3.3	750
11			治部省牒案	天平勝宝3.2.8	751
12			治部省牒案	天平勝宝2.12.28	750
13			治部省牒案	天平勝宝2.5.11	750
14			皇后宮職牒案	天平18.3.16	744
15		大宅朝臣可是万呂奴婢見来 帳	大宅朝臣可是万呂奴婢見来帳	天平勝宝2.9.5	750
16			従良奴婢注文	(天平勝宝2.9.5)	750
17			大宅朝臣可是麻呂貢賤解案	天平勝宝1.11.3	749
18		東大寺奴婢籍牒一卷 宝亀三 年(歳次/壬子)案	東大寺奴婢籍牒案	宝亀3.12.30	772
19	東大寺古牒券		太政官牒	貞観14.2.10	872
20			太政官牒	元慶1.9.7	877
21			太政官牒	貞観15.3.27	873
22			太政官牒	昌泰1.10.5	898
23			官宣旨	永久5.5.25	1117
24			僧綱牒	貞観12.8.17	870
25			施薬院牒	長治2.12.	1105
26			越前国公驗	天平宝字8.2.9	764
27		十市庄券	大和国十市郡司売買地券文案	天平宝字5.11.27	761
28		同上	大和国十市郡布施屋守曾祢刀良解	宝亀2.2.23	771
29		山城国宇治郡家地等売買寄 進券文	山背国宇治郡加美郷長解案	天平12.1.10	740
30		同上	次田連広足宇治宿祢大国連署状案	天平17.11.30	745
31		同上	山背国宇治郡加美郷家地売買券文	天平20.8.26	748
32		同上	山背国宇治郡大国郷家地売買券文	天平宝字5.11.2	761
33		同上	稻城壬生公物主家地売買券文	承和14.6.27	847
34	(奴婢関係)		奴婢帳目録	天平神護3.7.16	767
35			一条令解	天平20.10.21	748
36			太政官牒	天平勝宝2.2.26	750
37			東大寺奴婢返券	天平勝宝1.7.23	749
38			左京職移	天平感宝1.6.10	749
39			但馬国司牒	天平勝宝2.5.9	750
40			但馬国司牒	天平勝宝2.6.26	750
41			東大寺三綱牒案	天平勝宝2.7.2	750
42			但馬国司解	天平勝宝2.1.8	750
43			丹後国司解	天平勝宝1.12.19	749
44			美濃国司解	天平勝宝2.4.22	750
45			息長真人真野売婢売買券文	天平19.12.22	747
46			奴婢買進印書送文	天平勝宝2.5.9	750
47			近江国司解案	天平18.7.11	746

表2:『東大寺奴婢籍帳』の内訳

中村雅真	編3-126～127	以下、奥扉裏に年紀・内容等をメモ風に記す
東南5-11	編9-643～644, 東3-641	
大倉	編3-491～492	編3の出典は法学博士宮崎道三郎
もと東成39	編4-181～182, 東7-310	編4は東大蔵とする
もと東成39	編4-186, 東7-309-(5)	編4は東大蔵とする
東南3-15	編5-543～544, 東2-509	
東南3-30	編5-662～666, 東2-543	
東南7-4	編6-599～600, 東3-826	
大東急	平1-49	平の出典は赤星鉄馬

表2:『東大寺奴婢籍帳』の内訳

48	新造屋古文書		一条令解	天平20.10.21	748
49			息長真人真野売婢売買券文	天平19.12.22	747
50			茨田久比麻呂解	天平勝宝3.3.10	751
51			東大寺三綱牒	天平勝宝8.8.22	756
52			奴婢見来帳	天平勝宝8.10.26	756
53			越前国足羽郡司解	天平神護3.9.19	767
54			越中国司解	天平神護3.5.7	767
55			穂積真乗売家地并雑物寄進状	宝亀9.4.19	778
56			近江国大国郷野地売券	天長1.10.11	824

表3:『南都有之書物之覚』の内訳

記載	備考
【津田】(箱書)箱之上書。(註記)自是以下墨ニテ書セシハ古書ノ外題ニ書付有之候。又ハ奥書等也。(註記)私考ハ以朱書申候	箱書は「東大寺別当官符十二冊 一箱」
【津田】(内容)東大寺ノ内ニ若狭水ト申井御座候。是ヲ香水ト申候	
	*
(数量) 不見	
(内容) 東大寺領ノコト也。文永七年ニ終。(1~12)ノ十二冊一箱ニ入。右十二冊、東大寺別当職之繪旨・院宣・太政官符等、其外東大寺之古証文共ヲ縫合申候	
【津田】(13~17)右八卷、男女ノ名ト歳ヲ記申候	*
【津田】(年紀) 不見	
【水戸家】水戸様衆拔書	



表3:『南都有之書物之覚』の内訳

	史料名	所蔵	刊本
1	寺家臨時政務文書〈宣旨 寺解 網牒/延暦十二年以後〉員七十八枚	東南2-5	平2-432, 3-797, 795~796, 799~800, 814, 816, 856, 871, 4-1794, 6-2596~2597, 東2-426~468
2	修造文書〈宣旨 損色 作事/自延暦廿四至永久五〉員百五枚	東南2-3	平1-63, 2-551, 3-828~829, 878, 913~915, 東1-220~225
3	院香水 員十八枚		
4	東大寺別当官符第一〈從貞觀十三年/至長和三年〉員卅六枚	東南1-2	平9-4506, 4516, 4529~4530, 4535, 4537, 東1-7~45
5	東大寺別当官符第二〈從長和五年〉員卅九枚	東南1-5	平11-補266, 4-1347, 東1-46~63
6	東大寺造司網牒官符第一〈從承和五年/至仁和三年〉員卅二枚	東南1-1	平8-4442, 4451, 1-80, 9-4468, 4473~4474, 4482~4485, 1-129, 9-4491, 1-139, 142, 9-4493, 4498~4499, 4502, 4504, 4508, 4510~4512, 4514, 4518, 4522, 4527~4528, 4533, 4537~4538, 東1-93~124
7	東大寺造司官符第二〈從寛平二年/至貞元二年〉員四十枚	東南1-6	東1-125~157
8	諸会文書〈天喜四年以後〉員六十三枚		
9	学生供曳文〈延久五年以後〉員百七十九枚		
10	諸国御封文書下〈寛徳二年以後〉員百七十四枚	東南2-1~2	平2-355, 594~593, 597~600, 610, 607~609, 611~612, 614, 617, 625, 627~626, 628~629, 3-631~636, 643~645, 649~651, 670~671, 666~669, 690, 731, 735, 744, 749, 752, 754, 753, 900, 758, 762, 784, 791, 807, 817, 819, 827, 857, 859~862, 867~869, 877, 875~876, 880, 917, 906, 918~919, 東1-246~310//平3-907, 920~922, 928, 934~933, 938~937, 939~940, 944, 949, 945~948, 963, 957, 959~960, 962, 966~967, 4-1349, 1515, 1513~1514, 1521, 1528~1529, 1616, 1635, 1588~1594, 1596~1595, 1597~1600, 1602~1603, 1601, 1604, 1606~1607, 1605, 1772, 5-1809, 2003~2002, 2142, 6-2496~2495, 2637~2636, 2638, 2647~2648, 9-4722, 東1-311~379
11	東大寺俗別当官符〈貞觀十二年以後〉員一一枚	東南1-4	平9-4505, 4517, 4523~4524, 4526, 4534, 4543, 4547, 東1-158~202
12	寺解雜掌解案〈文三〉一冊	東文	鎌13-9545, 14-10715, 東別1-60, 63
13	東大寺奴婢籍帳 左京職 諸国 二卷	東南5-10~11	東3-638//編3-259~260, 9-643~644, 3-389~390, 376~377, 392, 394, 407~409, 東3-639~647
14	同 宝亀三年〈歳次/壬子〉案 一卷	東南5-6	編6-427~446, 東3-630
15	奴婢帳 同(=一卷)	東南5-8カ	編3-322~327, 東3-633
16	大宅朝臣加是磨奴婢貢文 同(=一卷)	東南5-7	編3-395~401, 2-300~303, 281~282, 338~340, 東3-631~632
17	外題不見 三卷	東南5-4、5、9カ	編9-254~255, 東3-624~626//編3-368~374, 359~367, 375~376, 11-476~477, 3-477, 393, 9-139~140, 東3-627~629//編3-321, 460~462, 404~405, 東3-634~637
18	東大寺因幡国高庭庄券第二〈坪付/承和九年以後〉一卷	東南3-26	平1-251, 193, 73, 東2-536~538
19	東大寺因幡国高庭庄券第三〈坪付/承和九年〉一卷	東南3-27	平1-74, 72, 東2-539~540
20	東大寺越前国桑原庄券第一〈田地雑物 坂井郡/天平勝宝一年〉同(=一卷)	大東急	編4-52~58
21	同第二〈田地雑物/天平勝宝八年〉同(=一卷)	指定2	編4-111~114, 東9-号外1
22	同第三〈田地雑物/天平勝宝八年〉同(=一卷)	指定3	編4-219~221, 東9-号外2

表3:『南都有之書物之覚』の内訳

【津田】(巻次)不見。(内容)不見。【水戸家】同(=水戸様衆抜書)	
【水戸家】水戸様衆抜書	
【水戸家】同(=水戸様衆抜書)	
【水戸家】水戸様衆抜書	
【水戸家】水戸様衆抜書	
【津田】(内容)不見	
【津田】(内容2ヵ所)不見	
【津田】(内容)不見。(年紀)不見	
【津田】(内容)不見	「天曆四年」は傍書
【津田】(表題2ヵ所)不見	
【津田】(表題)不見	
	*

表3:『南都有之書物之覚』の内訳

23	同一一〈一一/天平宝字元年〉同(=一卷)	東南3-11	編4-246~250, 東2-500
24	同第五〈雜文書/天平宝字元二〉同(=一卷)	東南3-12	編4-250~252, 254~255, 252~254, 257~258, 東2-501~505
25	東大寺越前国坂井郡券〈施入帳/天平宝字九年〉同(=一卷)	東南3-13	編4-341~342, 東2-506~507
26	東大寺越前国高串庄券〈司判/天平宝字八年〉同(=一卷)	東南3-14	編5-476~477, 東2-508
27	東大寺越前国庄庄券〈道守栗川両庄 国郡解/天平神護二年〉同(=一卷)	東南3-16	編5-544~546, 551~554, 東2-510~513
28	東大寺越前国庄庄立券本主注文〈丹生 足羽 坂井三郡/天平神護二年〉同(=一卷)	東南3-18	編5-554~617, 東2-515
29	東大寺越前国庄庄券〈道守 鑑 糞置等庄/寺牒 天曆五年〉同(=一卷)	東南3-20	平1-263, 東2-528
30	同〈道守 鴨野 栗川 子見 溝江/幡生庄等 庄解 郡解 天平神護二三〉同(=一卷)	東南3-19	編5-645~648, 651~652, 656, 650, 651, 648~650, 549~551, 536, 548~549, 547~548, 547, 東2-516~527
31	越前国足羽郡鷹山施入帳〈国判/神護二年〉同(=一卷)	東南3-15	編5-543, 544, 東2-509
32	東大寺伊賀国玉滝杣券第一〈沽文 国判/天平廿年以後〉同(=一卷)	東南3-1	編3-133~136, 500~501, 334~335, 4-349~350, 東2-469~472
33	同第二〈国郡勘定/天平神護二年〉同(=一卷)	東南3-2	編5-628~636, 東2-473
34	同第三〈施入帳/貞觀八年〉同(=一卷)	東南3-3	平1-148, 東2-474
35	同第四〈官符 天徳三年/一一〉同(=一卷)	東南3-4	平10-4979, 1-273~271, 東2-475~478
36	同第六〈軺田證文/天永二年〉同(=一卷)	東南3-6	平4-1757~1758, 東2-486, 487
37	同第七〈宣旨 院宣/永久三年以後〉同(=一卷)	東南3-7	平5-1826, 1851, 東2-488~490
38	阿波国名方郡新嶋庄券第一〈寺牒国判/勝宝八年〉同(=一卷)	東南3-21	編4-206~207, 東2-529
39	同第二〈国解 名方勝浦両郡/承和七年〉同(=一卷)	東南3-22	平1-66, 75, 東2-530, 531
40	同第三〈一一複弘仁田図/一一承和十二年〉同(=一卷)		
41	同第五〈坪付/嘉祥二年〉同(=一卷)	東南3-23	平1-99~98, 東2-532~533
42	同第六〈坪付 名方勝浦両郡/天元二年〉同(=一卷)		
43	同第七〈寺家下文/寛和三年〉同(=一卷)	東南3-24	平2-325, 東2-534
44	越中国諸郡庄園惣券第一〈国判 造一一/一字三年〉同(=一卷)	東南3-28	編4-375~392, 東2-541
45	同第三〈国判/景雲元年〉同(=一卷)	東南3-29	編5-685~691, 東2-542
46	東大寺封戸庄園并天曆四年寺用等一一 同(=一卷)	東南3-32	平1-257, 東2-545
47	近江国愛智庄自嘉祥元一一貞觀元年勘注 同(=一卷)	東成47	平1-128, 東7-320
48	伊賀国当寺封戸訴申奏状并證文等 同(=一卷)	東成93	鎌補1-補402, 3-1197, 東9-864
49	十市庄券天平神一元年以後第一東大寺 同(=一卷)	東南4-附6	編4-520~522, 6-120~121, 東3-598~599
50	近江国愛智庄凶漏水田〈承和四年〉同(=一卷)	東南5-3	平1-62, 東3-617
51	東大寺美濃国茜部庄券第四〈西堺宣旨/庁宣等 永久五年以後〉同(=一卷)	東南3-37	平5-2021, 2018~2017, 1881~1882, 東2-553~556
52	近江国愛智郡高野村野地畠公驗〈天長元年/十月十一日〉同(=一卷)	大東急	平1-49
53	東大寺別院施入帳〈般若院 花嚴院/宝龜九以後〉同(=一卷)	東南7-4カ	編6-599~600, 東3-826
54	嘉保年資財帳〈但不行交替〉同(=一卷)	国公	平4-1368, 東5-108
55	温室田文書〈員六枚/永万元年〉同(=一卷)	東南5-1	平7-3359, 3232, 5-2292~2293, 東3-605~607
56	黒田庄出作手継相伝〈十三枚〉同(=一卷)	東南5-18	平5-2262, 3-1170, 1168, 1099~1098, 東3-691~695
57	相折帳 同(=一卷)	国公	平6-2504, 東5-112
58	施入帳等〈水田老段/仁安三年〉同(=一卷)		
59	黒田庄證文第二卷〈十一通〉同(=一卷)	東未1-1-256	平3-691, 689, 673, 2-658, 655~653, 605~604, 588, 東11-259
60	黒田庄出作庁宣〈天喜四年 一枚〉同(=一卷)	東南4-附7	平3-782, 東3-600
61	大日悔過田〈永觀律師施入〉同(=一卷)	東南7-4	平4-1478, 東3-823
62	可尋有播磨券中非分明 同(=一卷)	国公	平1-198, 東5-133
63	軺田出作庄庁所進注文〈永久三年 一枚〉同(=一卷)	国公	東5-88



表3:『南都有之書物之覚』の内訳

64	伊賀宣旨〈永長二年〉同(=一卷)	東未1-2-5	東12-364
65	茜部庄事 関東御教書一通 六波羅下知状二通 同(=一卷)		
66	大仏殿御常燈料田等目録 同(=一卷)		
67	崇敬寺沙汰書 一卷		
68	観世音寺郭内田公驗 同(=一卷)	国公	平4-1477, 3-1096, 1080~1078, 2-577, 575, 571, 538, 445, 375, 310, 東5-110
69	黒田庄出作領主馬允実遠請文〈長久四年〉同(=一卷)	東未1-1-293カ、石崎直矢カ	東11-295、平2-615
70	御教書案〈大部庄 黒田出作庄 木本庄/各被出庄務惣寺由事 建武元一通〉同(=一卷)		
71	春日庄文書 同(=一卷)	東南3-40	平2-349, 347, 350, 348, 東2-560~563
72	重源聖人置文案 同(=一卷)	宝庫88カ	
73	二條五坊地券〈網牒相換記〉同(=一卷)	東南3-39	平1-24~25, 東2-558~559
74	水成瀬絵図 同(=一卷)	東南3-33	編4-208, 東2-546~547
75	東大寺庄庄官符等〈伊賀 越前 越中/天平神護三年〉同(=一卷)	東南3-35	編5-652~655, 639~640, 東2-549~551
76	施入帳一通〈延喜二年〉地子進未給(=結カ)解〈永承六年〉同(=一卷)	東南5-3	平1-187, 3-687, 東3-619, 621~622
77	黒田庄宣旨〈応保二年〉同(=一卷)	東未1-1-38	平7-3221, 東10-30
78	長者宣并次第書下等〈御油庄々箕田庄事/嘉応元年〉同(=一卷)	東未1-17-201+東未1-24-3	平7-3520+3526, 東21-1683+東22-1833
79	黒田庄文書事〈史長者返事/積善房返事〉同(=一卷)		
80	温室田施入帳〈員七枚 寺家諸僧〉同(=一卷)	東南5-2	平6-2449, 5-2005, 1876, 4-1672~1671, 東3-608~612
81	鞆田村證文宣旨請文案 同(=一卷)	東未1-2-8+東未1-2-18	東12-367
82	布薩田寄文 同(=一卷)		
83	新羅江庄券〈延暦二年/官符〉二枚 一卷	東南5-3	平1-1, 東3-616
84	後三條院宣旨案〈免除神社仏寺領田由充負/造営料物事 一枚〉同(=一卷)		
85	黒田庄證文第四卷〈十六通〉同(=一卷)		
86	鞆田庄国司仲教朝臣片宣〈寿永三年二月十九日/一枚〉同(=一卷)	東未1-2-16	平8-4133, 東12-375
87	文治之寺解 同(=一卷)	東未1-24-121カ	鎌1-148, 東23-1950
88	伊賀国箭河中村代々手次相伝案文〈長承 延久/康平 天喜〉同(=一卷)	東未1-24-707	東25-2507
89	宣旨案〈薬園 猪名 長濱(=洲カ) 丸柱 飯野 大一(=部カ)/御封 応保二年五月一日〉同(=一卷)	東南5-13	平7-3212~3213, 3217~3216, 3218~3219, 東3-650
90	伊賀黒田庄序宣 同(=一卷)	東成44	平3-750, 881, 東7-316~317
91	黒田庄〈天喜元年宣旨案〉同(=一卷)	東未1-1-37カ、国公カ	平3-704, 東10-1, 東5-84
92	当帝御宣旨〈天喜元年〉同(=一卷)		
93	観世音寺三綱申文并符宣官符等合六枚/中津庄沙汰六枚 同(=一卷)	東文	平4-1753, 1755, 1719, 東別1-16
94	大殿山相論対決文〈員九枚〉長者左大臣家裁決 同(=一卷)	大倉	平6-2734
95	板蠅柚施入帳(=帳)并官符案 同(=一卷)	国公	東5-129
96	伊賀寺領黒田玉滝鞆田等与国相論間解状陳状等〈建仁元年〉同(=一卷)	東未1-1-214+筒井寛秀カ	鎌3-1196, 1198, 1236, 補1-補396~補398, 東11-217
97	東大寺三昧堂百日講供田寄文〈文治三年〉同(=一卷)		
98	東大寺国々知行方目録〈口不足〉 一卷		
99	太政官符・宣旨ヲ集タル〈但寺領ノコト也〉 同(=一卷)		
100	戒本師申(=田カ)券〈天文(=平)十二年以後〉同(=一卷)	東南3-41	平1-2~3, 6, 70, 81, 86, 91, 101, 38~41, 編3-112~113, 15-127~129, 東2-564
101	阿弥陀院宝物目録〈神護景雲元年〉同(=一卷)	指定4	編5-671~683



表3:『南都有之書物之覚』の内訳

102	東大寺修理新造寺注文案〈自張(=弘)安五年十一月/至正応元年十二月)同(=一卷)	東成7	鎌22-16858, 東6-89
103	東大寺中阿彌陀別院文〈願文也〉/延暦十七年八月廿六日從六位下文室真人長谷/男 宮守/広吉/長主	東南4-11	平1-17, 東3-592
104	古状 三百通計		
104-1	古状(内訳)右衛門権佐時士(=忠)	東南6-7カ、東末4-1-166カ	平7-3104, 東3-783
104-2	古状(内訳)左衛門尉平貞能	東末1-1-253	東11-256
104-3	古状(内訳)豊後守季兼	東南6-5カ、京大カ	東3-749, 平6-2668
104-4	古状(内訳)行意	東末1-22-9カ、東末3-12-109カ、237カ	東22-1818
104-5	古状(内訳)和尚頼尊		
104-6	古状(内訳)別会五師兼増	東末3-12-82	
104-7	古状(内訳)渡瀬太郎左衛門宗近	東末3-4-61	
104-8	古状(内訳)大隅三郎右衛門治長	東末3-4-61	
104-9	古状(内訳)蒜田九郎左衛門入道茂政	東末3-4-61	
104-10	古状(内訳)■■■親為		
104-11	古状(内訳)〈明德〉右衛門佐	東末1-9-3	東17-1001
104-12	古状(内訳)〈徳治〉前越中守親方	東末3-1-81	鎌30-23012
104-13	古状(内訳)〈応保〉大介大江朝臣	東南5-14	平7-3194, 東3-668
104-14	古状(内訳)木工権頭季兼	東南7-8カ	東3-853
104-15	古状(内訳)権少僧都禪重	東末1-24-65-(1)	東22-1895-(1)
104-16	古状(内訳)年預五師円信	東末1-19-32カ、東末1-24-530カ	鎌32-24431, 30-22775, 東22-1777
104-17	古状(内訳)年預五師親尊		
104-18	古状(内訳)尼真妙	国公カ	鎌3-1205, 東5-45
104-19	古状(内訳)左衛門尉宗隆		
104-20	古状(内訳)別当法印権大僧都	東南5-16カ	鎌3-1200, 東3-688
104-21	古状(内訳)山城守藤原信家	東南7-8	平10-5048, 東3-855
104-22	古状(内訳)頼朝卿自筆状六通一卷	卷子本104-74カ	鎌補1-補32, 補57
104-23	古状(内訳)関東御教書(正安元. 9. 18)	東南6-6	鎌27-20226, 東3-753
104-24	古状(内訳)北条泰時・時房連署卷数返事(文永10. 4. 10)	東末3-1-80	鎌7-4472(貞永2. 4. 10)
104-25	古状(内訳)関東御教書(建暦元. 5. 24)	東南6-6	鎌4-1877, 東3-754
104-26	古状(内訳)後宇多上皇院宣(4. 15)	東南6-2	鎌30-22939, 東3-704
105	円融院御受戒記〈墨付廿枚〉一冊/永治二年〈壬/戊〉四月廿一日〈乙/酉〉巳時一点書了。不日一校了/今大(=太)上法皇以来(五)月五日御受戒者、依希賞事所尋写/円融院先(古)跡日記也。東大寺沙門覚仁本也/戸羅妙行伝信於世為伏俗慢写書、此文〈廻向西方安樂/国生也〉	東大寺	
106	東大寺別当次第〈四十七枚〉同(=一冊)	東大寺	
107	四天王寺手印縁起 文永九 権僧正宗性〈十二枚〉同(=一冊)	陽明文庫	

表3:『南都有之書物之覚』の内訳

【津田】(註記)奥書。(内容)加様之事共九ヶ条有之	
【津田】(註記)奥ニ	
【津田】(註記)同(=奥ニ)	
【津田】(註記)表紙ニ	
【津田】(註記)奥ニ	
【津田】(註記)奥ニ	
【津田】(註記)奥ニ	
【津田】(註記)奥ニ	
【津田】(註記)奥ニ。(105~116)右十二冊、水戸様衆写申由ニ御座候。此内円融院御受戒記、可然書ニ奉存候。其外ハ東大寺別当次第も可宜候哉。其外之書ハ指而可然様ニも不奉存候。【綱紀】右見申候ハ、入申物も可有之候へとも、断前ニ同シ。但、八講願文等上下可然存候。断、御受戒記同前。将又願文集・願文類聚と申書、古来有之。先年より相尋候書目ニも書載候と覚申候。若右、五六部ノ願文、其内ニテハ無之候哉。【水戸家】右十二冊水戸様衆写申由ニ御座候	
【津田】(註記)奥書ニ。(内容)華嚴宗ノ祖師ノ伝ニ御座候	
【津田】(註記)奥ニ	
【津田】(註記)奥ニ。(内容)仏書也	
【津田】(註記)奥ニ。(内容)仏書也。【綱紀】右四部、断同前	
【津田】(註記)表紙ニ。(内容)か様之コトモヲ書集申候。草字ニテ難見分多御座候。【綱紀】是ハ揃候ハ、重宝ノ事可有之候。不足ニテハ如何候	
【津田】(註記)奥ニ。(内容)僧ノ申状共ヲ集申候	
【津田】(註記)奥ニ	
【津田】(註記)外題ノ下ニ	
【津田】(註記)奥	
【津田】(註記)表紙	
【津田】(註記)奥	
【津田】(註記)奥	
【津田】(註記)奥	
【津田】(註記)表紙	
【津田】(註記)奥ニ。(内容)草字ノ書ニテ不読	
【津田】(註記)奥ニ。(内容)唐僧ノ伝	
【津田】(註記)奥ニ。(内容)同(=唐僧ノ伝)	



表3:『南都有之書物之覚』の内訳

108	葉室禪門意見 文永九 宗性〈十七枚〉同(=一冊)/一、可被守五常五戒事、一、可被崇僧宝事/一、可被崇諸宗事		
109	龜山殿御逆修願文集 文永六 法前釈宗性〈廿二枚〉同(=一冊)	東大寺	
110	日本高僧伝要文抄第三 建長三 法印宗性〈廿六枚〉同(=一冊)	東大寺	
111	承明門院御忌中願文習学抄 権大僧都宗性〈七枚〉同(=一冊)	東大寺	
112	承明門院御忌中諸僧啓白指示抄 〈正嘉元/宗性記〉〈五枚〉一冊	東大寺	
113	承明門院御忌中願文集 正嘉元 法印宗性〈七枚〉同(=一冊)	東大寺	
114	承明門院御一周忌願文集 正嘉二 法印宗性〈八枚〉同(=一冊)	東大寺	
115	代々震(=宸)筆御八講願文等記上〈公家/文永八 宗性〉〈五十五枚〉同(=一冊)/寛平元年 延長三年 天曆九年 長保四年/治暦元年 長治元年 安元三年	東大寺	
116	代々震(=宸)筆御八講願文等記下〈仙洞 文永八 宗性〉〈四十五枚〉同(=一冊)/天長元年 保延二年 康治三年 久安二年 同四年/仁平四年 文永七年	東大寺	
117	華嚴經品会并祖師伝〈上下〉二卷〈一卷/卅枚計〉/建治二年 右筆華嚴宗末葉前権僧正宗性	東大寺	
118	高倉院震(=宸)筆御八講初座啓白等〈建長三/法印宗性〉〈六枚〉一冊	東大寺	
119	次第観中道観抄〈建長六 法印宗性〉〈廿六枚〉同(=一冊)	東大寺	
120	超越證三賢抄〈建長七 権大僧都宗性〉〈十枚〉同(=一冊)	東大寺	
121	世間雜日記集第一〈法隆寺宝物/建治元年法花会/悲華経難字/興福寺焼亡例/山門大衆張本〉〈廿二枚〉一冊/権僧正宗性	陽明文庫	
122	奏状抄〈承久三/宗性〉〈廿枚〉同(=一冊)	東大寺	
123	一切経供養式第祖師上人十三年願文〈弘長三/権大僧都宗性〉〈八枚〉同(=一冊)	東大寺	
124	玉華院長日弥勒講勸進帳〈釈門実弘〉〈三枚〉同(=一冊)		
125	太子十七憲法等并当摩寺縁記〈建長四/法印宗性〉〈六枚〉同(=一冊)		
126	頼重殺害綱王丸時諸寺牒状〈権僧正宗性〉〈九枚〉同(=一冊)	陽明文庫	
127	白氏文集要文抄第一〈自第一卷/至第二十〉〈建長四/法印宗性〉〈六十六枚〉同(=一冊)	東大寺	
128	禁断悪事勒修善根誓状抄〈正嘉二/権大僧都宗性〉〈十三枚〉同(=一冊)	東大寺	
129	東南院院主次第〈延応 宗性〉〈十二枚〉同(=一冊)		
130	諸蔵章跡目録〈沙門実弘〉〈十枚〉同(=一冊)		
131	啓白至要抄〈正嘉三 法印宗性〉〈卅八枚〉二冊	東大寺	
132	名僧伝要文抄〈文暦二 沙門宗性〉〈廿八枚〉=一冊	東大寺	
133	名僧伝指示抄〈沙門釈宗性〉〈廿三枚〉同(=一冊)	東大寺	

表3:『南都有之書物之覚』の内訳

【津田】(註記)表紙。(内容)虫入不読	
【津田】(註記)奥二	
【津田】(内容)寺領之事、東大寺雜掌目安法師讓状売券等ニ而御座候。寺領之事、足利公方家御書多御座候。【綱紀】右、見申候ハ、入申物も可有之候へとも、断前条之通候。古状も同前	
【津田】(註記)奥書。東大寺戒壇院住持上人諱円照房号実相ノ行ニ而御座候。【綱紀】是ハ可然相聞候。断御受戒記同前	
【綱紀】糙成縁起ニ候ハ、写申度候	
【津田】(註記)書出。(註記)奥二。(内容)堂舎経藏僧房等ノ目錄ニテ御座候	
【津田】(註記)書出。(内容)公卿十五人連判、無実名官氏計也	
【津田】(註記)書出。(註記)奥	
【津田】(註記)終	
【津田】(註記)書出。(内容)戒壇院之勸進帳ニテ御座候。世尊寺行用筆ノ由、古筆勘兵衛奥書御座候	
【津田】(内容)東大寺大勸進職ノ事、戒壇院住持職ノ事、寛正年号公方家御判之物ニ通、戒壇院造営之事、勸進僧被遣由国々江被下御教書之写(細川勝元/奉)七通、応永三年源満則判有之寄進状一通、其外僧之状、戒壇院知行方之證文等ニ御座候。【綱紀】右見申候ハ、用ニ立候事も可有候へとも、断如前。古状も右ニ記す通也	
【津田】(146~147)此二部之縁起ハ油藏御座候。御用ニ候ハ、於爰許以本書書写可被 仰付候。尊光院ニ不違一字書写仕候。此新写 御用ニ候ハ、江戸迄も可貸上由、尊光院申候。【綱紀】右二部向後も書写申付候事成可申候ハ、此度ハ先延引可申候。但、此度無其沙汰候ハ、重而ハ難成首尾も候哉	
【津田】(註記)後奈良院。青蓮院尊鎮。東大寺絵所。西三条実隆公弟。西三条称名院。(内容)二月堂縁起ハ二月堂内陣御座候。二月朔日方十五日迄ノ内、行法之時之外、取出候事成不申候。尊光院ニ不違一字写置候間、新写之本御用ニ候者、江戸迄も可貸上由、尊光院申候。(1~148)右、東大寺之書籍、江戸迄遣申事罷成不申候。御用ニ候者、於寺中書写被仰付候様ニと僧衆申之旨、尊光院申候。【綱紀】断同前	

表3:『南都有之書物之覺』の内訳

134	大府卿自筆解状消息等〈正嘉三 法印宗性〉〈十九枚〉同(=一冊)		
135	東大寺塔勸進帳秀長草案 二枚		
136	維摩会表白 一卷/建治三年十月十六日於興福寺食堂高座読之畢/華嚴末葉当講宗顛	平岡定海	
137	古状 五十通計		
138	東大寺円照上人行状〈門人凝然集〉三卷/〈于時正安四年壬寅三月六日、於東大寺戒壇院記之/遺弟沙門凝然春秋六十有三也〉		
139	大和国添上郡南都東大寺戒壇院縁起事 一帖		
140	附属 一卷/東大寺内新禪院堂舎以下事 /—————/奥ニ 弘安三年三月廿一日、新禪院住持聖守〈判有〉		
141	院序 一卷/可早任沙門聖守寄附以東大寺内新禪院/為御祈願所奉祈天長地久事/—————/弘安四年後七月		鎌19-14413(東大寺続要録)
142	太政官牒———— 一卷/応任弘仁官符以真言院為鎮護国家道場/長齋梵行淨侶勸修息災增益法事 /—————/弘安十四(ママ)年		
143	内典秀句 一卷/于時正応六年歳次癸巳五月十一日/寓善法寺僧房綴之。華嚴宗沙門凝然/越齡五十有四		
144	勸進沙門能範敬白 一卷/享徳元年九月八日		
145	古状 廿通計		
146	大仏縁起 三卷/上卷〈詞 後奈良院震(=宸)筆/繪 芝法眼琳賢〉/中卷〈詞 青蓮院尊鎮/繪 同上〉/下卷〈詞 西室公順 西三條逍遙院殿ノ弟 東大寺ノ僧/繪 同上〉	東大寺	
147	東大寺八幡縁起 二卷/詞書 西室公順 繪 宗軒	東大寺	
148	二月堂縁起 二卷/上卷〈詞 端三段 当今震(=宸)翰 奥三段 座主宮/繪 亮順 銘 座主宮〉/下卷〈詞 端四段 西室公順僧正/奥五段 愚僧染悪筆者也〉/于時天文十四年臘月廿三日 老比丘仍覚	東大寺	

はじめに

東大寺に伝来した古代中世文書については、皆川完一・堀池春峰などの研究により以下の点が明らかとなった（皆川 a、堀池 a・b、末尾参考文献参照以下同じ）。

① 古代以来、校倉「印蔵」に収納され、院政期と鎌倉後期に大規模な整理があり、鎌倉後期以後は新調された唐櫃五函に格納されたこと、② 一四〜一七世紀は詳細が不明であるが、江戸時代の初めには「印蔵」は「油倉」、納められた文書も「油倉文書」として知られたこと、③ 元禄期に「印蔵油倉」建物は現在の本坊（南大門北東）に移転し、文書は現在の法華堂側の「新造屋宝倉」に移され、幕府による文書調査があったこと、④ 明治にはその一部が「東南院文書」として天皇家に移管され、その他は本坊の旧印蔵校倉に再び収まったこと、などである。

その後、鎌倉時代の保管については横内裕人が、また近世の新造屋宝倉については、西洋子・坂東俊彦が新たな事実を明らかにしている（横内・西 b・坂東二〇一七）。

これらに対して、森哲也は江戸・明治前期の目録を精力的に明らかにした（森二〇〇三・二〇一二）。多種多様な目録を収集、慎重な検討の上、その書誌を明らかにした上で、本文で紹介するように延宝九年（一六八一）から明治三十二年（一八八九）までの七次の文書調査を確認した。さらにそれぞれの目録記載内容の一点一点が、現在のどの文書にあたるかという根気のいる同定作業を行った労作である。ここでは寺外所在文書の現在にいたる経緯も丁寧に調査しており、有意義な情報に満ちている。

ただし目録記載文書の精緻な考証と個々の目録それ自体の精密な書誌分析に重点があるため、調査自体の変遷がやや像を結びにくくなっている点は否めない。そのため、随所に近世時点での文書管理・整理に関する重要な指摘があるにも関わらず、そうした指摘の意義を受け止めきれない点がないにしもあらずである。

そこで本報告では、近世における古代中世文書の状況を考え

る素材をふんだんに提供した一連の森の成果を改めて読み直すことで、文書管理理論上のその成果の意義・可能性を再確認したい。

とはいえ、ここでは森の目録論の成果に依存するだけでなく、そこで言及されていない伊賀藤堂藩による『三国地志』を対象に加えた。これにより、多少なりとも森の成果に新たなものを付け加えられればと思う。

## 第一章 東大寺本寺伝来文書の保管場所

### ―印蔵・油倉・新造屋宝倉

目録・調査の検討に先立って、その対象となる文書を格納した古代以来の東大寺の文書保管倉庫について、堀池春峰などの先行研究の成果を確認しておく。

当初の保管場所は東大寺経営中枢である上司にあった三つの倉庫の内のひとつ印蔵である。鎌倉時代にうちひとつが焼失し、以後「二倉」と呼ばれる。ちなみに勅封蔵である現在の正倉院は「三倉」として区別されていた。江戸時代初期には、大仏殿よりは段丘にして二つ上層の境内の東北隅にあったことが当時の「東大寺寺中寺外惣図」で確認される。印蔵は治承・永正・

永禄といった大火を逃れていると考えられるから、平安時代以前からこの地点にあったのかもしれない。「二倉」は南北に二棟あり印蔵は南倉に比定される。このころには「油倉」とも呼ばれていた。その名称のように寺内照明用の菜種油などの保管倉庫として使われた可能性があるが、実際のところは定かではない。

その最末期、元禄六年（一六九三）の印蔵内部を窺わせる『二倉道具目録』（続々群書類従）によれば、印蔵内には、道具・屏風とともに文書函があった。貴重書と思われるものに「官符十二冊」「論旨」「勅書巻物」「官符」などがあり、森はこのうち「官符十二冊」函のうちには現東南院文書に含まれるものがあつたことを指摘している。この他に記載のある函名の内、「頼朝御書」「尊氏家巻物二冊」は現宝庫文書（宝庫六八〇七〇号）、「頼朝御書写義持」は卷子本部一〇四―七四号であろう。それら以外に、江戸時代の現業文書である「記録箱」「西国方記録」、あるいは「長持」内に収められた「御朱印」「雑々証文」「西国反古」などの函名も見える。南倉は、道具類・宝物・伝来貴重書・現業保管文書など多用途保管庫という様子だったのである。変化が生じたのは江戸中期の元禄九年（一六九六）で、印蔵（油倉）にあった文書は、「八幡宮宝蔵」に移された。これは

北側の法華堂、南側の東大寺鎮守八幡（現手向山八幡神社）に挟まれる現在の法華堂経庫である。それ以前の印蔵の所在地からは、南方向、一段上に移ったこととなる。その後宝暦十二年（一七六二）の大火で寺内塔頭が焼失した際も幸いに被害を免れた。このころには「新造屋印蔵」（宝暦十二年（一七六二）、「東大寺宝庫」（宝暦十三頃）、「新造屋宝倉」（天保四年（一八三三））などと呼ばれた。新造屋は同じく鎮守八幡前にあった建物で寺僧の集団での修行・法会などに使用されていた建物である。以下、本稿では、一八・九世紀前半の東大寺本寺宝庫は新造屋宝倉として統一しておく。

最近坂東俊彦が紹介した嘉永四年（一八五一）段階の新造屋宝倉（東大寺本寺宝庫）の諸道具目録（坂東二〇一七）によれば、文書函は、庫内西側二層に「正倉院古文書唐櫃（別目録入櫃）」「古文書（正元年中櫃）」、一層に「古文書」「別当職大政宣符」、「酒人内親王御筆」や室町殿足利將軍家文書の函などがある。単品の函以外に、二層「古文書（正元年中櫃）」、一層「古文書」に古代中世文書があったとおぼしい。

そして明治五年（一八七二）には、現在の南大門東北隅にある現東大寺本坊（旧東南院）の校倉宝庫に移され、さらに明治八年にその中から東南院文書などが、実質、天皇家に移される

こととなった。

## 第二章 近世・近代調査のあらまし―表1の解説

以下、森作成（森二〇〇三・二〇一二）の表の内容を検討するが、最初に森の表の見方について整理しておく。本来ならば表の全てを転載すべきところであるが紙幅の都合でそれは見合わせた。ただし天和元年加賀藩の「南都有之書籍之覚」は、本報告書の森論文で掲載されているので、是非とも参照されたい。森の一覧表のもととなった史料は、「目録」とは言うものの厳格な項目設定があるものではなく、かなり雑ばくな「覚」といったほうがよい。古いもの三点の部分を引用すると以下の通りである。

**天和元年「南都有之書籍之覚」**（本報告書掲載森論文）

寺家臨時政務文書<sup>宣旨</sup> 寺解<sup>綱牒</sup> 員七十八枚

延暦十二年以後

修造文書<sup>宣旨</sup> 損色<sup>作事</sup> 員百五枚

延暦廿四至永久五

享保十二年「東大寺古文書目録」（続々群書類従）

一 東大寺封伍仟戸勅書一通

天平勝宝元年、聖武天皇封戸施入之勅書、則天皇之震翰、

寛政四年「寺社宝物展覧目録 四」（続々群書類従）

一 東大寺別当官符二卷自貞觀至文治、

一同三綱官符一卷自貞觀至天祿、

基本は識別のために、卷子の外題・端裏書・書出を抽出し、点数を書き添えたに留まる。点数はその教詞から形状が判別する。「冊」は冊子、「巻」は続紙卷子、「枚」「通」はいわゆる一枚文書である。

森はこれらを「文書名・史料名・内容」「数量」に項目分けし、それぞれが現在の文書にあたるかを探索し所蔵者・文書管理番号をあげ、さらに刊本情報も付けている。原史料の情報は曖昧かつ限定的であるから、その比定はまさに職人技と言うべきである。さらに大量の文書について、地を這うような地道な作業を丹念に続けたその労苦には、深く頭を垂れざるを得ない。

表1は、森の貴重な成果のうち明治五年までのものを、調査別に内訳割合の違いを検討するためにまとめたものである。列が調査者、行が全体点数と現所蔵別内訳という設定である。

やや迂遠となるが、それぞれの項目につき説明を行う。

#### (1) 調査者

森の整理は基本的には書誌研究の観点からのものとなっており。もちろん森自身はそれぞれがどの調査主体によるものであるかは十分に理解しているから、調査者主体の整理の必要を感じ

じなかつたのであろうが、ここでは調査者の関心のありようがそれぞれの目録の内容を規定することを明らかにするために、調査者ベースで項目を設定した。

それを整理したのが表2で、伊賀藤堂藩のものを加えている。また森は、天保年間の穂井田忠友の調査に基づくものとして、表2の6の『壬申検査古器物目録』を理解するが、私見によればこれは別と考えるべきと判断した(詳細後述)。

都合九次の調査があるわけだが、このうち最初の延宝九年(一六八一)水戸藩は目録がなく、加賀藩と同時期で閲覧文書は同一と考えられる。また最後の明治二二年(一八八九)は、それ以前の明治一〇年(一八七八)の詳細な再調査である。以上から最初と最後はそれぞれ実質一回の調査として処理した。

#### (2) 全体点数と現所蔵別内訳

まず点数であるが、これは森二〇〇三各表の数量をもとに若干の数値補正をかけた。もとの記載は卷子単位がほとんどであるため、原則的に卷子単位となる。卷子の内部には複数の一点文書があるのが普通であるが、この本表1のデータにはそれは反映していない。

ただし卷子以外にいわゆる一点文書(単位「枚」「通」)も含まれる。その数値も掲載した。数量の多寡はあって、特に宝暦

十三年（一七六三）の伊賀藤堂藩は『三国地志』引用の一点文書数であるから全点一枚物となる。その他の調査者と単純な数値比較が全く意味をなさないのは明らかであるが、ただし内訳の割合の比較はある程度有効である。

次にその内訳である。森による丁寧な同定作業の結果、いくつか判明できないものはありつつも、大方の目録掲載文書が現在のどの文書に当たるかは判明している。項目はそれをもとに、現時点での所蔵・整理状況に分類して設定した。巨大文書群である東大寺文書は、所蔵・分類関係が複雑である。やや煩雑となるが、基礎的知識の確認のため、各項目を説明する。

#### （あ群）「正倉院」「東南院」 現在正倉院事務所所蔵

正倉院事務所所蔵の文書としては、江戸時代に勅封蔵（「三倉」）正倉院にあった、奈良時代写経所文書とその紙背文書、いわゆる正倉院文書が有名である。しかしここでの現正倉院所蔵分はそれではない。江戸時代には東大寺本寺宝庫にあって、明治初期に東大寺から天皇家に実質的に移管されたとされる一群である（西二〇〇五）。

ひとつは現在、単品で扱われているもので聖武天皇・孝謙天皇勅書や、奈良時代の大型荘園絵図などである。

いまひとつは「東南院文書」（六卷・一帙、全一一二卷〔約九七〇点〕）である。こちらの方が数量は勝る。東南院文書は、大きく三つのグループで構成されたと考えられる。ひとつは①院政期の別当寛信が整理した奈良・平安時代文書である。その成巻表紙は特徴的で『大日本古文書』（東京大学史料編纂所編）では特記しており参照されたい。ついで、②鎌倉後期弘安年間の大勸進聖守によって①の整理に追加されたものである。どの文書がそれにあたるかはいまだ深く検討はなされていないようであるが、聖守が文書櫃を新調した際に追加があったと見てよく、平安時代分の補遺および鎌倉時代文書となる。最後は③それ以後に印蔵にはいったものである。南北朝以降のものももちろん、鎌倉以前のもでも新たに流入した可能性は否定できない。

なお表紙・成巻状態からの印象論であるが、①②は現在の第一〜五櫃に多く、③は五櫃以前にも若干は見いだせるが、集中するのは第六櫃・第七帙と思われる。

ただし寛信・聖守の整理は江戸時代初めまで完全に解体されていたから（皆川 a）、現在の群としての東南院文書は、古代中世の整理とは一旦断絶したものと認識すべきである。



（い群）「宝庫等」「成巻」「未成巻」「薬師院」 現東大寺図書館所蔵

当然であるが、古代中世東大寺文書でもっとも数量が多く、かつバラエティーに富んでいる一群である。それぞれの経緯や形態基準の分類によって、単独重文指定（以下「単品」・宝庫・卷子本・記録部・東大寺成巻・未成巻、そして薬師院文庫などの各文書がある（横内二〇〇四））。

表1の「宝庫等」項目は、単品・宝庫・卷子本の暫定的な総称である。源頼朝・後宇多上皇・足利尊氏、奈良時代文書など貴重書の類である。これらが江戸時代から個別に文書函に納められた貴重書扱いであったことは、前述の元禄・嘉永の油倉・新造屋の目録からも窺える。

成巻・未成巻文書はそれ以外の一般書というべきものであるが、成巻文書は、その中から明治二九年（一八九六）と翌年に約九〇〇点を選び、全九六巻に編成し直したものである（その後の追加により現在一〇〇巻）。未成巻文書はその残りであり、大正年間に京都帝国大学中村直勝によって整理された。図書館内の分類中で最小文書単位では未成巻文書が最多で八〇〇〇点は超える。

薬師院文書は、薬師院は「執行」を相伝した塔頭である。その文書は原則的に東大寺本寺の文書から独立した形で伝来して

いたが、同院の廃絶により一九五〇年代に東大寺図書館が購入したものである。ただし今回は唯一、宝暦の伊賀藤堂藩の『三国地志』に一件あるのみである。

（う群）「寺外」 現在東大寺図書館以外所蔵在分

種類の事情で寺外に所蔵されるようになったもので、江戸時代に出土したものもあるが、大部分は明治以後と考えられる。その本来は東大寺本寺宝庫（新造屋宝倉）あるいは塔頭尊勝院伝来のものであった。一説によると明治の大仏殿修理の際に、寄附者・協力者への返礼として渡されたとも言われる。東南院文書の天皇家移管や、あるいは後述の明治政府による調査で東大寺の貴重な古代中世文書の存在が政界・財界の有力者の知るところとなり、彼らの蒐集熱を刺激したという背景もあつただろう。

森の一連の探究によって、寺外に出土後の所蔵者間での移動も含めてその所在はかなりの数で明らかとなっている（末尾参考文献の森諸論文）。

なお（あ群）の正倉院事務所所蔵分も寺外所在分ではあるが、その特殊性ゆえに別扱いとした。

（え群）「不明他」 現文書比定不明・未確定のもの

前述の通り、各目録の記載内容は必ずしも万全ではないために森の表では現在の所蔵先が不明とされているものである。一点文書程不明の出現割合が高くなる。ただし引用文書のある伊賀藤堂藩「三国地志」分のものについては東大寺図書館にないことだけは確かめられるので、今回は「寺外」に便宜入れている。

以上（あ）から（え）は、あくまでも現在の所蔵およびその内部での整理区分である。今回の各目録に見えるのは、基本的には近世の東大寺本寺の管轄下にあったものであるが、途中で触れた薬師院・尊勝院など、少数ではあるものの、本寺以外の塔頭文書もあった。これらは現状では東大寺図書館所蔵と寺外所蔵となっているため、この表には直接反映されていない。ただし江戸時代の文書保管状況を考える上では避けて通れない問題を含んでおり、行論中で適宜言及する。

表読み取りのための事前説明が長くなったが、これらをふまえて、章を改めて、調査毎の検討を行う。

### 第三章 個別調査」の検討

表1・2にあげた江戸・明治初年の各回ごとの調査の実態とその目録の特徴を個別に見ていく。

#### 1. 延宝・天和の水戸徳川家・加賀前田家の調査

これについては、本報告書掲載の森論文に詳しく、以下はその要点をまとめたものとなる。

水戸藩は延宝八年十一月頃と翌天和元年六月からの再調査の都合二回、加賀藩は天和元年八月頃に実施した。水戸藩のは周知の「大日本史」編纂材料調査のためで、調査にいたる経緯や、調査時の現地調査員から水戸とのやりとりの記録・史料があるものの、残念ながら目録は残されていない。

加賀藩調査は、水戸藩の調査後に行ったものである。藩主前田綱紀は『東寺百合文書』の整理が有名で、古代中世文書への関心高く、その一環としての調査であった。こちらは幸いなことに目録が残されている。水戸のような経緯に関わる記録はない。ただし受け入れ側の東大寺執行による記録に関連記事がある。

両藩共に最初の依頼先は東大寺別当であり、別当から寺内の

年預五師に連絡がいった。水戸藩調査の会場のひとつは塔頭上生院であった。現地調査にあたった水戸藩家臣と水戸本国とのやりとりの書状には以下のような記述がある。寺僧によって油倉保管の記録・文書が唐櫃二合で運び込まれた。それは「天平方応仁之比迄数千通」ほどあって、用に立ちそうな文書を取り分けて、寺僧に書写を依頼した。取り分けなかったものはすべて「年貢寺用之勘定帳」である。「反古」であつても注意深く役に立ちそうなものを探すこと、などである。

あるいはここに見える唐櫃は、皆川が論じた鎌倉後期の大勸進聖守作成のそれであつた可能性もあろう（皆川<sup>a</sup>）。

また「天平」よりとあるから現東南院文書にある古代文書が多分に含まれていたことは間違いない。他方、下限が室町中期の「応仁」まで下り、かつ年貢勘定帳、つまり中世で言えば結解状・算用状が多いとあることから、こうした文書は成巻文書・未成巻文書に多く、それらの前身が相当に含まれていたのである。

注目されるのは「反古」という言葉である。油倉・新造屋宝倉の文書は、これ以降も「反古」「古反古」と表現される場合がある。現在の未成巻文書中には下書である土代や名もなき個人の書状なども多数ある。これらは江戸時代の外部の人間には

およそその性格が理解しがたい文書であり、「反古」という印象があつたと推測する。もつとも寺内の僧侶も同程度はあつたとおぼしいが。以下ではこうした性格不明の大量の文書群を「古反古文書」と表現する。

さて両藩ともに、以上の東大寺本寺所管油倉（印蔵）の文書だけでなく、惣持院・戒壇院の文書も調査している。

惣持院の文書とは、華嚴宗の中心尊勝院の経蔵にあつた文書を指す。平安中期より華嚴宗本所として多数の経典・聖教（たとえば鎌倉時代の名僧宗性筆のもの）を集積した尊勝院であつたが、戦国時代に衰微した。江戸時代には尊勝院奉行として惣持院が管理していたために同院の文書と認識されたのであろう。

また戒壇院は、律（宗）の中心である。室町時代には東大寺大勸進の拠点となつたために、その関係の文書が豊富に残されていたのであつた（遠藤）。

次に表1から読み取られることを指摘する。

点数が全体の第二位である。これは一点文書の「通」数が多いことによる。目録内には「古状 三百通許」として括られた一群があるが、表1ではそのうち具体的な文書情報のある二五点のみ計上した。したがって実際に調査時で実検したのは、四〇〇点を超えることとなる。

区分については、東南院文書が半数近くでもっとも多いが、現東大寺図書館所蔵ものも二〇%とあって、その中でも未成巻文書が優位である。これは年貢勘定帳が多いとする水戸関係者の証言と重なる。

なお表1にはカウントしていないが、本報告書森論文の表では、惣持院と戒壇院の文書にも言及する。惣持院所管の尊勝院文書は約五〇通（詳細内訳なし）でその中には、足利將軍家室町殿の「御書」が多数あると見える。この室町殿の文書には現在の宝庫文書のもが含まれると見てよい。また戒壇院は約二〇通（これも詳細内訳なし）で大勸進関係、戒壇院造営など「戒壇院知行方の証文」であるとする。それに当たりそうな戒壇院宛文書が未成巻文書第一〇部にまとまってある。

そうじて、東大寺にある古代中世文書の所蔵状況を現場に臨むことで俯瞰的に調査しようとしている印象が強い。加賀藩の目録では、その「史料名」として卷子表紙外題を写している場合が少なくない。特に料紙枚数の「員数」にまで及んでおり、これも使者の現地での実検に基づくことに窺わせる。

ところで両藩の調査後上生院に持ち込まれた文書、とくに古反古文書であるが、もし再度、油倉印蔵にもどされたとすれば、前述の元禄の油倉の目録にある「雑々証文」「西国反古」あた

りにそれらは納められたとなろうが、元禄の目録には「唐櫃」の記載がないこともあって若干違和感が残る。

## 2. 享保年間の数回にわたる幕府の調査

將軍吉宗治世下での調査で、吉宗の文教振興策の一環であった。これについては、つとに堀池の考察があつて、東大寺には、享保六・七・十三・十六年と断続的に文書・典籍の調査、さらに享保六・元文四年二度の將軍吉宗への文書上覧があつたことも知られる（堀池b）。

最初の享保六年は寺内にある「往古代々天子勅印公文并官符等」を報告せよとの奈良奉行經由の寺社奉行の命令による。現在の東南院文書には、表紙の外題上書の脇もしくは下部に「印」有無と適宜内容を記した付箋がついているものがあるが、これは享保六年度幕府の命を受けて、文書を選び出す際に付けられたと判断できる（ちなみに江戸時代の古印への関心については皆川bを参照）。

現在残る享保十二年写の「東大寺古文書目録」はこの六年の最初の調査に関するものである。この目録を見た幕府は、更なる文書の探索を命じ、追加で「將軍家并御家人・公家文書古記等」の目録が要求された。その追加目録は、東大寺新修文書聖

教にある。これについては、別途翻刻紹介した（奈良文化財研究所吉川聡代表「南都の未整理文書聖教にもとづく寺社とその周辺社会の調査研究」報告書、二〇二四年三月刊行予定）。

翌七年は、本朝世紀・弘仁式・類聚三代格など古代典籍史料の探索を命じる幕府の通達のあったことを森（森二〇〇三、七〇頁）が明らかにしている。さらに同十三年には宗教的な貴重書目録提出も命じられた。結局、両度ともに提出はされなかったようである。

享保十六年九月には、幕命による畿内地誌編纂の史料探索のため並河誠所の文書閲覧があった。この時の記事を紹介する（年中行事記〔享保十六く十七年、年預五師浄俊律師浄俊記〕、東大寺図書館記録部一四一―一六六〇）。

九月七日並河・秋田大介・同善介に龍松院・如法院が同道して、「寺中古文章并油倉二有之古反古等」を一覧した。会場は時の年預五師浄俊の自坊地藏院である。その後も、一〇・一日の二日間来訪調査している。一〇日調査者一名（「武右衛門」）追加があるのは書写人員増のためであったのかもしれない。

八日にはこの機会を利用してであろう、文書の虫払いをしている。その後、銅板銘文はこれまでのように龍松院にもどす。勸進での利用のためと推察される（後述）。また「古文章・古

反古等、浄俊へ御預ケ可有之由、連々虫払等并古反古之内撰出し、記録ニ可成物見出、且修理等も亦掛可申候段」を寺中に相談、許可を得ている。つまり年預五師として、これら預かり保全のための虫払いをしたり、調査をして選別・修理を施したいと申し出て認められた、となる。

以上の一連の記事はいくつか注目すべき内容を含んでいる。

まず第一は、「油倉」の「古反古」という表現であり、天和度で見た古反古文書にあたると思われる。気になるのは油倉建物が現地から移動し、かつ文書は法華堂前の宝庫に移ったこの時点で「油倉」と表現していることである。この記事自体は前述の「天和度の調査後に古反古文書が印蔵油倉へもどされた」とすることへの違和感を否定するものと言えるが、ただ油倉建物本体は本坊に移築されたことを踏まえると、ここ「油倉」もそれを指す可能性があり、やはり法華堂前の新造屋宝庫にはもどされなかったことになる。もちろん法華堂前の宝庫を「油倉」と呼んだ他の史料があれば、この仮説は成立しないが。

第二は、年預五師浄俊の申請が認められ、年預五師自坊に古反古文書がとどめられた点である。これは東大寺僧侶による文書整理事業として位置づけられる。

ところで森は、まさにこの並河の閲覧と同日のできごとに関

わる史料に注目している。①東大寺別当官符文書目録断簡（影写本東大寺文書第三回採訪）、②第三櫃三八卷の美濃国大井莊預所系図の袋上書である。①は記載された現在東南院文書第一櫃七卷に含まれる五点の文書を、②は大井莊預所系図を、それぞれ享保一六年九月八日に某所に納めたという。森は、他所にあったこれらの文書がこの際に見いだされ東大寺本寺宝庫である新造屋宝倉に収められたとする（森二〇〇三、六三頁）。ただ享保一六年は他所としても、本来これらは古反古文書として旧油倉印蔵にあったから、同一庫内の古反古文書から貴重書の函への配置換えと理解すべきだろう。

また些末なことだが、森は①自体を五点文書の包紙とするが、影写本を見る限り、そう判断するのは難しく、あっても当該文書五点の文書を一括してくるんだ懸紙で、函内に一緒に収められていたものと考えられる。

翻って九月八日に年預五師浄俊が整理を申し出たのは、この発見を踏まえ、古反古の中に貴重書となるべきものがあることに気づいたからに違いあるまい。

なおこの享保一六年の調査の成果が、並河の『五畿内志』（正式名称『日本輿地通志畿内部』）にどのような形で反映されているのか、それを通してどの文書が閲覧されたのかを見極める

ことが必要であるが、今回はそこに及ぶことができなかった。今後の課題としたい。

最後に元文四年の吉宗の上覧であるが、堀池の紹介した史料によれば、上覧されたのは聖武天皇による封戸施入勅書・頼朝文書・足利將軍家室町殿文書・戦国期の論旨など九点・五巻である。うち六点五巻は「一山文庫」（新造屋宝倉）所蔵、頼朝文書一部・戦国期論旨の三点は大勸進である「龍松院預」とされている。堀池によれば、「龍松院預」分は勸進事業のため大勸進が貴重な文書を借り出したものである。大勸進の文書預かりも当該期の古代中世東大寺文書管理のひとつのあり方であった。

以上を踏まえて、掲載文書の数量・割合について表1を検討する。なおこのデータは享保年間の一連できごとの内、もっとも最初に東大寺が提出したものであるから、追加提出した武家・公家分は含まれていないことは留意されたい。

まず全体数量がもっとも少ないことが目に付く。その内訳はほぼ東南院文書であり、後に正倉院に納められる「正倉院」分がここで現れる。また「宝庫」を除き現東大寺図書館所蔵がないことも注目される。貴重な文書に絞り込んでいるのである。

これは前述した「往古代々天子勅印公文并官符等」という幕

府の指示の当然の帰結であった。また象徴的なのは江戸に運び  
將軍吉宗に上覧した点であって、これらから、享保度は東大寺  
の所蔵状況の悉皆調査ではなく、宝物として稀少なもの抜き  
取り調査と理解すべきである。

森は、院政期には谷折側綴じの折本状態にあった東南院文書  
のいくつかが、天和元年加賀藩の調査以後、享保六年以前に巻  
子装に改められたと指摘する（森二〇二三a）。もつとも可能  
性が高いのは、吉宗への上覧時点と思われる。それは、折本で  
は文書の途中で折られてしまい、一点の文書を閲覧するために  
は明らかに見た目が悪いからである。とりわけ前述のとおり、  
享保六年の調査は、印のある文書に拘っているから、折り筋に  
よって印影が見にくくなることは避けねばならなかった筈であ  
る。

また享保六年次では、幕府側から調査の人間が派遣されてお  
らず、「待ち受け」の姿勢であったこともあげられる。目録作  
成の主体は東大寺であった。ただし幕府の意向に沿って文書を  
抜き出したにとどまる。一方で、享保一六年の並河誠所調査後  
は、年預五師の申請により主体的な調査姿勢が窺える。もちろ  
ん貴重書の選別・抽出が基本で、包括的な所蔵状況調査とは言  
えないものではあるが。

### 3. 伊賀藤堂藩の『三国地志』材料蒐集調査

同地志は、伊勢・伊賀・志摩三国の地理・寺社・民俗・産業  
・古蹟・人物などの地域事典である。伊賀藤堂藩家臣の伊賀上  
野城代藤堂藤堂元甫編集で宝暦十三年（一七六三）に完成した。  
このことから実質的に藩主導の地志と言える。本編（九一卷）  
で、後半の十一巻でその材料となった文書・記録を原文引用の  
形で集める。国郡別の分類になっており、東大寺文書は、伊賀  
国の名張郡他各郡ごとに掲載されている。刊本は『大日本地志  
大系』（二九二八年、雄山閣）にある。

『三国地志』には、引用文書の所在として「東大寺宝庫」「東  
大寺尊勝院宝庫」との注記があるから、藤堂元甫側が東大寺で  
の調査をしたと考えて差し支えない。遡る享保一六年の並河の  
調査につながるものであった。また享保一六年次に年預五師が  
選別・修理のために古反古文書を預かったことは指摘したが、  
ここでの「東大寺宝庫」は法華堂前の新造屋宝倉と見てよいか  
ら、この時までには年預五師から返納されたと考える。

藤堂元甫と東大寺の具体的なやり取りの探索は今後の課題で  
あるが、地志編纂という目的から、これが所蔵状況の悉皆調査  
でないことは間違いない。

次に表1を検討する。

数量の多さは前述の通り、文書一点レベル（「通」）の数値であるから、他との比較は意味をなさない。問題は割合で、寺外所在・現東大寺図書館所蔵・東南院文書がほぼ同程度にある。寺外所在分の高さをどう理解すべきか成案はない。ただ図書館所蔵分とあわせて考えれば、非東南院文書が八〇%であることが重要で、つまり先程の享保度あるいはこの後の寛政度でないものが多数含まれるということである。それは古反古文書である。

享保度のような名品・宝物など稀少性を追及するのではなく、伊賀の古代・中世を明らかにするという目的が古反古文書をすく上げたと言える。

#### 4. 寛政四年幕府の調査

寛政四年の年中行事記（一四一—一〇六、年預五師英祐記）に關係記事がある。

十一月二三日、奈良奉行から、この度江戸より「柴野彦助」（栗山）なる御使と随行人・九人が「諸寺社古文章古器物等」の閲覧にくるので心得るように命じられる。二九日には、明日十二月一日に柴野彦助が来訪する旨、連絡があり、年預五師か

ら「勸化所へ申入、古物・古文章等、不残於勸化所、入一覽可申内談了」、つまり閲覧場所は勸進所としている。十二月一日の来訪者中には「御絵師住吉内記」「彦助門人京住藤叔蔵（藤貞幹）」「経師京住田中調玄」など見え、「古文書古物等一々写したとする。

文書の閲覧場所として勸進所が選ばれた理由は、享保度でも触れたように、勸進行為のために文書の利用があり、大勸進に文書を預けられていたことなどによるのだろう。また土佐派絵師は古器物の模写、著名な故実家である藤貞幹は文書鑑定、経師は修補等のために同道したと考えられる。

次に表1での数量・割合の状況を検討する。

まず享保六年のものと比べ、数量は約三〇点増している。増分は、半分は東南院文書と東大寺図書館蔵宝庫文書、残る半分は現所蔵が不明のものである。いくつかは前述の享保六年と享保一六年での追加分が加えられたと見てよい。不明分中には享保度ではなかった一点文書が含まれる（森二〇〇三表4、No76）。享保度と異なり、実際に調査者が複数、現地に赴き実検しているから、新たに古反古文書の中から発見されたものであろうか。多数の調査メンバーで、その中には故実家藤貞幹もおり本格的な調査とも言えるが、目録記載内容は総じて簡略であって、



天和度と比べると丁寧な現地調査が行われたとも言いがたい。印象レベルになるが、基本的には享保度の延長の範囲に留まったと推測される。

#### 5. 天保五年から十一年頃の奈良町奉行家穂井田忠友の調査

穂井田忠友は、天保年間の正倉院勅封蔵の調査と古代戸籍・計帳の「復元」で著名である（皆川 b、西 a）。東南院文書の調査もその一環と考えられている。制度的には奈良町奉行が主体だが、実質国学者穂井田による調査であった。

ただしはつきりした目録は残っていない。森によれば、可能性のあるのは、明治八年写の『東大寺宝物（古文書・古器物）目録』（九州大学図書館）後半と明治五年『壬申検査古器物目録』（三東大寺新造屋部分（東京国立博物館））である。明治八年のものは、前半と後半で内容の重なりがあつて、書写者による混乱の可能性が高く、前半と後半に分けるべきで、後半（森二〇〇三表 5 No.215 以下）は天保十一年に奈良町奉行によつて作成されたものが親本であると森は指摘している。

さらに穂井田忠友による二つの東大寺文書の写本（西尾市立図書館岩瀬文庫「東大寺古文書」森二〇〇三表 9・東京国立博物館「東大寺新造舎古文書」森二〇〇三表 10）と、明治五年壬

申目録と天保十一年を親本とする明治八年写目録後半との対照作業によつて、穂井田による天保五年調査目録があり、現存する明治の二つの目録はそれを機械的に踏襲したものと結論づけられた。

天保年間に穂井田中心の調査があつたという指摘自体には従うべきと考える。ただしいくつか意見を異にするところがある。

第一は明治五年壬申古器物検査目録の評価である。森の言うとおり、この目録が天保の穂井田の調査をベースとしていたことは十分あり得る。しかし明治五年の壬申古器物検査は、文部省博覧会事務局スタッフが現地調査を行ったものであるから、既存の目録を活用したとしても最終的な取捨は実検した政府側スタッフの判断であり、明治五年時点で彼らの関心と責任によつて作成されたものである。したがつて、この目録をもつて天保の整理状況そのものと見ることは難しい。

第二は、明治八年写目録後半の方がより穂井田の整理を反映していると考えるべきではないかという点である。森が明らかにしたように、その親本は奈良町奉行与力の子孫中条家所蔵であり、壬申古器物目録に比べれば明らかに穂井田との距離が近いからである。

以上から、ここでは寛政度に続く天保度の調査状況を窺わせ

る明治八年写目録後半を、天保十一年目録（明治八年写）として考察を進める。

最初に断るが、本来ならば他の調査と同じく、天保の調査についても当該期の東大寺側の記録から探索する必要があるが、準備不足により果たせていない。今後の課題である。

次に表1を検討する。

寛政度と比較すると全体の数量は微増に留まっている。宝庫文書と所蔵不明分が減少し、東南院文書が増加している。ところで森は天和から天保の各目録における現在の東南院文書の有無を対照した（森二〇〇三表二）。これによると寛政度より天保度は二二点増となっている。各櫃ごとに数点ずつの追加があり、特に第六櫃はすべてが新規追加である。

これらの内、寛政度の森二〇〇三表3No.16で所蔵不明とした「公家雑々文書」三巻と、No.74「無外題」三巻にあたるのが、天保十一年目録（明治八年写）「森二〇〇三表5」の第六櫃「公家其外雑文書」七巻である可能性が高い。他にも同様のものもあるかもしれない。

そもそも天保十一年目録には、文書同定の鍵となる重要な情報がある。それは、現在の東南院文書の櫃番号である。その配列も現在のものと同じであり、これは文書同定の大きな手がか

りとなる。これにより、森は寛政度目録では判定できなかった現在の文書に行き着くことができたと推察する。

そしてこの「文櫃第一」から「第六」までの区分が明記され、若干の例外はあるが、その櫃毎の内容が現在の櫃の順・内容と一致していることこそが、天保十一年目録の最大の特徴である。言い換えれば「東南院文書」という史料群がこの時はじめて確立したということである。

森の言うようにこれが穂井田主導でなされたことは間違いないだろう。今後、東大寺側の記録など関係史料を探索する必要があるが、ここではさしあたり森も検討した穂井田による写本『東大寺新造舎古文書』から再確認したい。

穂井田が作成した写本は、西尾市立図書館所蔵と東京国立博物館所蔵があり、後者は天保五年の穂井田自筆本である。その掲載文書については森二〇〇三表10で現在の所蔵・整理番号などを丁寧に同定している。これによれば東南院文書がもつとも多い。

さらにこれを先程の各調査の東南院文書有無対照の森二〇〇三表二を合わせて検討すると、同写本で寛政度で見えず天保十一年目録にも見えるものがある（第三櫃一六巻、巻、第五櫃二・三・六・十一巻、第七帙一・四・五巻）。第七帙を除外すれ

ば、天保五年の書写で気づいたものが天保十一年までに櫃編成の中に組み込まれたことになる。

穂井田による正倉院文書（写経所文書）の整理は、既存続紙を切り貼りし紙背文書中心の物理的な形態変更を伴うものであった。このようにモノそのものの改変に及んだ整理を行っていたことを勘案すれば、櫃編成を行うことは十分想定できる。また現地奈良在住の穂井田は、十分な時間を確保して勅封蔵の正倉院文書整理を実施した（西b）ように、新造屋宝倉文書も継続的な調査・整理ができたと見てよい。

このように考えることが許されるならば、『東大寺新造舎古文書』成立の天保五年段階ですでに天保の整理が完了したという森の見解のように、天保五年に限定しなくてもよいのではないか。というのは、寛政度目録にない内、穂井田写本と天保十一年目録の間で有無が一致しない場合があるからである。天保五年写本だけにあるものは、第一櫃三六卷・第四櫃附録四卷・第五櫃二卷・第七帙五卷などで、天保十一年目録だけは第六櫃である。

天保五年段階ではいまだ新たな整理の着想を得た程度はなかったか。これを天保十一年の目録の間までに進め完成させたという筋書きを想定したい。ちなみに第一櫃八卷・九卷のみでは

あるが、表紙見返しに天保九年に巻内の枚数を確認したという付箋が残されている。六櫃編成作業に関わるものと言えまいか。以上から、現時点では天保の穂井田の整理は、天保五年から十一年の間と考える。

ついでに残った明治八年写本前半（森二〇〇三表5前半No.1）の性格についてひとつの仮説を提示したい。

森二〇〇三表5によれば、その配列は、後半天保十一年目録の写と同じく第一から第六櫃であることがわかる。ただしここでは櫃番号は明記されていない。また掲載文書は、第二櫃は同櫃全てであるものの、それ以外は櫃の一部のみである。憶測にはなるが、全六櫃に編成するために、いくつかから抽出したものの範囲で、櫃を割り振った作業用目録暫定資料と解釈することも可能だろう。

## 6. 江戸時代調査の考察

以上の江戸時代の五度の調査を通して確認できるのは、それぞれの目録は、限定的な「あった文書」は示すが、全体を網羅するものではない、ということである。その「あった文書」は、それぞれの文書目録作成者の目的・関心により選択されたものであった。水戸藩の『大日本史』、伊賀藩の『三国地志』は編

纂材料として、享保・寛政は幕府の寺社宝物調査のため、そして奈良奉行・穂井田はそれ以前の幕府調査で成立した文書群の整備を目指したものと、と言える。

これらに比べれば加賀藩の調査は、古代中世古文書一般への関心とも言えるから、全体を俯瞰する所蔵状況調査の可能性を孕んでいたと言えなくもない。もしかしたら東寺百合文書のよくな整理にいたった可能性もなきにしもあらずである。

しかし結果的には享保度の文書整理がその後の基調となったのである。それは、「東南院文書形成史」というべきもので、実のところすでに堀池・西・森によって論じられた近世における東大寺文書整理の流れそのものであると見て差し支えない。享保・寛政・天保と段階的発展を遂げたのである。

この東南院文書形成過程においては、その供給源として位置づけられたのが古反古文書であった。ただそうした中において伊賀藤堂藩の『三国地志』材料調査は、古反古文書の価値を発信するものであったと言えるだろう。今日の歴史学の立場からすれば、これもまた東南院文書に劣らない価値に見える。

そして東南院文書と古反古文書は明治には明確に分離される。古反古文書を対象とした整理が始まるのであった。

#### 第四章 明治期前半の調査

明治にはいって最初の調査は、前述の明治五年の「壬申検査古器物目録三」の新造屋関係部分である。森が指摘するようにその内容は、天保十一年目録（明治八年写本）と同じ第一く六櫃分類された東南院文書がほとんどを占めるが、寛政度で確認される宝庫文書の頼朝・足利將軍家文書が再登場すること、単品として正倉院に移管されるものが大幅に増加することが異なる。正倉院移管分は、天保五年の正倉院開封の際に勅封蔵から発見された古代東大寺領莊園などの絵図類である。これは、東大寺の願い出により寺へ下され、新造屋宝倉に納められていたものである（西二〇〇二a）。

東南院文書は明治八年に東京に移送された。このことは調査のあり方の大きな転換となる。残された古反古文書が脚光を浴びることとなる。

明治一〇年に内務省図書局の調査が行われた。その目的の解明は今後の課題であるが、同局は明治七年に全国の書籍・諸記録類の目録取調を実施したから、その延長に位置づけるものであろうか（国立公文書館）

さらに明治二十一年に宮内・内務・文部三省役人によって組

織された臨時全国宝物取調局による調査が行われた。同局は帝室博物館設立計画遂行のための組織である。

## 1. 明治一〇年調査目録

明治一〇年目録（二〇〇三森表7）は全体の状況確認程度の粗い内容である。

上位の区分としては、大きくは東大寺本寺のものと元塔頭尊勝院のものに分けられる（なお明治一〇年目録（二〇〇三森表7）No64～92は、No93～117の部分集合となっている）。

東大寺本寺分は現宝庫文書三点以外については、番号単位グループ（通番）とその数（第一～五七番）、グループの種別（「綴」「括」「巻」「箱」とその内訳の数（単位は「葉」「巻」「通」）、グループの代表的な年紀を基本とする。いくつか例示すると「第一番 弘安（其外） 一綴二十八葉」「第四十一番 長治（其外） 一括三十五巻」となる。

グループ種別は「綴」「括」「箱」である。もっとも多いのは、「綴」つまり文書複数枚（「葉」）を簡易紙縫り綴じにしたもの（現在ならばホッチキス留めのイメージ）が全体の約八〇％。次は「括」つまり巻形状続紙（「巻」）を紙縫りでまとめたもの（輪ゴム留めのイメージ）約一五％。最後は「箱」文字通り文

書（「通」）を函おさめたものが約四％である。

注目すべきは、番号単位グループに「葉」「巻」「通」が混在することなく、単一の形状のみが集められていることである。これは不自然である。なぜならば、通常意味のある一件文書のグループが形作られる時、一枚文書、続紙など複数の形状が混在する筈だからである（たとえば言えば、書棚を内容分類あるいは入手順に並べた際に本のサイズが様々になることを想起すればよい）。一方、形状で統一することの利点は空間的な保管条件の効率化である。したがって明治一〇年段階の整理は、最低限度の散逸防止と移動の便のための、一時的な整理といつてよい。

なお元尊勝院古文書は、本寺分のような中間の文書のグループがなく、「巻」「葉」「枚」がある。このうち「枚」は文書一点つまり「通」と同じと推測される。

その他、全体数量や文書年紀については次の明治二十一年調査を踏まえて最後に検討する。

## 2. 明治二十一年調査目録

この調査に関わる目録史料は、調査当事者である小杉楡邸の個人的ノートという形で、いまに残されている。

森の表（森二〇一二表1〜3）によれば、明治一〇年の内務省図書局調査の内、一定の関心に基づき内部文書一点のいくつかを抜き出して、文書の書出・端裏書・年月日情報などを摘要したものである。

そして随所に以下の略記が付されている。「田」（農業関連？）「寺」（寺院組織？）「制」（政治・社会制度？）「史」（通史？）「要」「五」「六」などであり、おそらく何かの目的があつて設定された基準である。これは、この調査の主体である臨時全国宝物取調局が設定したものと考えられる。三輪紫都香によれば、同局は全国の宝物を等級分けし、その中に「五級」「六級」あるいは「甲要品」などある（三輪）。さきほど「五」「六」などはこれに当たると見てよい。他の略記も、同局の分類方針に由来するものだろう。

この明治二十一年の調査に関わる目録史料は、調査当事者である小杉楹邨の個人的ノートということもあり、おそらく実際の作業の流れに沿って書き付けられたからであろう、その配列は明治一〇年の番号順になっていないが、森によれば明治一〇年調査ほぼ全体に目を通した上での摘要であった。

したがって両者での齟齬は基本的にはないのであるが、以下の相違点は認められる。

①明治一〇年にあった元尊勝院分は見えない。これは単純に調査対象外であったことによるのかもしれない。

②文書単位として、明治一〇年で「葉」であったものが、新たに「本」（二件）、「枚」（一〇件）に変更された。「巻」と同じで「本」は続紙で巻いたもの、そして「枚」は一枚で完結するものと推測され、それによれば「葉」は続紙で巻かれていないものの可能性がある。つまり、「葉」から「本」は続紙から卷子への変更、そして「葉」から「枚」は一枚文書であることが判明したための単位表記変更、と理解できる。

さて、明治二十一年調査での摘要数は一文書単位で四三一点。明治一〇年調査での（葉・巻・通）単位が約二八〇〇点であり、単純な比較はできないが、一〇%を超えるかどうかという程度の抽出にとどまるだろうか。

しかしそれでも明治二十一年調査のメリットは大きい。限定ではあるが、現存文書との比定が可能だからである。森はそのための根気のいる作業を果たし、多くの知見を提供している。それも踏まえて、明治一〇・二十一年段階の調査で気づいた点をまとめる。

### 3. 明治一〇・二十一年調査の考察

まず第一にこの調査には東南院文書は含まれないだろうことである。森は、森二〇一二表2 No71・No253・No311などが現東南院文書である可能性を指摘し、東大寺から現東南院文書への完全な移動はこの明治二十一年以降であると指摘した。しかしこれらは、筒井寛秀氏所蔵・京都大学総合博物館所蔵狩野亨吉氏蒐集文書・未成卷文書「*uncl*」などに比定するのが適切だろう。したがって明治一〇・二十一年調査は、現在の成卷文書・未成卷文書・寺外所在分のこの時点での状況を窺わせるものと評価できる。

第二は、森の指摘のある全五九綴・括の文書のかたまりは「長櫃」(森二〇一二表1 No10)に収められていたことである。この「長櫃」はもしかしたら前述の元禄六年の二倉道具目録の「長持」かもしれない。ところで現在東大寺図書館に残る文書函について綾村宏の報告があり、それによれば、特大の函が二点ある(綾村二〇〇五表番号1・2)。1は唐櫃であり幅・奥行き・高さは115.8\*69.9\*46.3センチ、一方2は124.5\*67.0\*57.5センチであるから、横長の2の函が、ここでいう「長櫃」にあたる可能性がある。なお同函貼紙には「東南院」「東大寺」、(朱書)「三百七十七」などとあるが残念ながら不明である。

第三は数量である。全体内訳内の最小数単位(葉・巻・通)を総計すると、約二八〇〇点である。「葉」「巻」には、複数文書の継がれたものがある筈で、実際の文書数はこれより多くなるであろうから単純な比較はできないものの、これに「東南院文書」を加えたとしても、「東大寺文書約一万二〇〇〇点以上」という通説的数値には及ばない印象を受ける。したがって、これ以後も寺内各所からの移動があったとみるべきだろう。

第四。これまで近世で確認された中世文書は、天和度水戸・加賀藩調査の応仁頃を下限とした。しかし点数は少ないものの、森二〇一二表1・2に「永正」(No38)「天正」(No27)など一六世紀以後のものが一七件ある。現在の未成卷文書の状況に近づいたのである。水戸・加賀藩調査の証言が実態をどの程度反映しているかによるが、その通りだとすれば、たとえば宝暦十二年大火やそして明治初期の塔頭廃絶(坂東俊彦二〇一九)などによって、あらたに東大寺本寺に入った文書があったことなる。

最後の第五点目は、綴・括の固まりの乱雑さである。森は一部の連券が糊剥がれせず紙継ぎが維持されていることに注目して「文書のまとまり」が一定程度残されていた、と指摘する(森二〇一二)。ただしこれはあくまでも続紙の連券のまとまりの

中の問題であり、より上位の綴・括内での統一性があるようには見受けられない。

例外はあって、黒田荘（第二三・四七・五〇番号、それぞれ森二〇一二表1No19・No10～14・No39）、観世音寺（第五三番号、森二〇一二表1No40～81）など、比較的集中するものはある。黒田荘に関しては天明年間の伊賀藤堂藩の三国地志編纂時の調査で寄せ集めが行われた可能性も想定できる。しかし観世音寺関係が多いとされる第五三番号については、内容の判明する第五三番号グループ四三点中の十二点に留まるから、番号内がまとまっていると言いがたいし、さらに全五九番号中ではこうしたまとまりが確認できるのは少数派である。

前述のように明治一〇年時点の「綴」「括」「箱」単位の間グループは、内容・伝来を考慮しない形状優先の整理と見た方がよいだろう。それは「古反古」との扱いであったことを思えばやむを得ないことだったのかもしれない。

## 第五章 明治期後半以降の変遷

明治二十一年調査以降の古代中世東大寺文書の変遷については、現段階では全くの準備不足で、ここでは感想めいた見通し

を述べるに留まらざるを得ない。

### 1. 成巻文書と寺外所在分

今、森の精査によって判明した、明治二十一年目録掲載文書の現所蔵整理状況をさきの表2と同様に算出すると、成巻文書十二点・未成巻文書六一点・寺外一七点・不明一〇点である。この四類型は全五九番号中の特定の番号群に集中することなく散らばっている。

この点から、明治二九年（一八九六）からの成巻文書編成の際に、各番号から適宜判断して文書が抜き出されたと判断できる。同様に寺外所在分は、明治三九年（一九〇六）からの大仏殿修理事業の寄付者への返札などもあり、さらに抜き出されたものだろうか。やや意外なのは成巻文書より寺外分が若干上回っている点である。明治二十一年の調査の趣旨を考えると、小杉楹邨のノートに記載されたものは、宝物として価値があると判断されたものであるから、寺外への返札としてもそうしたものが選ばれやすかったためと言えるのかも知れない。

ともあれ、なお残ったものが二〇世紀からの未成巻文書の編成・整理にいたる訳である。

成巻文書・寺外分を抜き出した際には、明治一〇年の紙繕り



が解かれそのままであったものもあろうから、自然と秩序変更も生じたはずである。

## 2. 東京帝国大学の影写本

東京帝国大学史料編纂所では、明治十九年第一回、明治三六・三七年第二・三回の影写本作成をしている。森は影写本作成時に、編年配列の傾向のある暫定的な文書配列変更があったと推測する（森二〇〇三）。編年史料である『大日本史料』編纂事業に適ったものである。またこの時点で『大日本古文書』が編年文書集の方針であったことにも即している。

森が紹介した明治三六年の史料編纂所の黒板勝美の証言によれば、明治十九年以後に寺内所々から文書が出現し、明治三三年頃からそれらを含めて整理したという（森二〇〇三、六七頁）。ここからは、江戸時代の東大寺本寺宝庫（油倉印蔵・新造屋宝倉）の旧古反古文書に加えて、さらに寺内塔頭伝来文書が流入したことも知られる。そして明治三六年からの影写事業はそれを踏まえたものだったとみるのが自然である。その場合、これらの影写本には、寺内塔頭伝来文書が含まれたことになろうから、その点検作業が今後の課題となる。

## 3. 京都帝国大学中村直勝の未成巻文書整理

かくして、一七世紀末天和以来の数次にわたる秩序変更に、さらに明治に入ってから新たな流入文書を含めた巨大な文書のかたまりを対象に、大正年間の京都帝国大学中村直勝による未成巻文書の整理が行われたのであった。

そこでの整理番号体系が、明治一〇年の綴・括のそれと全く異なることは、森二〇一二表1〜3での現在文書との同定結果を一見すれば歴然としている。つまり明治一〇年段階の構成（綴・括）を完全に解体して、新たな論理に基づいて整理が施されたのである。その整理は莊園単別・文書様式別・内容別、その他という大分類を採っている。近代歴史学の研究利用の便宜を図ったように見える。

整理を主導した中村直勝はすでに古文書学を研究テーマとしており、文書様式別という方法は個人の研究テーマに則したものの。莊園別は、伊賀藤堂藩の調査で伊賀黒田荘に代表される伊賀国古文書がある程度集められていたことに由来するか。また吉田東伍『庄園制度之大要』（一九一六年）が刊行され、同年の『史林』四号に魚澄總五郎による書評が載るなど、中田薫などによる莊園研究から、次の莊園研究に進む動きが始まった時

期にあたる。おそらくこうした学界状況も影響していたのであろう。

## 結論

印蔵で現業出納業務が行われ実際に機能していたのは鎌倉時代までと考えられるから、鎌倉時代のものは受給時点でこれも印蔵で管理されたものが多いだろう。その後、南北朝・室町時代の状況は見えない。ただし年預五師などの運営業務によって蓄積された文書が、未整理のまま逐次蓄積保管されたと思われる。

古代以来の由緒ある貴重書と共に、南北朝・室町時代の未整理文書が雑然と貯まっていたというのが、江戸前期の時代の東大寺本寺宝庫（油倉印蔵）にあった古代中世東大寺文書のありようだったと推測する。それらが古反古文書とされたのもやむを得まい。

天和度での水戸藩家臣の書状には、油倉印蔵を開けるのは鎮守八幡祭礼道具や法会の道具の必要のある時程度で、「文書之分者取出不申候故、寺僧衆も此度初而披見仕たる事ニ御座候」、つまり文書利用はなく、寺僧も今回初めて見たとある。つまり

膨大な文書群は保管された当初の状態であり、一件史料単位が維持され、伝来状態や時系列を復元する有効な手がかりも豊富だったであろう。

しかし水戸藩がそこから役に立ちそうな文書を取りわけたことを皮切りに、原秩序は崩れていく。享保六年・寛政四年と続く調査は、幕府の意向に従って東大寺が行った確認作業であり、ここで撰ばれたものが東南院文書の起点となり、やがて天保年間に奈良町奉行所家臣穂井田忠友によって、現在の六櫃の状態がほぼ確立した。

こうした東南院文書形成の流れにあって、天明頃の伊賀藤堂藩の地志編纂のための調査において、東南院文書に組み込まれない古反古文書がその顔を見せることもあった。

数次にわたる外部者主体の整理の中で、意図しない形で「原秩序の攪乱」が進行したであろうことは想像に難くない。明治一〇年調査で、形状基準の整理状態になっていたのは、そうした状況を踏まえて、保管の効率性を最優先した結果なのだろう。その主体は保管者である東大寺であったと推察できる。

明治にはいり東南院文書は天皇家へと移動し、残った古反古文書も博覧会・帝室博物館計画などのための調査があるが、これもその計画に有用な文書の確認に留まり、それ以上の進展は

なかった。

そして明治中期以降には成巻文書のための選別・抽出や、寺内塔頭からの文書流入もあった。また東京帝国大学史料編纂所の一時的な整理も加わり、東大寺に残された古代中世文書はその本来の秩序からさらに変化を余儀なくされたと考えられる。最終的に京都帝国大学中村直勝による、近代歴史学の方法論を柱とした未成巻文書が編成されたのであった。これらの整理も寺外の人間の関心とその整理方針・体系を規定したと言わねばならず、江戸時代で確認されたありようはなお継続していたのである。

「古代中世東大寺文書にとって近世・近代はどのような時代であったか」という問いに答えるならば、江戸時代最初期の原秩序がほぼ喪失される過程であった、というのが、いまの率直な感想である。

それは無年号文書の年次比定を困難にし、糊はがれによる続紙文書・連券文書の、そして二紙書状の「泣き別れ」という事態を引き起こし、東大寺文書の研究利用の難点となる。

この難点を克服するひとつの手段は、やはりデータベースであろう。整理番号の離れた別離文書の探索が容易になるからで

ある。その意味で、東大寺文書の重要文化財指定により完成した『東大寺文書目録』（一九八四年、同朋舎出版）を国立歴史民俗博物館でデータベース化した田中稔の事業は、未成巻文書の目録を完成させ、古代中世東大寺文書の特性を知り抜いた氏ならではの慧眼であったと言わねばならない。

#### 残された課題

以上、森の優れた成果に導かれつつ、近世・近代（江戸・明治・大正）の古代中東大事文書の歴史を跡づけた。もとより付け焼き刃の感は否めず、多くの誤りがあるはずである。またなお論じるべき論点もある。たとえば薬師院による「東大寺雑集録」など『大日本仏教全書 東大寺叢書』に納められた、寺僧自身による寺史への関心の高まり、森が追及する東大寺文書掲載の写本、そして文書が寺外所在となるのはいつ、どのような契機なのか、などが今後さらに明らかにされるべき課題のように思われる。

## 参考文献

- 綾村宏 「東大寺図書館所蔵聖教文書の概要と収蔵庫四号室所在分の調査」『東大寺所蔵聖教文書の調査 研究成果報告書』二〇〇五年
- 遠藤基郎 「中世東大寺文書を俯瞰する」『年報三田中世史研究』一八、二〇一一年
- 国立公文書館編『内閣文庫百年史』一九八五年
- 西洋子 a 「江戸時代の開封と宝物」『正倉院文書整理過程の研究』吉川弘文館、二〇〇二年
- 西洋子 b 「新造屋について」『正倉院文書整理過程の研究』吉川弘文館、二〇〇二年
- 西洋子 「正倉院文書三題」『正倉院文書論集』西洋子・石上英一編、青史出版、二〇〇五年
- 坂東俊彦 「近世における東大寺寺内組織と『東大寺要録』」栄原永遠男他編『東大寺の新研究 2』二〇一七年、法藏館
- 坂東俊彦 「近世近代移行期の東大寺 ―組織の変遷を中心に―」『明治時代の東大寺―近代化がもたらした光と影（ザ・グレイトブッダ・シンポジウム論集）』GBS実行委員会編、二〇一九年
- 堀池春峰 a 「印蔵と東大寺文書の伝来」『南都仏教史の研究上 東大寺篇』法藏館、一九八〇年、初出一九六九年
- 堀池春峰 b 「二月堂炎上と文書聖教の出現」『南都仏教史の研究上 東大寺篇』法藏館、一九八〇年、初出一九七〇年
- 皆川完一 a 「公験唐櫃と東大寺文書」『正倉院文書と古代中世史料の研究』吉川弘文館、二〇一二年、初出一九七三年
- 皆川完一 b 「正倉院文書の整理とその写本」『正倉院文書と古代中世史料の研究』吉川弘文館、二〇一二年、初出一九七二年
- 三輪紫都香 「臨時全国宝物取調局の活動とその影響―博物館とその周辺の動向から―」『お茶の水史学』六〇、二〇一七年
- 森哲也 「仁平三年東大寺諸莊園文書目録の基礎的考察」『史淵』一三七、二〇〇〇年
- 森哲也 「観世音寺文書の基礎的考察」『九州史学』一二七、二〇〇一年
- 森哲也 「近世・近代における東大寺文書」『正倉院文書研究』九、二〇〇三年
- 森哲也 「宮内庁書陵部所蔵『東大寺所蔵古文書』について」『正倉院文書研究』一二、二〇一一年
- 森哲也 「小杉楹邨『関西地方古書画古器物縦覧調査記録』に見え

る東大寺文書」『目録学の構築と古典学の再生』東京大学  
史料編纂所研究報告 2011-3、二〇一二年

森哲也 「『東大寺古文書』と『諸文書部類』―東大寺文書写本の紹  
介―」『古文書研究』八八、二〇一九年

森哲也 「『東大寺古文書』と『諸文書部類』の意義」『日本歴史』  
八七六、二〇二一年

森哲也 a 「東南院文書の成立過程」『東南院文書成立過程の研究』  
科学研究費補助金(基盤研究)研究報告書、二〇二三年

森哲也 b 「『集古文書』に見える東大寺文書」同右

森哲也 「東大寺文書と史料採訪」本報告書掲載

横内裕人 「東大寺図書館と収蔵史料」『古文書研究』五九、二  
〇〇四年

横内裕人 「東大寺印蔵の文書管理構造―所司と大衆の関わりを中  
心に―」『南都仏教』一〇〇、二〇一八年

表1 江戸時代調査後との内訳

現種別	天和1 加賀藩	享保6 幕府	宝暦年間 伊賀藩	寛政4 幕府	天保5～11 奈良町奉行	明治5 博覧会事務局
正倉院	0	7	0	4	5	20
東南院	65	57	41	65	85	89
宝庫（宝庫・ 卷子・指定）	5	2	0	7	1	5
成巻	4	0	8	1	1	0
未成巻	23	0	69	2	2	1
薬師院	0	0	1	0	0	0
寺外	16	2	78	4	6	4
不明他	23	0	0	14	7	6
総計	136	68	197	97	107	120
うち通単位	25	0	156	8	6	7

江戸時代調査ごとの内訳比較

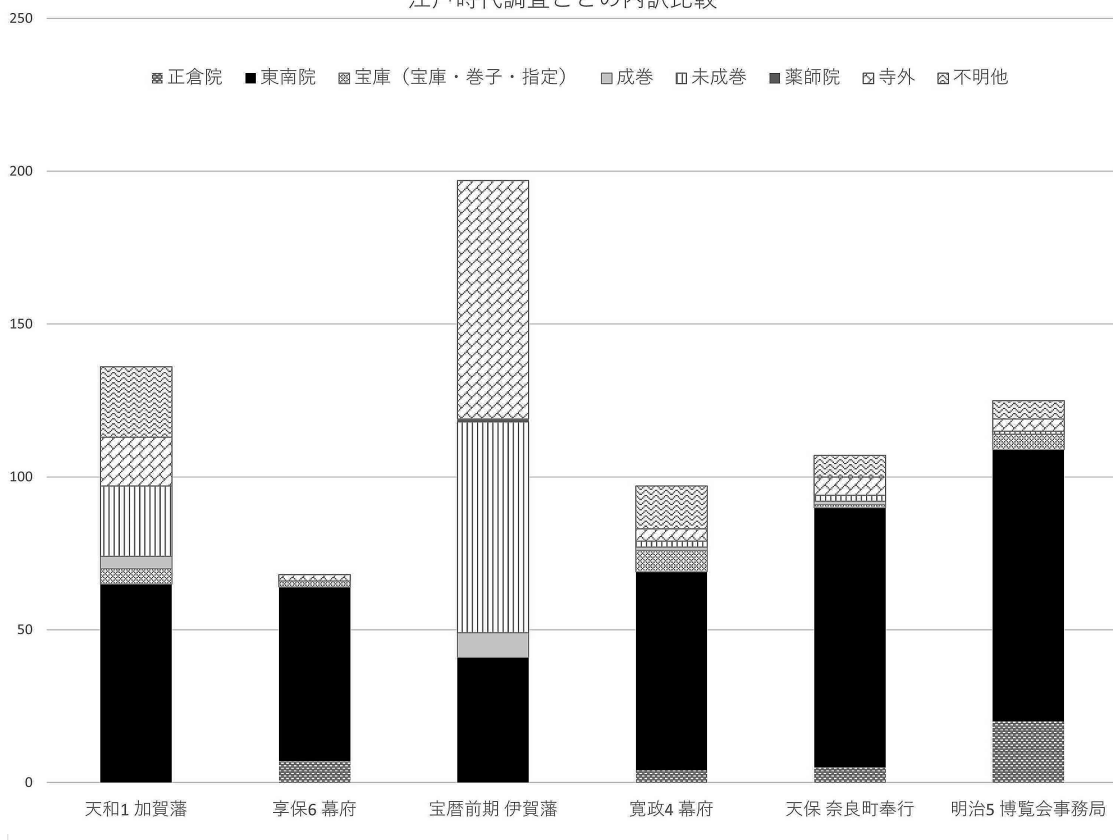


表2 江戸時代から明治前半までの調査

No	調査年	調査主体	目録	表
1.1	延宝8 (1680)	水戸藩徳川家	延宝8年『大日本史編纂記録』(京都大学総合博物館)	森本報告書掲載論文
1.2	天和1 (1681)	加賀藩前田家	延宝9年『南都有之書籍之覚』(東洋文庫)	(同上、表あり)
2	享保6 (1721)	幕府	享保12年写『東大寺古文書目録』(続々群書類従本)	森2003表2
3	宝暦年間前半? (1751-55)	伊賀藩藤堂家	宝暦13年『三国地志』(大日本地誌大系本)	
4	寛政4 (1792)	幕府	寛政4年『寺社宝物展覧目録』(続々群書類従本)	森2003表3
5	天保5 (1840) ~11	奈良奉行所(穂井田忠友)	明治8年写『東大寺宝物(古文書・古器物)目録』(九州大学図書館)後半	森2003表5
6	明治5 (1872)	文部省博覧会事務局	明治5年『壬申検査古器物目録』3東大寺新造屋部分(東京国立博物館)*森2003では「新造屋古器物目録」	森2003表4
7.1	明治10	内務省図書館	明治10年『古文書検査目録抄』(国立公文書館)	森2003表7
7.2	明治21	臨時全国宝物取調局小杉楹郵	明治21年『関西地方古書画古器物縦覧調査記録』(早稲田大学図書館)	森2012表1・2・3

## はじめに

本稿は、東大寺に伝えられてきた文書の近世近代移行期における状況を端的にあらわす一例として、古代より連綿と続けられている行法である東大寺二月堂修二会において使用される「牛玉誓紙<sup>しゅうぎせいし</sup>」を取り上げ、周辺の史料、記録などを援用しながら、中世から近世にかけて長期間、生きている文書であった「牛玉誓紙」が明治初年の東大寺内の組織改編を通して“古文書”となった事例を紹介するものである。

### 一、牛玉誓紙

「牛玉誓紙」とは、東大寺に伝えられた起請文の一つで、東大寺二月堂において現在も連綿と続けられている修二会の行法に初めて参加(参籠)する僧(新入<sup>しんにゅう</sup>と呼ばれている)が、書かれている五条の項目を守ることを起請し、署名書判をする文書のことである。現在、実際に使用されているものは二月堂修二会の練行衆(籠僧)のうち修二会行法の進行や全体の雑務を統

括する堂司<sup>どうし</sup>が管理し、堂司箱に収められている。

その内容はすべて修二会行中に摺り出す二月堂牛王札の製作にかかわるもので、摺り出す枚数を制限すること、権門勢家の誂(要望)を安易に引き受けないことなどを誓約するものである。起請文の定型らしく、料紙上に二月堂の牛玉札を裏向きに貼り、その上にこれら各条目に背いた者は二月堂本尊の観音菩薩(大聖観自在尊)の御罰を蒙ると書かれている。

「牛玉誓紙」は修二会初参籠する新入は必ず署名し、花押を据えることが現在でも受け継がれている。<sup>(1)</sup>

### 二、「牛玉誓紙」作成の経緯

本稿で取り上げる「牛玉誓紙」には延徳四年(一四九二)二月一日という年月日が記されていることから、奈良時代の二月堂修二会行法創始の時期から作成、練行衆が署名、書き判をしていたものではないことが判明する。ではどのような経緯で作成され、署名されるようになったのであろうか。周辺史料から



探っていくこととする。

東大寺には学侶（惣寺）方、堂衆（両堂衆 法華堂衆・中門堂衆）方と所属、性格の違う僧侶集団が存在し、法会などはそれぞれ個別におこなっていたことはよく知られている。しかし、二月堂修二会に関しては、役割に多少の違いがあるものの双方が共同で修二会をおこなっている。<sup>(2)</sup>

一方で、行法は共同でおこなうものの元々の階層の違いの意識からか両者の対立がまみられる。修二会における両堂方の練行衆の記録（日記）、「両堂記」文明三年（一四七一）条に次のような記述がある。<sup>(3)</sup>

一、辛卯二月十五日夜堂司へ弁公永範惣使ニテ／弁得業／経賢／両堂司ヲ呼出被／申様ハ、牛玉紙事任有縁被誂事甚不可然、／所詮自来年ハ紙数廿五枚定之、仍可載懸札云々、／就之八日九日夜ハ寺方摺之、十日十一日夜ハ堂方摺之、／然ヲ十日夜マテ寺方可摺、十一日一夜堂方可摺云々、／近来不思議之悪説也、曾以不可承引之由／返事ス、其後是非之沙汰無之、但来年／如何□可云哉、能々可有／覚悟者也、当参之／衆之内及四十年間先達十日十一日兩日夜摺之／也、如此新儀努々不可有承引者也、（傍線筆者）

また堂衆方のうち法華堂に属していた僧侶（法華堂衆）が室町時代後期の東大寺や南都、畿内周辺で起きた出来事を記録した「法華堂要録」（薬師院文書第二一一九〇号）の文明四年（一四七二）条に次のようなことが書かれている。

同（文明）四年（壬辰）  
一、正月廿五日、両堂新仁王講訴訟ニヨテ、  
二月堂コモルヤ否ノ事アリ、  
一、二月堂牛玉人別一百人ノアツラヘスル  
ヘカラサル由、禅学別紙ノ記録アリ、堂方  
ノヲハ此方ニヲキテ出サス、二月出事時サタ  
（傍線筆者）

これらの記録によると、修二会における牛玉札について文明三年頃までに、その摺り方や枚数などのことで学侶と堂衆の間でもめぐととして問題となっており、文明四年には牛玉札を摺る枚数を二十五枚に制限することを取り決めた“記録”を学侶方、堂衆方それぞれで作成することになったとみられる。<sup>(4)</sup>

「牛玉誓紙」は学侶方と堂衆方双方で作成され、存在していたこととなる。学侶方の「牛玉誓紙」は現在も堂司が管理し、使用され続けられているものとみられ、堂衆方は今回紹介する“記録”の端裏書に「牛宝堂方記録」とあることから、堂衆方

のものであると判明する。なお近世後期、天明三年（一七八三）の年紀がある“記録”（東大寺貴重書一七一部一〇二七号）も今回、内容を確認した。本文は同文で包紙や端裏に「律宗方」との墨書があることから、この“記録”は律宗方の「牛玉誓紙」であると考えられる。なお律宗方「牛玉誓紙」の存在から、遅くとも天明年間には学侶方、堂衆方に加えて、律宗（律院）方（戒壇院、真言院、新禅院）の僧侶も二月堂修二会に参籠するようになったことがうかがえる。<sup>5)</sup>

### 三、明治期における東大寺組織の改編

さて東大寺は明治初期における寺社制度の改革にもなつて東大寺内の組織構成に大きな変化があつた。明治三年に、中世、近世を通して大仏殿をはじめとする諸堂の建築、修繕に携わつていた大勸進職が廃止され、明治五年（一八七二）十月には、寺内三派（学侶方、堂衆方、律院方）の合一を図るべしとの国（教部省）及び奈良県から通達（裁定）によつて三派は合一、子院（塔頭）間の寺格の違いをなくすこととなつた。具体的にはすべての子院（塔頭）が学侶方の子院（塔頭）とすることとなつたのである。

加えて明治三年から四年にかけては中世以来の周防国国衙領、藩主毛利氏からの運上米が停止、加えていわゆる上知令も出されることによつて東大寺の財政的基盤が失われている。このような状況に陥つたことから、奈良県裁定で存続が認められた子院（塔頭）数である三十一院から無住寺院を廃止するなどして九院へと減らすことを明治八年二月に東大寺から奈良県へ届け出ている。<sup>6)</sup>

以上のような明治初年の東大寺の組織改編の状況を踏まえ、あらためて「牛玉堂方記録」をみてみよう。

最終紙、六紙目の巻末には次のような奥書が記されている。

右者禅門宗卷参籠新入加判志卷

明治四年迄之間 堂司上之坊明海師へ相渡畢

昭和二年二月別火坊 寶珠院春海

この奥書は昭和二年（一九二七）二月に寶珠院春海師が書写したものとみられる。明治五年十月の奈良県裁定によつて寺内三派の合一（学侶への統一）がなされ、堂衆という立場の僧侶がいなくなつたことにより、堂衆方の「牛玉誓紙」には新入の署名がされなくなつたのであろう。そして昭和二年の修二会別火中に和上である春海師らの判断によつて、修二会行中における役割を終え、明海師の手を経て収蔵施設へと移され保管され

るようになったものと思われる。なお、巻末の量海師は明治四年の新入、澄深師は明治六年の新入であり、春海師の奥書「明治四年迄之間」との記述には齟齬がみられる。（明治五年修二会の新入練行衆はなし）

先述したように明治五年十月に三派の合一がなされており、春海師が誤認して記したものと考えられる。なお明治六年におこなわれた修二会は三派合一後、初めての修二会であり、澄深師は今までの慣例として堂衆方の「牛玉誓紙」に署判したと考えられる。ちなみにこの年は新暦（太陽暦）採用後はじめての修二会であり、旧暦でいう明治六年二月、新暦に換算して明治六年三月まで修二会を延期することとなり、以降三月におこなうようになったとみられる<sup>71</sup>。

なお天明年間頃から参籠する律宗方の僧侶が署判する律宗方「牛玉誓紙」には明治九年、十年頃に参籠の記録がある興福寺や西大寺、新薬師寺（東大寺末寺）など東大寺以外に所属していた僧侶の署判がみられる。明治八年以降、東大寺の子院（塔頭）数減少にともなう練行衆の人数不足を補う「加僧」として参籠した他寺の新入のために三派合一後も律宗方「牛玉誓紙」は使用され続けられたものと考えられる。

## まとめにかえて

牛玉堂方記録（堂衆方牛玉誓紙）を一例に東大寺にある文書の誕生からその役割を終えるまでの状況、「古文書」化の具体相をみてきた。繰り返しとなるが、二月堂修二会という東大寺内で現在、最も長く続けられている法会で使用されている「記録」と称される牛玉誓紙は堂衆方のは延徳四年二月一日に書き始められ、連綿と練行衆が署名、花押を据えてきた。末尾にある澄深師の署判は明治六年三月（旧暦二月）の新入の際のものであり、それまで三百八十一年間、この「記録」（文書）は生き続け、昭和二年に「古文書」化したのである。

神仏分離、廃仏毀釈という明治初年における宗教政策、近代化は、それまで一千年以上にわたり伝えてきた仏教文化の価値観を大きく変化させ、東大寺においても組織改革がおこなわれ、学侶方、堂衆方、律宗方と三つに分かれていた組織が「学侶」一つに統一されている。明治六年の二月堂修二会はいわゆる新暦の採用によって準備期間が短いことも勘案され、三月におこなわれることとなり、以後、三月におこなわれるようになっていく。修二会も近代化の一面がみられ、堂衆方記録も使用されなくなったのである。

明治期の神仏分離、廃仏毀釈といった一連の仏教近代化は寺院で生きていた文書の「古文書」化を一層、推し進めていったのである。

【史料翻刻】

牛宝堂方記録

(東大寺貴重書一七一部一〇二九号)

(□部分に二月堂牛玉札が裏向きに貼り付けられている)

(端裏書)

「牛宝堂方記録

堂司秀範」

記録 条々

一、二月堂牛玉近年繁多而流布世間

陵遲之至無物躰次第也然者不可有二

威驗条勿論也所詮於自今已後者

紙数極多不可過貳拾五枚事

一、近比捧料紙詭牛玉事増倍是又不

可然非當參者設雖為練行衆詭不

可請取之事

一、雖權門勢家之詭不可承引之事

一、有新入時、講令此記録可被加判形之事

一、有肝要事者可有追加事

右背今此条々者可蒙當堂

大聖觀自在尊御罰違犯身也

仍起請如件

金恵 (花押)

延徳四年壬子二月一日

剛憲 (花押)

栄実 (花押) 宗英 (花押)

定源 (花押) 行賢 (花押)

長宗 (花押) 良英 (花押)

祐実 (花押) 実清 (花押)

長恵 (花押) 定深 (花押)

興芸 (花押) 舜祐 (花押)

真海 (花押) 実弁 (花押)

長弘 (花押) 長祐 (花押)

弁祐 (花押) 覚真 (花押)

良英 (花押) 忍清 (花押)

祐盛 (花押) 貞清 (花押)

寅清 (花押) 仟雅 (花押)

弁真(花押) 実海(花押)  
公清(花押) 長慶(花押)  
光真(花押) 快春(花押)  
秀海(花押) 良憲(花押)  
貞弁(花押) 良我(花押)  
弘玄(花押) 泉海(花押)  
周長(花押) 真快(花押)  
清秀(花押) 良宥(花押)  
宥深(花押) 宗海(花押)  
弘秀(花押) 実寅(花押)  
宥清(花押) 長弘(花押)  
弁惟(花押) 弁栄(花押)  
弘雅(花押) 長印(花押)  
弁真(花押) 宥弁(花押)  
玄海(花押) 貞海(花押)  
定玄(花押) 盛祐(花押)  
仙雅(花押) 光清(花押)  
快英(花押) 宗栄(花押)  
信秀(花押) 栄貞(花押)  
光海(花押) 俊雅(花押)

光映(花押) 盛秀(花押)  
照海(花押) 実鑑(花押)  
真盛(花押) 真海(花押)  
実賀(花押) 真英(花押)  
訓英(花押) 恵雄(花押)  
俊盈(花押) 宥海(花押)  
寛賢(花押) 真隆(花押)  
泉海(花押) 実英(花押)  
崇海(花押) 隆玄(花押)  
栄憲(花押) 訓盛(花押)  
堯雅(花押) 興海(花押)  
審賢(花押) 弁宥(花押)  
龍賢(花押) 庸賢(花押)  
養海(花押) 敞尊(花押)  
貞賢(花押) 謙英(花押)  
密深(花押) 盛弁(花押)  
龍意(花押) 俊弁(花押)  
栄覚(花押) 良海(花押)  
弘英(花押) 龍賢(花押)  
覚阿(花押) 栄遵(花押)

龍弁（花押） 快助（花押）

龍興（花押） 栄訓（花押）

訓海（花押）

龍誠（花押）

弘準（花押）

昌遵（花押）

竜全（花押）

喬丈（花押）

栄因（花押）

弘采（花押）

堯恭（花押）

龍暹（花押）

完海（花押）

良栄（花押）

弘薦（花押）

龍照（花押）

長海（花押）

栄貫（花押）

定海（花押）

量海（花押）

澄深（花押）

（※以下昭和二年二月追記）

右者禪門宗參籠新入加判壺卷

明治四年迄之間 堂司上之坊明海師へ渡畢

昭和二年二月別火坊 宝珠院春海

（参考①）

牛玉誓紙（堂司箱中）

（奈良国立博物館「特別展 東大寺公慶上人」（二〇〇三年）

図録参照）

記録 条々

一、二月堂牛玉近年繁多而流布世間、

陵遲之至無物躰次第也、然者不可有

威験条勿論也、所詮於自今已後者、

紙數極多不可過貳拾五枚事、

一、近比捧料紙詵牛玉事増倍、是又不

可然、非當參者設雖為練行衆詵不

可請取之事、

記録 条々

- 一、雖權門勢家之詔不可承引之事、
- 一、有新入時講今此記録可被加判形之事、
- 一、有肝要事者可有追加事、

右背今此条々者可蒙當堂

大聖觀自在尊御罰違犯身也、

仍起請如件、

文明四年壬辰二月十五日 実賢 (花押)

大導師 延營 (花押) 実友 (花押)

和上 実信 (花押) 秀範 (花押)

堂司 覚延 (花押) 宗真 (花押)

咒師 英澄 (花押) 秀恵 (花押)

(以下略)

- 一、二月堂牛玉近年繁多而流布

於世間、陵遲之至無勿躰次第也、然者不可有威驗条勿論也、

所詮於自今已後者、紙數極

多不可過貳拾五枚事、

- 一、近比捧料紙詔牛玉事、増倍

是又不可然、非當參者設雖

為練行衆詔不可請取之事、

- 一、雖權門勢家之詔不可承引之事、

- 一、有新入時講今此記録可被

加判形之事、

- 一、有肝要事者可有追加事、

(参考②)

二月堂起請文 (重要文化財 二月堂修二会記録文書目録中の史

料名) (律宗方牛玉誓紙)

(東大寺貴重書一七一部一〇二七号)

右背今此条々者、可蒙當堂大聖觀自在尊之

御罰違犯身者也、仍而

起請如件、

天明三癸卯二月 日

慧性 (花押)	智淨 (花押)	智巖 (花押)
義淨 (花押)	永信 (花押)	慧訓 (花押)
純淨 (花押)	法如 (花押)	慧暎 (花押)
定慧 (花押)	寛海 (花押)	諦如 (花押)
密淨 (花押)	泓澄 (花押)	隆濟 (花押)
寛聖 (花押)	戒津 (花押)	秀栄 (花押)
叡運 (花押)	忍隆 (花押)	明淳 (花押)
教映 (花押)	貞俊 (花押)	

## 註

(1) 堂司が管理し、現在使用されているの「牛玉誓紙」は、平成十七年(二〇〇五)十二月三日から平成十八年一月十五日まで奈良国立博物館で開催された「特別展 東大寺公慶上人」展において公開展示され、冒頭などの数点の写真が展覧会図録に掲載されている。なお『東大寺お水取り―二月堂修二会の記録と研究―』(小学館、一九九六年(普及版))に参

籠宿所内で新入が牛玉誓紙に署名している様子の写真が掲載されている。

(2) 東大寺二月堂修二会は学侶方、堂衆方双方が合同でおこなう法会であるが、練行衆の中で上役四職(和上 大導師 咒師 堂司)のうち和上の役のみは堂衆方僧侶が勤めることができた。他の三つの役は学侶方だけの所役であり、学侶方と堂衆方の役割に明確な違いがあった。

(3) 「練行衆日記」(両堂記)第一冊は徳永誓子氏が翻刻されている。(徳永誓子「史料紹介」「二月堂練行衆日記」第一冊(東大寺図書館所蔵『宝珠院記録』、『南都佛教』第八九号、二〇〇七年、南都佛教研究会)。

(4) それぞれの牛玉誓紙の作成年月日は、学侶方が文明四年(一四七二)二月十五日、堂衆方が延徳四年(一四九二)二月一日と二十年の開きがある。「法華堂要録」に「堂方ノヲハ此方ニヲキテ出サス」とあるように堂衆方が文明四年に「出さず」に「記録」そのものを作成しなかったのか、文明四年に作成していたものが失われ、延徳四年に再び作成したものなのかは傍証する史料が見当たらず不詳である。

(5) 近世において、真言院は東大寺内の枠組みに入りつつも東大寺(惣寺)とは別に幕府から朱印状を受けるなど半独立



的な要素が多分にあった。拙稿「近世の東大寺真言院の側面―性善和尚関係史料の紹介―」（『平成21年度～平成25年度科学研究費補助金基盤研究（B）「南都における廃仏毀釈後の資料動態に関する調査研究」研究成果報告書第2冊

研究代表者吉川聡「独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所」成果報告書 東大寺図書館蔵新修東大寺文書聖教調査報告書第46函（第77函）、二〇一四年）。また、近世後期より修二会に参籠する練行衆の人数が減っていたように十二、十三口（人）では「非例」と「修中日記」に記されている。東大寺惣寺（学侶、堂衆）僧侶のみでははまかないきれず、律宗方の僧侶の協力（加僧）が必要であったとみられる。さらに明治期には寺制改革により東大寺全体の子院数を九院まで減らしており、寺内だけでなく、他寺にも協力を仰いだと考えられる。ちなみに現在、修二会練行衆は十一人であるが、この人数は行法遂業のための最低必要人数であろう。

（6）明治初期の東大寺内組織変革については拙稿「近世近代移行期の東大寺―組織の変遷を中心に―」（『論集 明治時代の東大寺―近代化がもたらした光と影― ザ・グレイトブツ

ダ・シンポジウム論集第十七号』法蔵館、二〇一九年）を参照。

（7）明治六年の「修中日記」の冒頭に次のように記されている。

一、今季練行十一口

但シ<sup>（マ）</sup>太陽曆等発行ニ付、万事新曆ノ月日ヲ以テ

修行可致ノ之処、今季ノ処万事甚不都合、依テ

旧曆二月迄延引ノ之事

続いて次のような文言も記され、三派合一による行法形態の変化も記されている。

一、二月廿一日内陣掃除之義、先般 寺門改正三流

合融ニ付ノ御輿役衆一ヨリ上座四人ト相定候事、

現在、二月二十一日におこなう二月堂内陣の掃除および小観音厨子を拭い清める「御輿洗い」は堂司と平衆が二月堂に出向き、平衆上座の四人（衆一、南衆、北二、南二）が御輿役となり、礼堂へ昇き出し拭い清め、他は内陣掃除などをおこなっている。明治以前の修二会の記録には「学侶御輿役」とあり、小観音厨子を拭い清めることは学侶方、内陣掃除は堂衆方の役割であったとみられる。

(謝辞)

「牛玉堂方記録」(堂衆方牛玉誓紙)は令和五年二月三日(三月二十二日)にかけて開催された、東大寺ミュージアム特集展示「二月堂修二会―受け継がれる誓い―」において展示公開した。展示に際し、東大寺ミュージアム学芸員久永昂央氏には多大にご協力いただいた。また「法華堂要録」の解説については、「東大寺法華堂要録研究会」(代表・横内裕人京都府立大学教授)のメンバーからさまざまにご助言を賜った。末尾ながら記して各氏に御礼申し上げます。

※「東大寺法華堂要録研究会」による「法華堂要録」の校訂成果、翻刻は『南都佛教』一〇三号(二〇二四年度中に刊行予定)に掲載される。

## 近世称名寺の典籍調査―目録の紹介を兼ねて―

三輪 眞嗣

### はじめに―称名寺典籍調査の概略

この小稿では、近世における武蔵国称名寺の典籍調査の概要と先行研究を整理した上で、今後の研究に資するため、加賀藩の調査に際して作成された目録を紹介する。近世の典籍調査では古文書が含まれるため、以下では典籍類と呼称し、借用を含めた調査活動を典籍調査と呼称する。

まずは近世称名寺における典籍調査の概要を示しておく。

金沢北条氏歴代が収集、書写した蔵書群は「金沢文庫本」として知られるが、鎌倉幕府と金沢北条氏の滅亡後、その蔵書群は称名寺が管理することになり、南北朝期の早々に建造物としての文庫は朽ちていった。このため、金沢文庫旧蔵本は称名寺に移管され、現在では「称名寺聖教」として知られる仏教書（聖教）群と金沢文庫旧蔵本が混交する契機となった。南北朝期から室町期にかけては、義堂周信、万里集九などの禅僧が称名寺を訪れ、その蔵書を閲覧し、あるいは閲覧を希望したことは知られている。また関東管領の上杉憲実も金沢文庫旧蔵本を寺外

へ移出したとされている。残された史料数が低下するため、戦国時代から一七世紀前半までの称名寺の様相は不明な点が多いが、小田原北条氏の氏康、氏政が金沢文庫旧蔵本を持ち出し、北条氏の滅亡後には豊臣秀次が京都に持ち帰り、次いで関東に入部した徳川家康が富士見亭文庫へ大量に移出した。関靖氏が「金沢文庫から纏った本を一番多く移出したのは何と言っても家康が第一である」と述べたように、この時に持ち出された大量の典籍が、紅葉山御文庫や「御譲本」として各地に所在している。もとより中世後期の称名寺では、典籍や古文書の類を厳格に管理していたわけではなかったと思われるが、何より寺外からの典籍類への関心と要請があり、その結果として流出につながったといえよう。

このように、「金沢文庫本」の歴史はある意味で流出と散逸の歴史であり、そこにはその時々々の権力者による保護と引き換えに典籍を差し出したという側面も認められる。しかし、そうした状況は一七世紀の後半に変化する。水戸藩、加賀藩という

大藩が調査のために来訪するようになったのである。

よく知られるように、徳川光圀の鎌倉来訪を機に、その調査記録『鎌倉日記』が作成され、貞享二年（一六八五）に『新編鎌倉志』が刊行されたが、これを契機に称名寺の典籍類に関心が及んだ。関氏が述べる通り、水戸藩の調査方針は、称名寺の典籍類を書写するというものであった。したがって彰考館に伝来した典籍類の一部には称名寺伝来本が含まれるものの、基本的には近世の写本である。

一方の加賀藩の場合、前田綱紀による諸家・寺社の伝来品の調査の一環として称名寺に書物調奉行や役人が来訪することになった。その嚆矢は延宝五年（一六七七）の津田光吉の来訪で、当初は称名寺僧が閲覧を断ったが、その後比較的すぐに閲覧・借用が許可された。前田育徳会尊経閣文庫（以下、尊経閣文庫）には津田の調査報告書「称名寺書物之覚」という記録が残されており<sup>3</sup>、まとまった数の典籍が貸し出されたことがわかる。延宝（貞享年間（一六七三〜八八）には加賀藩の役人が度々訪れ、典籍類や古文書を借り出していった。「称名寺聖教」にはこの時の目録が数点残されており、本稿の後半で紹介する。元禄年間（一六八八〜一七〇四）にも「謄写」のために典籍類が貸し出された。正確な時期は不明だが、加賀藩は称名寺から典籍類

を購入したため、尊経閣文庫に称名寺旧蔵品が多数伝わるようになった。

一七世紀後半に相次いで二大藩の調査が入り、続いて一八世紀前半、徳川吉宗の治世下で典籍類を幕府の上覧に供することになった。幕府への上覧に関連してやりとりされた文書が比較的多く残っており、比較的詳細な内容が明らかとなる<sup>4</sup>。

まず、享保三年（一七一八）六月に、寺社奉行の土井伊予守（利息）まで、称名寺に伝来した「儒仏書」などの典籍類と、水戸藩・加賀藩に貸し出した典籍類の目録を提出するように、称名寺本寺の西大寺の金剛院尊弘を通じて称名寺へ通達された（『江戸』一〇二号）、七月六日には称名寺へ長持を担ぐ人足を差し出すように近隣村へ命令が出された（『江戸』九六号）。正月二十五日付の「覚」（『江戸』九七号）は幕府から返却された際のものと同推測され、称名寺へ返却されたのは享保四年（一七一九）と見られる。この時に幕府へ提出した典籍類の目録が称名寺に伝わっている（三八二函五号）<sup>5</sup>。この目録から、二〇〇部以上の典籍類が提出されたこと、「一切経」「大般若経」「真言秘抄」「御流聖教」「仏書端本」などの「仏書」は称名寺へ残し置かれたことが判明するが、提出された典籍中には「仏書」も一定数含まれていた。

次いで、享保一三年（一七二八）九月に、①古来より伝来する経典および「一宗」の貴重な「書籍」「唐本」「書写之本」などについて、損壊しているものには修理を加えて、今後「断絶」することがないようにすることを末寺へは本寺から入念に触れる、②古来より伝わる貴重な経典・書籍等を所持している場合、その目録を差し出し、末寺が所持している分は本寺が検分して目録を提出せよ、との触が出された（『江戸』一〇〇号）。一月に西大寺が上記の内容を称名寺へ伝え、貴重な書籍を所持しているならば、「制作冊数」等を目録にして提出するよう通達があった（『江戸』一〇五号）。これに対し、時期は不明ながら、称名寺は一〇年以上前、すなわち享保三年時に上覧に供したものの以外には、貴重な経典や書籍はなく、また伝来した経典・書籍を修理して後世に伝えていくことは承知した、と返答した（『江戸』一〇六〜一〇八号）。

延享二年（一七四五）三月にも、「本朝の史籍、古記日葉の類」の目録を提出するよう通達があり、「領地の寺社にひめをく（秘置）」ものも同じとされた。七月に称名寺は六浦（金沢）藩の川上清太夫・内田直之進へ、称名寺と「村中」で吟味したが「日本記録」や「日記類之書籍」はないと返答した（『江戸』九八号）。この時は搜索範囲が「村中」（称名寺領のある門前村）へ

と拡大したため、六浦藩が関係したと見られる。

以上、公儀からの触は少なくとも三度あったが、実際に典籍類を提出したのは享保三年時のみであり、その後は典籍も目録も提出されなかったようである。

寛保二年（一七四二）五月には、諸国の古文書調査に従事していた青木文蔵が称名寺を来訪し、古文書類を中心とした調査をおこない、九〇点の文書と典籍を借り出していった（『江戸』九二号、四一九函二一号）。この時も事前に西大寺を通じて調査の準備をしておくように通達があった（『江戸』九〇・九一号）。青木の文書調査は「諸国文書」として結実するが、称名寺伝来の文書の一部は「武州文書」に採録された。次章で紹介するが、称名寺にはこの青木の調査に関する史料が比較的多く残されている。

これらの調査は一七世紀後半〜一八世紀中葉までの出来事で、一八世紀後半以降については史料に乏しく、どのような調査がおこなわれたのかはほとんどわからない。しかし、秦檜丸や近藤正斎、新見正路など、金沢文庫や称名寺伝来の文書への興味関心を抱く人物が多かった。典籍と並んで古文書への関心も高く、十九世紀には『新編武蔵風土記稿』や新見正路「賜蘆文庫文書」などに称名寺伝来の古文書類が収集されている。これら

は青木文蔵の調査の成果である「武州文書」と構成が異なることも指摘されている。

以上、大まかに述べてきたように、近世の中後期を通じて称名寺に伝来した典籍・文書類への関心は高く、その起点は一七世紀後半の水戸・加賀両藩の調査に求められる。この小稿では、奈良・東大寺における文書調査と同時期に進められた東国寺院での文書・典籍調査の一例として、称名寺の事例を先行研究の整理をもとにして報告するとともに、加賀藩による典籍調査の様相を物語る目録を紹介する。

### 一、近世称名寺の典籍調査に関する先行研究

本章では、称名寺の典籍の調査や流出を取り上げた先行研究を整理しつつ、その概要を確認しておきたい。ただし、個々の金沢文庫旧蔵典籍類の流出、伝領過程については、『尊経閣善本影印集成』の各巻解題に代表されるように、個々の史料に即した研究や言及した記述が膨大にあるため、それらを一々取り上げることはせず、ここでは近世称名寺における調査に関する研究に限って取り上げる。

金沢文庫および「金沢文庫本」の研究の一環として、その散逸の歴史を詳細に記述したのは初代金沢文庫長・関靖氏の『金沢文庫の研究』である。関氏は、第二代文庫長となる熊原政男氏と中心となっておこなった積年の調査をもとに、庫外に流出、あるいは庫内で発見された「金沢文庫本」をまとめ、中世から近代初期までの流出の様相を辿っていった本書は、「金沢文庫本」のもっとも基礎的な研究といえる。

関氏の研究では中近世の「金沢文庫本」の流出の過程は、「第一 元弘の提出」「第二 禅僧の来訪」「第三 文明の散佚」「第四 憲実の移出」「第五 永禄の散佚」「第六 秀次の移出」「第七 家康の移出」「第八 貞享の書写」「第九 元禄の散佚」「第一〇 享保の移出」「第一一 昆陽の調査」「第一二 天保の散佚」「第一三 嘉永の散佚」「第一四 明治の散佚」としてまとめられている。上記のうち、第八・九が水戸、加賀両藩による調査と移出、第一〇が幕府への提出、第一一が青木文蔵の調査である。第一二～一四では称名寺からの流出について記述されている。

第八・九では水戸藩の調査は書写にとどまり、結果水戸藩に伝わったものが写本であること、これに対して加賀藩が買得するものが多く、「金沢文庫本」そのものが伝わったことなどが

指摘される。なかには加賀藩が取得した後、幕府に献上された『法曹類林』なども存在した。第一〇では西大寺所蔵の「享保公用録」に収録された書籍目録から上覧に供された書名を列挙し、西大寺、寺社奉行を含む関係者の動向を整理し、また明確な時期は不明ながら享保年間における宝物類の上覧についても触れられている。第一一では、称名寺の近世文書から青木の調査の前後に取り交わされた内容が紹介される。このように関氏によって近世における典籍文書調査の流れと概要が示され、以降の研究の基礎となった。

県立金沢文庫草創期の調査研究を主導した相田二郎氏は青木による関東、東海道諸国の調査の様相をまとめており、そのなかで寛保二年（一七四二）の第四回目の古文書探訪の一環として称名寺での調査について触れている<sup>8</sup>。

以上の金沢文庫草創期の研究以降、称名寺の典籍文書調査自体についての研究はやや低調であったが、「称名寺聖教・金沢文庫文書」の調査・研究は着実に進められた。「金沢文庫文書」の研究水準を大きく引き上げたのは前田元重、福島金治氏である。福島氏は『金沢北条氏と称名寺』において、「金沢文庫文書」の流出分についてまとめ、近世における称名寺伝来文書のあり方を考察した<sup>9</sup>。

西岡芳文氏は、尊敬閣文庫に所蔵される、近世に称名寺から流出した史料を収録した写本を紹介し、これらを新見正路の収集した史料群と指摘した<sup>10</sup>。新見が具体的にどのような調査をおこなったのかは現段階では不明だが、称名寺側の史料の少なくなる一八世紀後半以降も金沢文庫や称名寺への関心が以前高かったことが察せられる。

加賀藩の調査については、尊経閣文庫伝来の金沢文庫旧蔵本の研究という観点からも進められた。その起点となった前田綱紀の調査、典籍蒐集事業については、早くに近藤磐雄氏や若林喜三郎氏による伝記研究のなかで概要が示されている<sup>11</sup>。飯田瑞穂氏は関氏の調査を補充、訂正し、同文庫所蔵の金沢文庫旧蔵本の全体像を示した<sup>12</sup>。加賀藩の調査を担った津田光吉については、菊池紳一氏が「相州鎌倉書籍等搜索書」から検討を加えた<sup>13</sup>。盛本昌広氏は、『温古集録』所載の山本孫八郎の龍華寺の棟札に関する報告書を手がかりとして、延宝・貞享年間の加賀藩書物奉行と書物役による調査の様相を検討し、書物役であった山本の称名寺、龍華寺における活動を明らかにした<sup>14</sup>。

これらの研究を前提として筆者が企画・担当した企画展「江戸時代の称名寺」は、膨大な中世史料を現在まで伝えた称名寺の歴史を考える際に近世の研究は不可欠であるという前提に立

ち、不明な部分の多かった近世の称名寺の歴史を諸史料から追うことを目的とした展覧会であった<sup>15</sup>。同展では一章を割いて水戸藩と加賀藩による調査、幕府による調査に関する近世文書と関連する聖教・典籍を取り上げた。本展で示した大まかな事実は上述の先行研究を大きく更新するものではないが、一八世紀中葉までに実施された称名寺典籍調査に際して、幕府や水戸・加賀両藩と、真言律宗の総本山として称名寺を統括した西大寺、称名寺などを行きかかった書状類を整理し、享保七年に幕府に提出した際の目録を同定するなど、個々の史料についての新知見を紹介した。

同展の準備過程では、寛政ごろと推測されていた「古書物改目録」(『江戸』八九号)の表紙部分(三三九函五九号)を見出し、これまで年代が不明であった目録の年代を寛政九年(一七九七)に確定するとともに、寛政年間(一七八九〜一八〇一)にも典籍調査がおこなわれていたことが明らかとなった。この時期の典籍調査は関氏をはじめとする諸研究では触れられておらず、おそらくは松平定信あたりが関わってくると想定されるが、今後の検討課題である。

同展以後、称名寺における典籍調査の研究がやや活発となった。まず山地純氏が『大岡越前守忠相日記』から青木文蔵の調

査に関する記事を整理し、調査前後の青木、大岡らの動向を検討した<sup>16</sup>。

次いで佐藤博信氏は青木による第四回目の調査、すなわち称名寺にはじまり鎌倉諸寺社、小田原、伊豆、遠州、三州に至る史料調査・書写事業の様相を詳細に明らかにした<sup>17</sup>。氏の研究により明らかになった点が多いが、調査対象は文書から典籍まで幅広いが青木の関心の中心は古文書にあったこと、「諸州古文書」に採録された文書は、調査対象となり借用したもののごく一部であること、調査、借用、返却までが一〇カ月以内に完了した前提として、称名寺などの寺社が主体的に準備をしていたことや青木、大岡、吉宗らの人文知の共有があったこと、原本の借用と書写という原則が後の「武州文書」「相州文書」といった事業に引き継がれる画期となったことなど、青木による史料調査の意義を提示した。

加えて、文書だけではなく重要文化財「宋版一切経」についても研究が進み、櫻井唯氏が中世から近代までの「宋版一切経」の変遷をたどるなかで、青木の調査に際して作成された『雑経并古書目録』をもとに、調査の様相や当時の一切経の収蔵状況が明らかにされた<sup>18</sup>。

さらに、近世後期の文人で考証学者として近年業績が明らか



にされた橋本経亮は、称名寺に伝来した「五節田哥」などの歌謡資料を影写し、彼の蒐集資料「香果遺珍」に組み込んだことから、称名寺の典籍類の情報に接していたと見られ、その情報源が青木の調査である可能性が指摘された<sup>19)</sup>。

以上、近世における称名寺の典籍調査に関する先行研究の概略を述べてきた。称名寺伝来の典籍類の調査と流出については、熊原氏の研究をもとに、個々の調査や関連史料の分析など知見が積み重ねられてきた。ごく最近の研究動向としては、比較的関連史料が多く伝来し、また新出史料の紹介がなされた青木の古文書採訪に関する知見が集まっている。一方で水戸藩や加賀藩による調査については、やや低調である。これは称名寺伝来史料の残存状況にも左右されるため、今後は両藩側の史料の精査を踏まえた研究が期待される。

総じていえば、一七世紀後半の水戸、加賀両藩の調査を契機として、称名寺にあった典籍類への興味・関心が高まり、考証も深まっていった。称名寺伝来の「金沢文庫本」をはじめとする典籍類の価値と注目が高まった結果、加賀藩による買得があったように、調査が間接的に近世における典籍類の流出のきっかけとなった側面は否めない。しかし調査の過程で目録が作成され、それが「称名寺聖教」として伝来したことにより、不明

な部分の多い、近世称名寺における典籍のあり様を復元する素材となっている。

かかる目録については『金沢文庫古書目録』で大方の積文が提示され、また『江戸時代の称名寺』で「称名寺聖教」中の近世の典籍目録を整理した<sup>20)</sup>。しかし、これらの目録を取り上げ、内容を分析した研究はほとんど未着手の状況である<sup>21)</sup>。そこで次章では、加賀藩の調査に際して作成された四点の目録を紹介し、今後の近世称名寺史や武家による典籍調査研究の一助としたい。

## 二、加賀藩の典籍調査時の目録について

本章で紹介する目録は近世の典籍調査時に作成されたと見られるもので、現在は国宝「称名寺聖教」に含まれており、四〇三函一〜九号の番号が付与されている。四〇三函一〜四号にイからニまでの文字が振られていることから、現在の文化財指定の名称では『書籍目録』イ〜リと仮題が付けられている。すべて卷子装で、明確な時期はわからないが、県立金沢文庫の収蔵中に修理が施されており、新表紙が付され、各紙が継がれ直されている。

まずは『称名寺聖教指定目録』から書誌情報を簡単に記して

おく。

【書誌情報】

1 書籍目録イ(内題) 四〇三函一号

江戸時代 卷子装 八紙 一五・〇×二二六・四 楮紙

(内題)「書籍目録イ(「イ」を〇で囲む)」(末尾)「已上  
百三十九有/イ(「イ」を〇で囲む)」

江戸時代 卷子装 一四・九×三〇九・二 楮紙  
(内題)「目録皆一卷物也(百三十二卷アリ)」

6 書籍目録ホ 延宝図書覚(仮題) 四〇三函六号

江戸時代 卷子装 八紙 一七・三×二四六・五 楮紙

6、9の識語等は後に掲げる【翻刻】を参照。

2 書籍目録ロ(仮題) 四〇三函二号

江戸時代 卷子装 四紙 一四・八×一五四・七 楮紙

(文首)「ロ(〇で囲む)」(文尾)「以上五十四品有」

7 書籍目録ト 丙寅図書覚(仮題) 四〇三函七号

江戸時代 卷子装 一紙 一七・〇×五〇・七 楮紙

(内題)「覚」

3 書籍目録ハ(仮題) 四〇三函三号

江戸時代 卷子装 三紙 一五・〇×一一二・二 楮紙

(文首)「ハ(〇で囲む)」(文尾)「以上三拾四品有」

8 書籍目録チ(仮題) 四〇三函八号

江戸時代 卷子装 五紙 一七・〇×二〇六・九 楮紙

(内題)「覚」

4 書物目録覚(内題) 四〇三函四号

江戸時代 卷子装 九紙 一五・〇×二九四・八 楮紙

(内題)「ニ 書籍目録覚(「ニ」は〇で囲む)」

9 書籍目録リ(仮題) 四〇三函九号

江戸時代 貞享三年(一六八六) 卷子装 一紙 一七・三

×四二・九 楮紙

(内題)「覚」

5 目録(内題) 四〇三函五号

このうち、現段階で加賀藩の調査における目録といえるのは6～9である<sup>22</sup>。6は延宝六年（一六七八）の津田光吉の調査時の目録で、津田が作成した「称名寺書物之覚」との対応関係が指摘されている<sup>23</sup>。7・9に見える山本孫八郎、瀧伊左衛門は加賀藩の役人であり（左記翻刻参照）、丙寅の年、すなわち貞享三年（一六八六）前後に加賀藩に貸し出された典籍類の目録と判明する。『金沢文庫古書目録』でもこの三点を「丙」としてまとめ、「貞享目録」としている。現段階では以上の四点が、加賀藩が借用した典籍類の目録と判断できる史料である。

これら以外の目録について、1～4の四点には冒頭にイ～ニまでの文字が振られており、作成当初か、その後のどこかの段階で一連のものと見なされていたと考えられる。記載方法も延宝目録、貞享目録に近く、加賀藩の調査に関する目録の可能性があるが、今後の検討にまわしたい。5は經典の書名のみ記されておられ、他の目録と記載方法が若干異なっている。ただし1～4と縦法量が近く、一具の可能性も残すが、5も本稿の検討対象から外した。

よって、本稿では6～9の四点の目録を紹介する。以下では便宜上、6を延宝目録、7～9を貞享目録①～③と呼称する。目録に採録された書名はすでに『金沢文庫古書目録』で明らか

になっているが、貞享目録①③は次に翻刻を掲げ、また、延宝目録および貞享目録②については現存している典籍の「称名寺聖教」函番号と対照したものを後掲【表1・2】に改めてまとめた。

次に、各目録の翻刻から原本のおおよその情報を示しておく<sup>24</sup>。延宝目録・貞享目録②は長文となるため適宜書名を省略し、行論の都合上、貞享目録①の書名の上にはア～スの記号を振った。

【翻刻】

●延宝目録

（前欠）

- 一、近來筆削 六冊
  - 一、潤背 一卷
  - 一、天照太神御天降記 一冊
  - （中略）
  - 一、無題号 一冊
  - 一、同 一冊
- 合十五品

返進借書之覚

- 一、文選 二十三卷

一、春秋曆見聞抄	一冊	
一、言泉集	一冊	
一、\本朝月令要文	一冊	
〈延宝九七月十日遣〉		
一、尽抄	一冊	
(中略)		
□\新猿樂記	一卷	
〈□□七八月二〉		
□小学	七枚	
(中略)		
一、関東祈禱寺之御下知案	一卷	
合五十一品		
津田太郎兵衛(花押)		
以上		
ア 一、○音律合曲抄	一卷	
イ 一、○舞樂要録	二卷	
ウ 一、○崑竹論	一卷	

●貞享目録①

覚

エ 一、\三笛甲乙反音圖	一卷	
オ 一、\禮記樂勘文	一卷	
カ 一、\音義抄	一卷	
キ 一、○三五要録樂目録	一卷	
ク 一、\聲明秘要抄	一卷	
ケ 一、○音樂根源抄	一卷	
コ 一、\調子圖	一卷	
サ 一、○音律肝心集	一卷	
シ 一、○兩京新記(但奥ニ金沢文庫ト黒印有)	一卷	
ス 一、\從真時至貞将四代之畫像	四幅	
通計十三品		
右之通請取、江戸(江)遣申候、帰次第此		
目録与取替可申候、以上、		
閏三月十九日		
山本孫「」		
瀧伊左「」		
稱名寺		
御僧中		

●貞享目録②

覚

一、止觀私見聞（但第一末不足）	五冊
一、仏經集	一冊
一、仏身開合	一冊
（中略）	
一、止觀輔行序	一冊
一、止觀第四雜見聞	一冊
一、十二品（但不足物）	一包
通計百一部	

●貞享目録③

覺	
一、養性抄	一卷
一、大安寺縁起	一卷
一、對馬嶋	一卷
右、借用申出之間、此者（二）	
御渡可被下候、以上、	
（丙寅）	

六月廿一日 山本孫八郎（黒円印／花押）

瀧伊左衛門（黒円印／花押）

稱名寺衆中

四点の目録の内容を簡単に見ておく。延宝目録に記された書名は典籍と文書三通（【表1】No.30、40、68）である。「返進借書之覚」で始まる後半部分は『文選』から「関東祈禱寺之御下知案」まで五一点が称名寺へ返却されたことを示している。途中の『和漢朗詠集』の次は「同」とあり、これを一点と数えれば合計五一点となり、末尾の記載と符合する（【表1】参照）。『本朝月令要文』の左側には細字で「延宝九七月十日遣」とあり、『新猿楽記』の左側には同様に「□□七八月二」とあり、この二点のみ合点が付されている<sup>35</sup>。後半が称名寺に返却した典籍類を列記した部分とすれば、前半は欠損により不明ながら借り出した、あるいは借用を求めた典籍類の目録と見なされる。

貞享目録①は楽書を中心に漢籍、金沢（北条）実時から貞将までの四代を描いた四将像が記される。それぞれ丸印か合点が付されている。丸印が付された典籍のうち、アウウ、シは尊経閣文庫に原本が現存しており、サは「音」と「韻」のちがいはあるが「韻律肝心集」の転写本がある<sup>36</sup>。また、ケは元禄年間ごろに加賀藩が「膳写」した典籍に含まれており（「書物返納覚」、『江戸』一〇四号）、享保三年（一七一八）に幕府に提出した典籍の目録にも見える。キは関氏が尊経閣文庫所蔵としたが、

飯田氏は該当書がないとし、称名寺にも現存しない<sup>27</sup>。キの問題は残るが、丸印の付いたものは後に加賀藩が買い取るか、書写していたことになる。加賀藩はこれらの典籍をひときわ重要な典籍と見なしたのだろうか。

一方合点が付されたものについて、エは「称名寺聖教」に表紙のみ存し（二七六函一一九号）、スは称名寺に伝来している。また、称名寺に現存しなくとも、エ・カ・コは享保三年に幕府に提出した際の目録に書名が確認でき、オは「禮記樂記勘文」として同目録に見える。クは関氏によれば『声明略要』といい、貞享二年の転写本が彰考館に存する。享保三年目録に見える「声明秘要」が該当するかもしれない。合点の付された典籍類は加賀藩の購入対象ではなかったと考えられる。

書名の頭に付された合点か丸印のちがいがどのような基準に基づくのかを確言することは難しいが、丸印の付された典籍は後に加賀藩が購入したものが多くは注目されよう。

貞享目録②は書名、点数、装丁以外の情報がほとんど得られない。【表2】として全ての書名を掲出したが、仏教書が中心であることは明らかで、掲示された書名の点数と末尾の記載は合致する。

貞享目録③は三冊のみを借り出した際のもので、『養性抄』は

不明、『大安寺縁起』は仏教書、『対馬嶋』は神祇書といえる。④に記された三点のうち、「称名寺聖教」中で対応すると判断できるのは『対馬嶋』（四〇二函六号、卷子装）のみである。おそらくは一度大量に借り出した後、何らかの理由があつて追加で借り出そうとしたものだろう。

このように基本的には掲出された典籍の性格が目録ごとに分けられることから、加賀藩は調査に際しては書物がある程度分類した上で、借用していたと思われる。

これらの目録のうち、貞享目録①③は全文を先に示したが、比較的多くの書名を載せる延宝目録と貞享目録②について、目録中に記載された書名を掲げ、それらと合致すると判断された現存の典籍類を対照させたのが【表1・2】である。

【表1】では、延宝目録に載せられた書名、点数とともに、当時の装丁を推測させる表記を「装丁」欄に示した。また、「所在」欄では尊経閣文庫に所在するものは「尊」、称名寺に伝わり、現在金沢文庫で保管・管理しているものは「称」、金沢文庫所蔵のものは「金」と表示した。関氏の作成した「金沢文庫本一覽」により、その他の所蔵が判明している場合も表記した<sup>28</sup>。すでに多くの先行研究で指摘されていることだが<sup>29</sup>、このように見てみると、延宝目録に載せられた典籍類の多くを加賀藩が購

入するか、転写していたことが判明する。

【表2】も同じく貞享目録②に載せられた書名、点数、装丁を示し、対応するものが明らかかな場合は「称名寺聖教」の書名、題の種類、番号、装丁を表示した。「称名寺聖教」との対応が明らかなもの以外で、他所の所蔵と判断できるものが検出できなかったため、【表2】では「所在」はあえて示さなかった。【表2】の典籍は加賀藩が調査の対象となったが、購入されることはなかったと思われ、現在「称名寺聖教」中に確認できないものはその後の過程で散佚したと推測される<sup>30</sup>。

【表2】では、書名が合致するもので、貞享目録②に記載された冊数と、「称名寺聖教」として現存する冊数とが合わない場合、「称名寺聖教」の書名の後と点数の前に「※」を付した。たとえばNo.33『古題加愚抄』やNo.34『随任意抄』などは現存する冊数が多く、どれが加賀藩の調査対象になったのかは絞りきれない。この場合、加賀藩の調査時には現存するものの一部しか調査対象としなかった、あるいは他の聖教と混じり認知されていなかったといった理由が考えられる。また、貞享目録②と現存の聖教とで、書名は同一と判断できるが、巻数が異なる場合、書名欄に「☆」と示した。たとえばNo.39『法事讃卷下見聞集』は「称名寺聖教」には『法事讃卷上見聞集』があり、本来

一揃いで存在していたと推測されるが、「巻下」はかつて称名寺にあったが、貞享の調査以降に散佚したと思しい。調査の時点で上下がまとまっていなかったため、「巻上」が調査対象から外れた可能性もある。

【表2】を通覧すると、半数程度は現存の聖教の書名と合致したが、記載された書名からは特定に至らなかったものも多くある。書名が似ているが一致しないなど、関連すると見られる聖教が多数あり、特定できなかった場合、書名欄に「★」と示した。現存の「称名寺聖教」と対照させる手がかりがなかったものは空欄とした。こうした事例は半数程度あり、貞享目録②の情報のみでは現存聖教と対照させるのに限界があることも事実である。

【表1・2】を一見すると、両目録では基本的に外題を記していることがわかる。ただし、外題下に記される論題や標目、撰者名などは基本的に省略されている。書名の上部に「書出」とあるものは、調査時に表紙が欠失していたなどの理由で首題を採用したと思われる。【表2】No.93などは首題ではなく、文首か、現存部分の冒頭から採ったと見られる。このように目録に採られた書名は、多くは外題であり、内題（首題）がそれに次ぐ。表紙の欠損等により書名が不明なものは「無題」「書出」

などと表記しており、内容から判断して書名を記録することはなかったと思われる。延宝目録や貞享目録の書名の記載から、調査時には表紙がなかったことが推測できる。

目録では典籍の形態を「巻」「冊」「枚」などのように記録しており、この表記からも当時の状態が推測できる。現在の調査や目録作成などの場面でも使用されるように、「巻」は卷子本、「冊」は冊子本、枚は一枚ものと見てよい。なお、現代では粘葉装、綴葉装、袋綴装として区別しているものを、この目録ではすべて「冊」と表記している。現代の装丁と近世のそれとが同じであるという前提に立てば、これらの目録は同時期の聖教の状態を示す史料としても貴重である。

総じてこれらの目録の表記は簡略ではあるが、当時の典籍類の状態を推測する手がかりがいくつか得られる点で貴重な史料といえる。「称名寺聖教」として現存するものとの照合を深めていくことで、さらなる知見を得られることが可能と思われるが、ひとまず四点の目録の紹介を終えたい。

## おわりに

本稿では、たいへん雑駁かつ不十分ながら、近世における称名寺の典籍調査の概要と先行研究をまとめ、加賀藩による典籍調査時に作成された四点の目録を紹介した。先にも述べたように、本稿で紹介した目録は近世における称名寺蔵書のあり方を考える素材ともなる。とくに【表2】のような仏教書の目録はこれまでほとんど検討の対象となつてこなかったため、こうした目録を視野に入れることで、仏教書を含めた調査のあり様はまだ検討が及び、ひいては近世称名寺における蔵書のあり方が解明されることを期待したい。

また、本稿では加賀藩による調査に偏っている。同時期に調査をおこなっていた水戸藩の事例や、提出した典籍類の目録や関連する文書の残る幕府の上覧についても検討が及ばなかったため、今後の課題とする。



## 註

- 1 以下、関靖『金沢文庫の研究』（芸林舎、一九七六年、初版一九五一年）、神奈川県立金沢文庫編『名勝・古刹・霊宝』（神奈川県立金沢文庫、一九九六年）、同編『よみがえる鎌倉の学問』（同、二〇〇六年）、同編『江戸時代の称名寺』（同、二〇一二年）などの先行研究による。
- 2 関氏前掲註1著書三九三頁。
- 3 関氏前掲註1著書で紹介されている。
- 4 以下、本稿では『金沢文庫古文書 第十三・十四輯 江戸期篇上・下』を典拠とする場合、『江戸』―号と略記する。また、『金沢文庫文書』は整理番号と『金沢文庫古文書』番号とS―号、K―号と、「称名寺聖教」は―函―号と略記する。
- 5 関氏が典拠とした西大寺の「公用録」とは若干の相違があるものの、ほぼ同内容の目録である。
- 6 福島金治「金沢文庫文書の編成とその特質」（『金沢北条氏と称名寺』吉川弘文館、一九九七年）。
- 7 金沢文庫旧蔵本の調査成果は、昭和一〇・一一年に刊行された関靖編『金沢文庫本図録 上・下』（幽學社、一九三五・三六年、後に関靖・熊原政男『金沢文庫本之研究』（青堂堂、一九八一年）に再録）や、関靖編『金沢文庫古書目録』（巖松堂、一九三九年）所収「金沢文庫旧蔵書目録」にまとめられている。
- 8 相田二郎「青木昆陽の古文書採訪」（『相田二郎著作集3 古文書と郷土史研究』名著出版、一九七八年、初出一九二八年）。
- 9 福島氏前掲註6論文。
- 10 「尊経閣文庫所蔵『古書雜記』について」（『金沢文庫研究』二九九、一九九七年）、「尊経閣文庫所蔵『古文状』について（上・下）」（『金沢文庫研究』三〇五・三〇六、二〇〇〇・〇一年）。
- 11 近藤磐雄『加賀松雲公 中』（羽野知頭、一九〇九年）、若林喜三郎『前田綱紀』（吉川弘文館、一九六一年）。その他、石川県立美術館編『前田綱紀展』（石川県立美術館、一九八八年）で金沢文庫旧蔵本の図版が紹介されている。
- 12 「尊経閣文庫架蔵の金沢文庫本」（『飯田瑞穂著作集4 古代史籍の研究 下』吉川弘文館、二〇〇一年、初出一九八七年）。
- 13 「相州鎌倉書籍等搜索書」について」（『ぐんしょ』五四、二〇〇一年）。
- 14 『温古集録』収録の龍華寺棟札写」（『金沢文庫研究』三三五、二〇一五年）。
- 15 神奈川県立金沢文庫前掲註1・二〇一二年図録。

- 16 『大岡越前守忠相日記』から知る将軍上覧の称名寺聖教経緯」(『金沢文庫研究』三五〇、二〇二三年)。
- 17 「青木昆陽の金沢称名寺・鎌倉史料調査」(『千葉大学人文研究』五二、二〇二三年)。
- 18 「称名寺一切経の継承と変容」(神奈川県立金沢文庫編『称名寺大蔵経 重要文化財未版一切経目録』、神奈川県立金沢文庫、二〇二三年)。
- 19 慶應義塾図書館編『蒐められた古』(慶應義塾図書館、二〇二一年)。
- 20 この他、納富常天「聖教目録〈什蔵〉」(『金沢文庫資料の研究 稀観資料篇』(法蔵館、一九九五年、初出一九九一年)も参照。
- 21 加賀藩の典籍借用、購入の時期を考える際に、延宝目録【表1】が参照されることが多い一方で、貞享目録②【表2】のように仏教書(聖教)の目録はほとんど検討が及んでいない。
- 22 9などは厳密には目録ではないが、便宜上本稿では目録として扱う。
- 23 石上英一「尊経閣文庫所蔵『古語拾遺』の書誌」(前田育徳会尊経閣文庫編『尊経閣善本影印集成31 古語拾遺』八木書店、二〇〇四年)。
- 24 以下、基本的に翻刻の掲示に際しては適宜返り点・読点を振った。また、引用史料中の記号について、〈〉〰細字、□・「」〰欠損、〰合点、○〰書名の頭に付された丸印、( )〰筆者の注記を示している。
- 25 石上氏は「延宝九七月十日遣」は『文選』から『本朝月令要文』までの四点、「七八月二」は『尽抄』から『新猿楽記』までの二点を指すとするが、この注記は、前者は『本朝月令要文』、後者は『新猿楽記』に寄せて書かれており、合点がこの二点にしか付されていないこともあわせて考えれば、この二点に対する個別の注記と考えられる(石上氏前掲註23解題。同解題が典拠とした関氏の翻刻では、注記の位置が原本とはかなり異なっている)。「遣」との表現から見て、この二点を先に称名寺に返却し、その後、延宝九年八月以降に一括して四九点を返却した、とも考えられる。合点はその時に『本朝月令要文』と『新猿楽記』がすでに戻っていたことを確認したのではないだろうか。
- 26 飯田氏前掲註12論文。享保三年の目録にも見え、また「称名寺聖教」に包紙のみ残っている(二七六函一一四号)。
- 27 享保三年の目録にも見える。「三五要録目録」の存在は混乱

をきたしていたようで、明和九年（一七七二）には水戸藩からの「三五要録楽書」の問い合わせに対し、そうした書物はないが、「三五要録楽目録」ならあると返答している（「称名寺役者書状」、『江戸』九九号）。

28 本稿では加賀藩の調査を検討したため、現在の所蔵をすべて示すことを目的としていないため、関氏の調査以降の所在調査はおこなっていない。そのため「所在」欄が空欄であっても他機関の所蔵が明らかなる場合がある。また関氏の調査以降、所在が移動している場合もあるため、金沢文庫旧蔵本の追跡調査は必須である。

29 飯田氏前掲註12論文、石上氏前掲註23解題など。

30 時期としては近世末期の大量流出が想定できる（関氏前掲註1著書）。

【表1】延宝目録（「称名寺聖教」403函6号）掲載書名と現存書名の対照

No.	目録内の書名	点数	装丁	所在	書名	番号	点数	分類	関	寛	備考
1	近來筆削	6	冊							638	関356で所在不明とする。
2	潤背	1	巻	尊	潤背 上巻	雑書六	存1冊	国397	国65	642	
3	天照大神御天降記	1	冊	尊	天照大神御天降私記	神書一〇	1冊	国276	国4	632	
4	文鳳抄	6	冊	尊	文鳳抄巻二・三・五～十	雑書五	存8冊	国397	国100	640	
5	朗詠譜	全1	巻							639	関357の「和漢朗詠譜」カ。
6	古語拾遺	全3	巻	尊	古語拾遺（亮順・無二・熙允本）	神書一一	各1冊	国451	国13～15	632	
7	法曹類林	1	巻	尊	法曹類林巻第九十七（首欠）	政書四下	存1巻	国647	国64	634	
8	関東往還記	1	巻	尊	関東往還記（首尾欠）	地理六	1巻	国631	国36	636	
9	走湯山縁起	全7	巻	尊	走湯山縁起	釈家四三	7巻	国281		645	
10	同秘訣			尊	走湯山秘訣	釈家四三		国281		645	
11	同諸堂目安			尊	走湯山上下諸堂目安	釈家四三		国281		645	
12	建治三年記	全1	巻	尊	建治三年記	記録一	1巻	国529	国35	636	
13	神祇官勘文	全1	巻	尊	神祇官勘文	神書一七	1巻	国275	国8	633	称名寺本（421函9号）あり。
14	〈無題ノ内〉十月〈卜〉書出	1	巻	尊	西宮記 恒例・冬	政書一	存1巻	国662	国68	636	石上氏註23解題参照。
15	〈同〉聖廟卜書出	1	巻							638	
16	〈同〉無題号	1	冊							633他	
17	同	1	冊							633他	
以下、「返進仕候書之覚」											
18	文選	23	巻	称他カ	文選集注カ			図71	漢85	641	文選は近世以前に移出。
19	春秋曆見聞抄	1	冊							633	
20	言泉集	1	冊	称他					国101	639	
21	本朝月令要文	1	冊	尊	本朝月令要文	芸術五	1巻	国703	国67	642	目録には合点および注記「延宝九七月十日遣」あり。
22	畫抄	1	冊							635	
23	諸鞍日記	1	冊	彰転					国73	643	
24	論語抄出	10	帖							634	
25	孟子第三	1	帖							634	
26	尚書酒制	1	帖	金	尚書酒制抄	K12/12-J	1帖		漢89	634	
27	三不湯抄	1	冊							640カ	「称名寺書物之覚」にある「王一（虫損）不湯抄」の書き誤りカ。
28	假名日本紀	1	冊	彰転					国23		
29	泰澄和尚傳	1	冊	称	泰澄和尚傳（白山縁起）	99函14号	1帖			644	称名寺本は粘葉装。
30	左衛門尉大江頼元言上	1	枚	称	大江頼元安堵申状案カ	S73/K5349	1通			643	
31	養生月覽	1	巻							646	
32	五音圖	1	枚	称カ	五音之圖	401函32号	1枚			645	275函11号『五音圖』あるも折紙綴葉装のため、401函32号『五音之圖』（断簡1枚）が該当するカ。
33	千字文	6	枚							640	
34	蕭子篆隸文體	1	枚							645	
35	神祇官勘文	1	巻								No.13と同一カ。
36	延喜式序	2	枚							638	関356で所在不明とする。
37	伊勢寶基記	1	巻	尊？					国3	633カ	飯田2001では所蔵せずとする。
38	春秋曆	1	巻	称	春秋曆 序（内題）	303函11号	1巻		国12	632	
39	南京新記	1	巻	尊	南京新記巻三（首欠）	漢地理一	存1巻	漢203	漢28	642	
40	宗盛公請文	1	枚							643	
41	考經正宗分間書	1	枚	称	孝經正宗分間書	400函14号	1冊			636	
42	新猿楽記	1	巻	尊	新猿楽記（首欠）	教訓二	1巻	国351	国106	643	目録には合点および注記「延宝七八月二」あり。
43	小学	7	枚							635	
44	仲文章要文	1	冊	称	仲文章要文	400函9号	1冊			638	
45	傳記勘文	1	冊							643	
46	後醍醐院百ヶ日御願文	1	冊	金	後醍醐院百ヶ日御願文	武本家旧蔵 文書星7号 /K6145	1通			640	もと袋綴装カ。現在は切断された表紙と本紙4紙を巻子装に改装。
47	明儒願文	1	冊	称					国105	639	
48	本朝文粹	1	冊	称カ	本朝文粹巻第一	400函26号	1帖		国95	640	
49	和漢朗詠集	1	冊							639	
50	同	1	枚							639	
51	聖廟御事	2	枚							638	
52	聖廟并時平大臣御事	1	巻							638	真享目録②【表2】No.84と対応。
53	貞観政要	8	冊	成他	貞観政要				漢25	634	ただし巻第2・10の2軸。
54	古語拾遺抄	1	巻							632	
55	勸修寺系圖	1	枚							645	
56	皇胤系	1	巻	称	皇胤図	402函1号			国57	645	
57	臣軌	1	巻							635	関356で所在不明とする。
58	貞敏傳琵琶三曲事	1	枚							642	
59	最勝苑寺殿供養御前出御供奉人事	1	枚	金		186/50K				642	
60	南史列傳	1	括	称他					漢23カ	646	
61	南華真經	1	括	静他					漢69	646	
62	唐柳先生文集	1	括	蓬					漢74	646	
63	元氏長慶集	1	括	称他					漢75	646	
64	資治通鑑	1	括							646	
65	無題號	26	結	尊カ	無題号雑書	雑書一〇	1冊	398		633？	
66	千葉系圖	1	枚							645	

67	泰澄和尚傳記	1	卷						644	称名寺本は粘葉装 (No29が該当カ)
68	関東祈祷寺之御下知案	1	卷	称	鎌倉將軍家祈祷寺文書案	S11/K5243	1通		643	本文書は統紙 (2紙)

註：「目録内の書名」および「点数」「装丁」欄の表記は延宝目録、貞享目録②の表記にしたがった。〈 〉は細字を示している。「所在」欄の尊=尊経閣文庫、称=称名寺（神奈川県立金沢文庫管理・保管）、金=神奈川県立金沢文庫所蔵、彰転=彰考館所蔵転写本、成=成實堂文庫、静=静嘉堂文庫、蓬=蓬左文庫を示し、複数ある場合は他と示した。目録に掲載された書名のみで特定できないものや典籍自体が不明のものは空欄とした。「番号」欄の表記は、尊経閣文庫所蔵の典籍は飯田氏前掲註12論文の表記にしたがい、金沢文庫所蔵、保管、管理のものは註4の表記にしたがった。「点数」欄の表記は、尊経閣文庫所蔵の典籍は飯田氏註12論文の表記にしたがった。「分類」欄では『尊経閣文庫国書分類目録』『尊経閣文庫漢籍分類目録』の当該頁数を、「関」欄では関氏註1著書の「金沢文庫本一覧」（359～374頁）の分類と番号を、「覚」欄では津田光吉の調査報告書である「称名寺書物之覚」の該当箇所について関氏著書に掲載された翻刻の頁数を示した。「備考」欄の関一は関氏前掲註1著書の頁数を示している。

【表2】貞享目録②（「称名寺聖教」403函8号）掲載書名と「称名寺聖教」書名の対照

No.	目録内の書名	点数	装丁	書名	番号	点数	装丁	備考
1	止観私見聞集（但第一未不足）	5	冊					
2	仏經集	1	冊					
3	仏身開合	1	冊					
4	諸尊（同秘決）	1	冊					
5	随意観法集	1	冊					
6	後七日	2	冊					
7	疏七（下）鈔十七（上／前斗）第七第八地	1	冊					
8	𑖀𑖀𑖀（阿弥陀）（西院）（但未不足）	1	冊					
9	属累品（第廿二）	1	冊	属累品第廿二カ	336函34号10			源忠本『法華經釋』のうち。
10	事相箱へ可入五品（但以前付礼有）	1	結					
11	定善義聞書	1	冊	定善義聞書（外題）※	98函8号1・3	2	粘葉装	
12	〈書出〉為施主講理趣般若經文	1	冊	為施主講理趣般若經文（首題）	117函21号1	1	粘葉装	表紙には「理趣經開題」とあり。調査時には表紙が分離していたか。
13	俱舍明眼抄	1	冊	俱舍明眼抄〈中〉	96函6号	1	粘葉装	
14	金剛仙論	2	冊	金剛仙論（外題）	36函2号3・4	2	袋綴装	36函2号1・2・5は『金剛仙論』巻第5・6・9だが、表紙なし。原表紙の残る巻第7・8（36函2号3・4）が相当するカ。
15	往生要集釋	1	冊	往生要集釋（外題）	90函7号	1	粘葉装	
16	能作生口傳	1	冊	能作生口傳〈并避蛇法〉（外題）※	9函2号	※2	袋綴装	288函44号『能作生口傳（私）』（折本装）あり。
17	指要鈔上私見聞上	1	冊	★				関連すると思しき聖教多数あるも書名から特定できず。
18	𑖀（阿）字観秘書	1	冊	a字観秘書（外題）	9函5号	1	袋綴装	
19	𑖀𑖀（護摩）要抄	1	冊	護摩肝要抄（外題）カ※	86函2号	※2		128函10号『護摩肝要抄』（熙允本、粘葉装）あり。
20	序分義問答	1	冊	★				関連すると思しき聖教多数あるも書名から特定できず。
21	菩提心論私見聞	1	冊	★				69函2号『菩提心論私聞書（外題）』（袋綴装）などあるも、書名から特定できず。
22	菩提心論聞書	1	冊	菩提心論聞書〈乙〉（外題）	75函2号	1	袋綴装	
23	〈書出〉仏國禪師文殊指南圖讀上	1	冊					
24	内證佛法血脉等私見聞	1	冊	内證佛法血脉等私見聞（外題）	59函4号	1	袋綴装	
25	往生要集聞書	1	冊					
26	上素帖	1	冊	上素帖〈登心〉（外題）	46函5号	1	袋綴装	
27	安居院僧都問答條々	1	冊	安居院僧都問答條々〈式并法／則等〉（外題）※	117函2号	※2	綴葉装	269函5号『安居院僧都問答條々〈式并法則等〉』（綴葉装）あり。
28	諸大弟子	1	冊					
29	御請來録聞書	1	冊					
30	往生礼讃〈光／明〉抄三卷内（但未不足）	1	冊	往生礼讃〈光／明〉抄三卷内（第二自日没／第三訖後序）（外題）	94函3号	1	粘葉装	後欠。
31	花嚴孔目章述草第六	1	冊	花嚴孔目章述草第六（外題）	29函7号	1	袋綴装	
32	起信論略決釋抄	1	冊	起信論略決釋抄（外題）	16函2号	1	袋綴装	
33	古題加愚抄	2	冊	古題加愚抄（外題）※	36函1号1～8	※8	袋綴装。	『古題加愚抄』は書名の下に巻数など記すも煩雑により省略。
34	随自意抄	4	冊	随自意抄（外題）※	63函7・8号、65函1号1～23、266函7号1～8	※33	袋綴装	『随自意抄』は外題の下に論題を記すも煩雑により省略。
35	性相分別事	1	冊	性相分別事（外題）	49函7号	1	綴葉装	
36	小野廣澤授与	1	冊					
37	釋論抄出	1	冊	釋論抄出（外題）	23函7号	1	粘葉装	
38	教時義卷	2	冊	教時義卷第一・第二（外題）	32函1号1・2	2	粘葉装	
39	法事讃卷下見聞集	1	冊	☆				95函2号『法事讃卷上見聞集』（外題、綴葉装）あり。
40	往生礼讃聞書	1	冊	往生礼讃聞書（外題）	96函1号	1	綴葉装	
41	法華經品釋	1	冊	法華經品釋〈自提婆品／至分別功德品〉（外題）	38函6号2	1	袋綴装	38函6号1『法華品釋〈自無量義／至信解品〉』（外題、袋綴装）あり。
42	十数大綱	1	冊					
43	真言部尊事第二	1	冊					
44	遍明鈔四（但未不足）	1	冊	遍明鈔四（外題）	21函1号4	1	綴葉装	前後欠。
45	集要七	1	冊					
46	孟蘭盆疏私見聞抄第五	1	冊	孟蘭盆疏私見聞抄第五（尾題）	269函6号	1	綴葉装	
47	秘鈔口	2	冊					
48	十一問答	1	冊					
49	嚴王品	1	冊	嚴王品（首題）	319函2号3	1	粘葉装	外題は「嚴王品〈二十七〉」。良真手沢『法華經釋』のうち。

50	式聞書	1	冊					
51	聲聞斷證位次抄出	1	冊	聲聞斷證位次抄出 (外題)	113函10号	1	袋綴装	
52	大要雜抄 (但未不足)	1	冊	大要雜抄 (外題)	71函6号	1	綴葉装	後欠。
53	五教略文義下	1	冊	五教章略文義下卷一 (外題) ※	27函2号4	※2	綴葉装	27函2号5『五教略文義下三』 (外題、綴葉装) あり。
54	《書出》大方廣佛華嚴經隨疏演義鈔卷第一 (下)	1	冊	大方廣佛華嚴經隨疏演義鈔卷第一 (下) (首題)	106函1号2	1	粘葉装	前表紙欠。
55	覺意三昧文句	1	冊	覺意三昧 (外題) カ	91函5号	1	粘葉装	
56	普通授菩薩戒廣釋卷	3	冊	普通授菩薩戒廣釋・普通授菩薩戒廣釋 中・普通授菩薩戒廣釋 下 (首題)	62函1号1~3	3	粘葉装	下巻外題「普通授菩薩戒廣釋 巻下」。各巻尾題「普通授菩薩戒廣釋 上・中・巻下」。91函7号1・2に巻上・中あるも3冊揃うのは62函1号が該当するカ。
57	達磨和尚觀心破相論	1	冊	達磨和尚觀心破相論 (外題)	87函6号	1	粘葉装	87函7号『達磨和尚觀心破相論』 (外題、粘葉装) あり。
58	== (瑜祇) 聞書	1	冊					
59	業師要文	1	冊	業師要文 (中道房抄) (外題) カ	352函100号	1	綴葉装	
60	觀水 (灌頂法) == (瑜祇)	1	冊	觀水 (灌頂法) == (瑜祇) (外題)	329函114号	1	粘葉装	
61	菩提心論問談抄	1	冊	★				関連すると思しき聖教多数あるも書名から特定できず。
62	西域傳堪文	1	冊	西域傳堪文 (外題)	8函12号	1	綴葉装	
63	三聞書 (并) 諸流等也	1	冊					
64	華嚴略策	1	冊	華嚴略策 (外題)	29函3号	1	粘葉装	
65	辨顯密二教論上	1	冊	☆				72函5号『辨顯密二教論巻下』 (外題、粘葉装) あり。
66	神供次第	1	冊	神供次第 (外題) カ	10函6号	1	粘葉装	『荒神供次第』や内題を「神供次第」とする聖教が数点あるが、目録では外題採用の方針から本書が該当するカ。
67	《書出》法花經傳第六	1	冊	☆				34函2号1~3『法華經傳卷第四・五』『法華經傳記卷第九』 (首題、粘葉装) あり。
68	《書出》玄義要文第一	1	冊					
69	《書出》心銘	1	冊					
70	祐芥集	1	冊	祐芥集 (外題) ※	49函1号~14	※14	綴葉装	
71	明王部	1	冊					
72	浄土疑芥	1	冊	浄土疑芥 (別申小經部/善導法事讃) (首題) ※	94函4号1	※4	粘葉装	94函5号1『浄土疑芥 (通申説經部/群疑論第六)』、94函5号2『浄土疑芥 (通申説經部/群疑論第七)』、94函6号7『浄土疑芥 (別申觀經部/善導疏第四)』 (首題、粘葉装) あり。
73	施諸餓鬼飲食及水法并手印	1	冊	施諸餓鬼飲食及水法并手印 (外題)	113函12号	1	袋綴装	
74	分別功德	1	冊	分別功德 (第十七) (外題) カ	270函19号2	1	粘葉装	
75	能遍計執心	1	冊	能遍計執心 (三重遍計) (外題)	45函7号	1	横帳	
76	花嚴五教章要文集第二	1	冊	花嚴五教章要文集第二 (覆表紙外題) ※	116函2号2	※2	綴葉装	116函3号『花嚴五教章要文集第二』 (首題、綴葉装) あり。
77	涅槃講伽陀	1	枚	涅槃講伽陀 (外題) ※	277函90号	※2	折紙 (八折)	277函91号『涅槃講伽陀』 (外題、折紙 (八折)) あり。
78	發== (菩提) 心論抄	1	冊	★				『菩提心論抄 上』 (23函4号)、『菩提心論抄』 (尾題より、265函7号)、『菩提心論抄』 (355函22号) などあり。
79	諸尊	1	冊	★				14函1号1~5『諸尊』 (外題、綴葉装、鈔阿本)、45函1号1~5『諸尊』 (外題、綴葉装、熙允本)、347函55号『諸尊』 (外題、粘葉装) などあり。
80	玄義分聞書	2	冊	玄義分聞書 (宗旨門已下)・玄義分聞書 (從經論相違已下) (外題)	98函9号1・2	2	綴葉装	98函9号3は表紙欠失するも一具カ。
81	初坐句	1	冊	初坐句 (外題)	117函18号	1	横帳	
82	表白書様	1	冊					
83	律宗行事目心鈔	1	冊	律宗行事目心鈔 (上) (首題) カ	87函8号	1	粘葉装	
84	小學 (但以前を付札有)	7	枚					延宝目録【表1】No43
85	無外題巻物 (但以前を付札有)	1	巻					
86	鎮守讀經作法 (但未不足)	1	冊	★				関連すると思しき聖教多数あるも書名から特定できず。
87	無題号冊物 (但以前を付札有)	1	冊					
88	東要集二	1	冊					
89	金發揮抄	1	冊	金發揮抄 (外題) ※	71函2号1~3	※3	袋綴装	各冊とも表紙には「四帖ノ内」とあるも3冊のみ現存。

90	秘鈔口決	2	冊	★				66函3号『秘抄口決 異尊卷二』(首題、綴葉装)、349函15号3『秘抄第十一巻口決』(首題、横半帳)、349函15号4『秘抄第十二口決(本鈔/第十二)』(外題、綴葉装)、349函15号5『秘抄口決(本鈔第十三巻(末))』(外題、横半帳)などあるも特定できず。
91	一結(大事)	1	冊					
92	探玄記疏抄類聚	6	巻					「戒本見聞集」(413函1号4、卷子装)と仮題が付けられている断簡類の一部に、「探玄記疏抄類聚」と書かれた近代の巻紙が巻かれたものがある。本稿では精査に及ばなかった。
93	〈書出〉今師	1	巻					
94	無外題(但鳥ノ子様紙前後不足)	2	巻					
95	無外題神書(但不足物)	1	巻					
96	文句私見聞(内、第八/〈書出〉文句私見聞下、同十月十二日始之/右二冊者未不足)	5	冊	★				348函2号1『文句第一私見聞』(外題、袋綴装)から348函2号17『文句第八見聞』(外題、袋綴装)が該当するカ。首題に「文句私見聞下 同十月十二日始之」とあるのは348函2号4『文句第四私見聞(下)』(外題、袋綴装)が該当。
97	文句第八(ム(私)/物)上	1	冊		文句第八(ム(私)/物)上(外題)	42函3号2	1	袋綴装
98	法花文句第九下(私/物)	1	冊		法花文句第九下(私/物)(外題)	38函1号2	1	袋綴装
99	止観輔行序	1	冊		止観輔行序(并釋籤序)(外題)	42函5号	1	袋綴装
100	止観第四雜見聞	1	冊		止観第四雜見聞(内題)	71函3号2	1	袋綴装
101	十二品(但不足物)	1	包					

註：書名の表記は【表1】に同じ。■は梵字あるいは合字を示している。※は該当する聖教が2点以上あることを示し、点数欄ではその数を示した。該当が2点の場合、「称名寺聖教」番号が若いものを記載し、後のものを備考欄に記した。☆は同一の書名だが巻数が異なることを示している。★は書名が似ているなど、該当する可能性のある聖教が多数あり、特定できないことを示している。



東京大学史料編纂所研究成果報告 2023-4  
東大寺文書の近世・近代  
2021・2022年度一般共同研究研究成果報告  
2024年3月31日発行

編集 2021・2022年度一般共同研究  
「東大寺文書の近世・近代」グループ  
(研究代表者 森 哲也)

発行 〒113-0033  
東京都文京区本郷7丁目3番1号  
東京大学史料編纂所

印刷・製本 有限会社一正堂